

参考様式 1

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1-1

① 年月日・時間	2020年4月1日～2021年3月31日						
② 場所							
③ 相手方	公益社団法人 徳島地方自治研究所						
④ 参加者	臼木春夫、庄野昌彦、黒崎章、高井美穂						
⑤ 目的・内容	<p>本県の地方自治に資することを目的として、課題1は単年度、課題2は複数年度において調査研究を実施する。</p> <p>課題1 児童虐待の現状と課題について 徳島県内の市町村における児童虐待の種別や通告受付・対応を調査分析しながら、虐待対応システムの課題や変更すべき点がどこにあるかを検証する。</p> <p>課題2 捨てられる家(空き家)の課題について 本県においても人口減少により売却や利活用ができない家が生まれており、空き家の増加に伴い、害虫被害・不法投棄・治安・景観など、さまざまな問題も生じている。 そこで、本県の各市町村に対し現状や課題について調査を行うとともに、県内での取り組み事例を参考にし、問題の解決策を模索する。</p>						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払證明書	自動車使用記録簿
	調査研究費	200	10/10	200	委託契約書・収入印紙代		
		合計	200	/	200		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書

徳島県議会
新聞とくしま会長 白木春夫様

[販売]		
200円収入印紙	200円	1枚
		¥200
<hr/>		
小計		¥200
<hr/>		
課税計(10%)		¥0
(内消費税等)		¥0)
非課税計		¥200
<hr/>		
合計		¥200
お預り金額		¥200

収入印紙の買戻しや汚染・毀損した場合の交換はできませんのでご注意ください。



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2020年4月1日 13:55
担当: [REDACTED]
発行No. 200401J9631 端N55箱01
連絡先: 徳島県庁内郵便局
TEL: 088-625-4513

参考様式 1

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1-2

① 年月日・時間	2020年4月1日～2021年3月31日						
② 場所							
③ 相手方	公益財団法人 徳島地方自治研究所						
④ 参加者	黒崎章、高井美穂、庄野昌彦、臼木春夫						
⑤ 目的・内容	<p>本県の地方自治に資することを目的として下記の調査研究を実施する。</p> <p>1. 捨てられる家(空き家)の課題について 本県においても人口減少により売却や利活用ができない家が生まれており、害虫被害等のさまざまな問題が生じている。そこで、本県の各市町村に対し現状や課題について調査を行うとともに、県内の取り組み事例を参考にし、問題の解決策を模索する。</p> <p>2. 児童虐待の現状と課題について 増え続ける虐待に対し、児童相談所は通告受付、対応、一時保護、措置を一手に行っているが、困難事例の増加や人員不足等により機能不全を起こしている。そこで、県内の市町村における児童虐待の種別や通告受付・対応を調査分析しながら、虐待対応システムの課題や変更すべき点がどこにあるかを検証する。</p>						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払證明書	自動車使用記録簿
	調査研究費	1,000,000	10/10	1,000,000	2020年度調査研究委託料		
	事務費	880	10/10	880	上記に係る振込手数料		
	合計	1,000,880			1,000,880		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	
	経理責任者審査 

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

店舗内専用

預金口座振替請求書
 振込金受取書

依頼日 03年03月31日

お振込先 [REDACTED]

預金種目 普通 当座 その他

支店 (営業部)
 (出張所)

口座番号 [REDACTED]

振込手数料 消費税込

080

080

080

080

080

080

080

080

080

080

080

080

080

080

080

080

私は、振込規定を承諾のうえ振込を依頼します。銀行が承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

振込額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
[REDACTED]											

銀行 信組 農協 その他

振込額

000000000000

振込手数料

000000000000

消費税込

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

000000000000

うち 手形・小切手等

(*注意)

- 振込依頼書に記載相違等不備のあった場合には、照会書のため振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器・回線の障害等によって振込が遅延することがあつても当行は責任を負いません。
- 午後2時以後のご用命の場合は、当日中に入金できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

本受領書は、担当者認印での発行はいたしておりません。
 ご不明な点がございましたら、取扱店にご確認ください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。

株式会社 阿波銀行

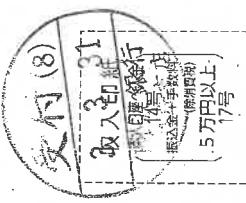
様

お名前(漢字)
 徳島地方自治研究所 様
 新風とくしま
 黒崎会長

お名前(漢字)
 徳島県議会 会長

お名前(漢字)
 おでんわ

備考



市町村の空き家対策に 関する調査（結果）

2021年3月31日

徳島県議会 新風とくしま

市町村の空き家対策に関する調査（結果）

公益社団法人 徳島地方自治研究所

常務理事 近藤義昭

事務局長 南礼子

I 調査の概要

(1) 調査の目的

総務省の住宅・土地統計調査（平成30（2018）年調査）では、徳島県の総住宅数38万700戸のうち、「空き家」は7万4,100戸（19.4%）、そのうち賃貸や売却用の空き家等を除く「利用予定のない空き家」は3万9,300戸（10.3%）となっている。徳島県内の市町村における「利用予定のない空き家」の率は平均で10.3%であり、それを下回っている市町村は4市4町（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、石井町、松茂町、北島町、藍住町）のみであり、すでに徳島県では10軒に1軒が「利用予定のない空き家」となっている。

今後、個人の新築、賃貸や売却用住宅の新築と併せて、人口の自然減と社会減も相まって、この「利用予定のない空き家」の件数は拡大していくと思われ、この「利用予定のない空き家」は道路への樹木の越境、放置されるゴミ、害虫などの発生、倒壊の危機などの問題を引き起こす可能性がある。

これらの課題への対策として、国は2015年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」という。）を施行し、市町村は倒壊の恐れがある「特定空家等」を代執行により解体できるようになったが、費用回収などの新たな課題も出ている。

そこで、「空家法」施行で可能となった危険空き家等の除去の課題を中心に、徳島県内の全市町村にご協力をいただき、利活用を含めた空き家対策の体制や取り組み等について調査を行った。

また、2020年6月に徳島県内では初となる略式代執行が鳴門市で行なわれており、この業務を遂行した担当者に略式代執行に至った経緯や課題について取りまとめていただいたので、参考資料として掲載した。

(2) 調査方法

本調査は調査票を用いた調査であり、徳島県内の全自治体（市町村）に調査票を配布し、空き家担当者に回答いただき、郵送のうえ回収した。

(3) 調査期間

2020年5月1日時点の状況について調査した。

(4) 回収状況

県内の全市町村から調査票を回収した。

※調査協力自治体 24市町村

（徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 吉野川市 阿波市 美馬市 三好市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 つるぎ町 東みよし町）

II 調査結果

問 1) 市町村名・担当者名・連絡先

問 2) 貴自治体の空き家対策の体制についてお答えください。

(1) 危険空き家等（空家法に基づく特定空家等）の除却について

(2) 空き家の利活用について

① 危険空き家等の除却について、専任の課・係・担当者がいる自治体はなかった。「兼務の担当者がいる」（23自治体）であり、「担当者がいない」（1自治体）だった。

1. 専任の課・局等がある	0
2. 専任の係がある	0
3. 専任の担当者がいる	0
4. 兼務の担当者がいる	23
5. 担当者がいない	1

② 空き家の利活用について、「危険空き家等の除却と同じ」（8自治体）、「除却と別にある」（15自治体）、「担当者がいない」（1自治体）だった。

1. 危険空き家等の除却と同じ	8
2. 危険空き家等の除却と別にある	15
3. 担当係がいない	1

③ 市町村ごとの空き家の除却および利活用の担当課は以下のとおり。除却および利活用の担当課・係が同じなのは8自治体（佐那河内村、石井町、牟岐町、北島町、松茂町、藍住町、板野町、上板町）だった。

市町村名	除却	利活用
徳島市	建築指導課	住宅課・庶務係内
鳴門市	まちづくり課・都市計画係内	商工政策課
小松島市	住宅課・住宅行政係内	秘書政策課・政策調整係内
阿南市	住宅課・住まいの安全・安心係内	ふるさと未来課・交流促進係内
吉野川市	建築営繕室	都市計画住宅課
阿波市	住宅課	企画総務課・地方創生推進室係内
美馬市	住宅・空き家対策課	にぎわい交流課
三好市	管理課	地方創生推進課
勝浦町	建設課	企画交流課
上勝町	建設課	企画環境課
佐那河内村		企画政策課・企画係内
石井町		総務課・地域情報係内
神山町	建設課・公共土木係内	産業観光課・商工観光係内
那賀町	防災課	まち・ひと・しごと戦略課
牟岐町		建設課
美波町	建設課	政策推進課

海 陽 町	建設課	まち・みらい課
松 茂 町		建設課
北 島 町		まちみらい課
藍 住 町		生活環境課・空き家係内
板 野 町		環境生活課
上 板 町		企画防災課
つ る ぎ 町	住宅環境課	まちづくり戦略課
東 み よ し 町	建設課	企画課

④ 空き家の除却および利活用の担当者数をみると、吉野川市を除いて除却は正規職員が兼務で担当している。担当者数1人が13自治体、2人が9自治体、3人が1自治体、4人が1自治体だった。

利活用では阿波市、那賀町において会計年度任用職員または臨時・非常勤等職員を専任で1人ずつ配置している。また、阿南市、吉野川市、三好市では会計年度任用職員または臨時・非常勤等職員を、上勝町では任期付短時間勤務職員をそれぞれ兼務で配置している。

市町村名	除 却	利活用	
	兼務(人)	専任(人)	兼務(人)
徳 島 市	2	0	2
鳴 門 市	2	0	2
小 松 島 市	2	0	1
阿 南 市	2	0	4(2)
吉 野 川 市	1(1)	0	2(1)
阿 波 市	4	1(1)	1
美 馬 市	2	0	2
三 好 市	1	0	2(1)
勝 浦 町	1	0	1
上 勝 町	1	0	3(2)
佐 那 河 内 村	1	1	0
石 井 町	2	0	2
神 山 町	1	0	1
那 賀 町	1	1(1)	1
牟 岐 町	1	0	1
美 波 町	1	0	1
海 陽 町	1	0	1
松 茂 町	2	0	0
北 島 町	3	0	3
藍 住 町	2	0	2
板 野 町	1	0	1
上 板 町	2	0	2
つ る ぎ 町	1	0	1
東 み よ し 町	1	0	1

* () は会計年度任用職員、臨時・非常勤職員の数

また、国土交通省国土交通政策研究所の全国調査によると、2017年時点で全体（1,172団体）のうち、空き家対策の専門職員を置いていないと回答した団体が31.8%あり、専門職員数1人以上と回答した自治体は19.9%だった。専任・兼任ともに回答のあった552団体については、1～4人の兼任職員のみで対応しているか、専門職員1人に兼任職員1～2人の体制が全体の71.0%を占めていた。

空き家の所有者調査における探索（固定資産税課税台帳、住民票、不動産登記簿、戸籍謄本などの確認または近隣への聞き取りなど）や所有者不明の場合の対応、危険空き家等の是正指導や代執行など、専門的な知識が必要な場合も多い。兼任職員やごく少数の専門職員では、技術や情報の共有・引継ぎは難しい場合も想定されるため、職員体制の弱さが空き家への対応力の低下につながる可能性もある。

空き家対策担当職員数

	専 任		兼 任	
	回答数	回答割合	回答数	回答割合
0人	373	31.8%	45	3.8%
1人	112	9.6%	345	29.4%
2人	58	4.9%	361	30.8%
3人	35	3.0%	183	15.6%
4人	9	0.8%	81	6.9%
5人	7	0.6%	32	2.7%
6人	4	0.3%	31	2.6%
7人	2	0.2%	7	0.6%
8人	3	0.3%	10	0.9%
9人	1	0.1%	7	0.6%
10人以上	2	0.2%	13	1.1%
無回答	566	48.3%	57	4.9%
合 計	1,172	100.0%	1,172	100.0%

（国土交通省国土交通政策研究所・2017年調査）

問3) 空き家の実態調査は行っていますか。

実態調査を行っているのは、21自治体（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、那賀町、牟岐町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町）だった。

また、実態調査を行っていない（3自治体）理由は、「2020年7月から調査する」（1自治体）、「担当者が不足している」（1自治体）、「過去に調査したが現在はしていない」（1自治体）だった。

1. 行っている	21
2. 行っていない	3

問4) 問3)で「1.行っている」と回答された方に伺います。

(1) 危険度別に実態調査をしていますか。

危険度別に実態調査しているのが、15自治体（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、勝浦町、石井町、牟岐町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、東みよし町）だった。

また、調査していない（6自治体）理由は、「予算が計上できない」（1自治体）、「担当者が不足している」（2自治体）、「調査の必要がない」（1自治体）、「その他」（2自治体）だった。

1. 調査している	15
2. 調査していない	6

(2) 危険度別の調査結果を教えてください。

危険度別の実態調査結果では、「5ランクで判定」が8自治体（徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦町、石井町、北島町、藍住町、東みよし町）、「4ランクで判定」が6自治体（阿南市、吉野川市、阿波市、牟岐町、美波町、板野町）、「3ランクで判定」が1自治体（松茂町）だった。

この危険度別調査は国の補助金を活用しており、判定は民間調査会社などに委託している場合が多く、危険度のみを判定しランク付けしている自治体もあれば、危険度と利活用度を合わせて判定しランク付けしている自治体もある。なお、この調査は外観のみが判定材料となっており、現実的に利活用できるかは内観の判定による。阿南市は空き家の利活用度を別に調査しており、上板町は危険度別は行っていないが、利活用度は調査している。

5 ランクで判定	8
4 ランクで判定	6
3 ランクで判定	1

(3) 危険度の高いランクに格付けされた空き家についてお答えください。

① 危険度の高いランクに格付けされた空き家の所有者を特定できていますか。

危険度別に実態を調査し、危険度の高いランクに格付けされた空き家の所有者を特定できているのが、10自治体（鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、石井町、美波町、松茂町、北島町、藍住町、板野町）だった。

1. 特定できている	10
2. 特定できていない	5

前述の国土交通省国土交通政策研究所の全国調査によると、空き家の所有者調査のきっかけは、「住民等からの個別相談・苦情」が84.9%ともっとも多かった。また、一般的な所有者調査のプロセスとして、登記簿等での所有者確認を行った後、住民票をはじめとする公的情報等を用いた所有者（死亡時には相続人）の追跡と居所確認を行い、所有者や相続人へ文書等により連絡するのが流れになる。しかし、同じく全国調査によると、「所有者の死亡を特定できたが、相続人が判明しない」物件が30.9%ともっと多く、「所有者や相続人の居所を特定できたが連絡がつかない」が21.5%、「そもそも所有者が不明」が18.5%となった。やはり、所有者死亡後の相続人の特定がもっとも大きな障害となり、所有者の特定が困難な状況となっていることがうかがえる。

	回答割合
所有者の死亡を特定できたが相続人が判明しない	30.9%
所有者や相続人の居所を特定できたが連絡がつかない	21.5%
そもそも所有者が不明	18.5%
所有者の生存を特定できたが居所が不明	13.1%
所有者の死亡を特定でき、相続人も判明したがその居所が不明	11.3%
所有者登記名義人が特殊	5.4%
その他	6.7%
無回答	12.9%
合 計	100.0%

(国土交通省国土交通政策研究所・2017年調査)

② 危険度の高いランクに格付けされた空き家の是正指導等を行っていますか。

危険度の高いランクに格付けされた空き家の是正指導等について、「所有者に適正管理を求める」(4自治体)、「近隣住民等からの通報・要望等を待って対応する」(9自治体)、「対応できていない」(1自治体)、「その他」(1自治体)だった。

1. 所有者に適正管理を求める	4
2. 近隣住民等から通報・要望を待って対応する	9
3. 対応できていない	1
4. その他	1

③ 是正指導等で改善された空き家はありますか。

是正指導等で改善された空き家があるのは14自治体（徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、石井町、美波町、牟岐町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、東みよし町）だった。

1. 是正指導等で改善された空き家がある	14
2. 是正指導等で改善された空き家はない	0
無回答	1

④ 是正指導等を行っても、改善されない空き家に対する対応はどのようにしていますか。（記述回答）

自治体が策定している空き家等対策計画に基づき「所有者に個別文書を送付し、対応がない所有者は定期的に通知するだけでなく、訪問し口頭では是正指導を行う」等、継続的に指導を続けるとの回答が多かった。具体的には「訪問時に除却の補助金活用を説明したり、法定相続人に維持管理依頼文書を送付し、空き家の管理者を探すよう努めている。「危険度の高い空き家で継続した指導にも対応してもらえない場合は特定空家に認定する」等の回答があった。また「対応できていない」との回答もあった。

⑤ 危険空き家を代執行または略式代執行で除却する予定はありますか。

危険空き家の除却の予定については、「略式代執行に着手中」(1自治体)、「代執行の予定がある」(1自治体)、「略式代執行の予定がある」(1自治体)、「予定がない」(12自治体)だった。

1. 代執行に着手中	0
2. 略式代執行に着手中	1
3. 代執行の予定がある	1
4. 略式代執行の予定がある	1
5. 予定がない	12

また、除却の予定がない理由は「専門的な知識、ノウハウの不足」(6自治体)、「所有者から費用の回収ができないことへの懸念」(2自治体)、「住民から除却要望が増加することへの懸念」(1自治体)、「空き家内に残っている動産の処分・保管等の懸念」(1自治体)、「その他」(2自治体)だった。

1. 担当者が少ない	0
2. 設計費を含め予算措置が難しい	0
3. 所有者から費用の回収ができないことへの懸念	2
4. 住民からの除却要望が増加することへの懸念	1
5. 専門的な知識、ノウハウの不足	6
6. 空き家内に残っている動産の処分・保管等の懸念	1
7. その他	2

問5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）に基づく「特定空家等」を把握していますか。

空家等対策の推進に関する特別措置法（空家法）に基づき、「特定空家等」を把握しているのは7自治体（鳴門市、吉野川市、美馬市、佐那河内村、美波町、牟岐町、上板町）、把握予定は5自治体（阿南市、三好市、勝浦町、上勝町、板野町）であり、10自治体は把握予定なし。無回答は2自治体だった。

1. 把握している	7
2. 把握予定である	5
3. 把握予定はない	10
無回答	2

「特定空家等」は空家法では措置の対象とされ、同法2条2項では「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全のために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」と定義されている。

ただし、「特定空家等」として認定すると、空家法に基づいて①所有者に助言・指導する、②勧告する、③命令する、④代執行する、という手段を踏まなければならない。国土交通省は「助言・指導を行うことにより、特定空家等の多くでは所有者の自主的な対応を促すことができる」との認識を示しているが、「特定空家等」の認定をすると空家法を適用しなければならなくなるため、認定に消極的な市町村もある。

問6) 空き家対策で国、県に対する要望がありましたら、ご記入ください。(記述回答)

【国への要望】

- ・除却後の土地の固定資産税の上昇が除却数の伸びない要因となっているため、税制度の再検討。
- ・民間事業者（不動産業者等）へ空き家に関する情報を提供し、物件（土地・建物）を市場へ流通させられるように、個人情報保護のための制限を緩和。
- ・相続人の全員が相続放棄する場合、相続財産管理人の選任の義務化や相続登記の義務化、代執行に係る動産等の保存期間等の明文化など法律改正。
- ・空き家の利活用促進を図るため、民間活力を利用した空き家バンク等を運営する組織の設立。
- ・道路沿いで危険な空き建築物が建っていることが多いが、10年間の跡地利用の制約※で、除去件数が増えないため、跡地の活用条件についても検討すべき。
- ・国の空き家対策総合支援事業補助金を活用したいが、対象が移住者に特化するため、希望する町内在住者も対象にしてほしい。

※国の住宅市街地総合整備事業制度要綱では、老朽建築物等の定義として「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、災害により著しく損壊し建築物でなくなった住宅を含む建築物」とされているが、跡地の利用制限はない。しかし、同じく定義として「使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない建築物であって、その除却後の跡地が地域の防災性向上のための計画的利用に供される、または跡地で建設される建築物を耐火建築物等または準耐火建築物等とすることが条例等により義務付けられている建築物」とされており、これは店舗・事務所・倉庫等は跡地の利用制限があるということである。

【県への要望】

- ・除却補助金の要件から道路閉塞の除外※を要望。
- ・老朽危険空き家等除却支援事業の県予算の拡大・拡充や市町村の代執行に対する県補助金の創設。
- ・除却事例の情報提供。

※徳島県空き家再生等促進事業のうち、老朽危険空き家等除却支援事業では市町村が所有者または事業者に補助する場合、対象経費の4分の1以内かつ上限20万円／棟とされており、「倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの。市町村が倒壊の危険性がある空き家としては是正指導したもの」が要件となっている。

まとめ

危険度調査を行っている自治体の除却担当者に電話でヒアリングした。まず、自治体における空き家問題への対応は近隣住民の通報・苦情から始まるのが多かった。国や県の制度を活用し、自治体ごとに除却費用の補助も行っているが、申請しても道路閉塞の条件にあたらなかつたり、まだ利活用できるために対象外となつたり、費用が高すぎて除却まで至らず放置される空き家もある。多くの自治体で、危険度の高い家から優先的に補助が執行されることが多いが、予算がなくなれば来年度以降の再申請を促している。そもそも、売却できる家は民間業者が介入するし、利活用できるのであれば空き家バンクに登録できる。また、指導や代執行により、修繕や樹木の伐採などは正措置を施し、一時的に空き家等の状態が改善したとしても、空き家自体が除却されるまで繰り返し悪影響が発生し続

けてしまう。また、建物除却後の跡地が空き地として残り続け、新たな問題を引き起こす等の課題は残る。

今後、この課題を含め、過疎化や少子化による相続放棄や相続人のない事案の増加が考えられるため、財産管理人制度の活用も必要となる。埼玉県川口市では、相続人不存在の空家対応マニュアルとして埼玉弁護士会推薦弁護士とのプロジェクトチームで策定した「財産管理人制度の利用の手引き」が発行されている。これは、代執行の課題、特にどのような事案が財産管理人制度を活用するのに適しているかが、具体的な事例に基づき解説されている。

ここでの課題は、所有者不明につき財産管理人制度を活用し略式代執行しても、土地が売却できない場合や資産の価値が是正費用に満たない場合は費用の回収はできない。また、相続放棄となつても民法上では空き家の管理責任は残るため、近隣に損害が発生すれば賠償請求も可能であるが、現実は裁判まで至らず泣き寝入りとなる場合も多い。

財政的課題として、空家法の施行で特定空家を代執行で除却できるようになったが、どれだけ公費を投入すべきか、所有者不明や相続人不在の物件の数が増加した場合に、直接費用と人件費も限界になることも考えられる。総務省が2019年1月に公表した空き家対策に関する実態調査では、「相続人の特定にかかる事務負担が大きい」「担当する職員が足りない」「代執行の手順がわからない」などの回答もあった。担当者のヒアリングでも「空家法では代執行できるが、現実的に費用回収は見込めないうえに、すでに個人負担で除却している住民もいるため、安易に代執行に踏み込めない」との意見もあった。

空家法では、第8条（都道府県による援助）、第15条（財政上の措置及び税制上の措置等）で国及び県の役割も位置づけており、危険空き家等の所有者調査、指導、勧告、代執行等の各段階で法的課題や財政的課題に支援も行うことで、市町村をサポートする必要があるだろう。

同法第6条には「市町村は空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策計画を定めることができる。また、同法に基づいて、市町村は空家等対策計画の作成・変更・実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」とされており、計画の策定と協議会の設置が国の空き家対策総合支援事業の補助要件となるため、全市町村において対応できるよう、県の積極的な支援をお願いしたい。2019年10月1日時点の策定、設置状況は以下のとおり。

	空家等対策計画	法定協議会
徳島市	策定済	設置済
鳴門市	策定済	設置済
小松島市	策定済	設置済
阿南市		
吉野川市	策定済	設置済
阿波市	策定済	設置済
美馬市	策定済	
三好市		
勝浦町		
上勝町		
佐那河内村	策定済	設置済
石井町	策定済	設置済
神山町		
那賀町		
牟岐町	策定済	設置済

美 波 町	策定済	設置済
海 陽 町	策定済	設置済
松 茂 町	策定済	設置済
北 島 町	策定済	
藍 住 町	策定済	設置済
板 野 町		
上 板 町		設置済
つ る ぎ 町	策定済	設置済
東 み ょ し 町	策定済	設置済

(2019年10月1日時点・国土交通省HPより)

また、市町村においても所有者に対し、利活用や除去の情報提供や動機付けを促すだけでなく、民間活力も利用した空き家の流通整備が求められる。山形県鶴岡市では、官民連携で空き家の整理や跡地の有効活用につなげる仕組みをつくるため、2013年にNPO法人つるおかランド・バンクが立ち上げられており、官民が連携し、空き家と空き地を解消する形で密集市街地を再生する活動が行われている。

本調査(問2)の結果によれば、徳島県内の全市町村では危険空き家等の除却に専任の担当者が配置されておらず、除去できない理由(問3⑤)で「専門的知識やノウハウ不足」(6自治体)がもっとも多かったように、今後の課題として判定する職員の知識や技術力の向上が不可欠となる。徳島県は「空き家対策・事例集」を、徳島県住宅供給公社も「特定空家等対策マニュアル」を発行するなど、市町村の事業が円滑に進められるよう図られているが、今後も危険空き家等の是正指導について、県のさらなる支援が重要になると思われる。

危険空き家等の是正指導は住民の安全にかかわる事項であるが、調査、指導、勧告、代執行等の各段階で法的課題も多く、知識と経験を必要とする業務である。しかし、兼務の担当者のみで対応する市町村単独では困難を伴う行政課題であるため、この危険空き家等の是正指導に関する知識と経験を補う手段を早急に検討する必要があるのではないか。

例えば、徳島県滞納整理機構は市町村税等の滞納整理を共同で処理し、滞納整理の知識と経験を補う手段としている。今のところ、危険空き家等の是正指導について市町村で共同処理する程の件数はないと思われるが、今後の状況によっては、この方法も調査研究しておく必要がある。

当面は、県が市町村からの相談に対し、危険空家等の是正指導について具体的に提案できる体制を構築する必要がある。市町村の抱える各事案について、着手から完了までのスケジュールや注意すべきこと等を提案できるよう、マニュアルと人的資源を整える必要がある。

《補足説明》

・特定空家等

2015年5月26日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、『特定空家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう』とされる。特定空家等に指定された後に自治体から改善の「勧告」を受けると、「住宅用地の特例措置」の対象から除外され、固定資産税の優遇措置が適用されなくなる。特定空家等に指定される要因となった不適切な箇所を改善すれば、特定空家等から解除される。

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法
(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

- (財政上の措置及び税制上の措置等)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

・行政代執行

所有者に代わり、行政が適正管理に向けて取り組む。道路に越境している木の枝を切ったり、放置されているゴミを撤去したり、倒壊しそうな家屋を解体することができる。何度も改善を要求しているにも関わらず所有者が対応してくれない場合、行政が強制的に敷地に立ち入り、必要な対策をとる。これらの適正管理は本来、空き家所有者の責任であるが、行政代執行が行われるのは緊急性が高いと判断された時のみで、行政代執行の費用は所有者に請求されることになる。まずは行政から指導があり、勧告・命令を経て代執行の手続きに進む。建物の所有者が判明していれば行政代執行となり、費用は財産差押などで強制的に徴収される。所有者が特定できなければ、略式代執行の措置がとられる。

・略式代執行

所有者が特定できていないため、費用は財産管理人制度で補填する。行政代執行よりも早く建物への対応ができるものの、補填しきれなかった部分の費用は税金で負担することになる。

・徳島滞納整理機構

市町村税等の滞納整理を共同で処理するため、2007年に徳島県市町村総合事務組合内に設置された。県内の全市町村が関わり、市町村税等の大口・困難な滞納事案を専門に迅速かつ効率的に処理する。徳島県市町村総合事務組合は特別地方公共団体であり、地方自治法第285条の「複合的一部事務組合」として設立された。

《参考資料》

- ・2017 特定空家等対策マニュアル（徳島県住宅供給公社・2017年2月）
- ・国土交通政策研究154号（国土交通省国土交通政策研究所・2020年2月）
- ・捨てられる土地と家・米山秀隆著（株式会社ウェッジ・2018年7月）
- ・自治総研通巻503号（公益財団法人地方自治総合研究所・2020年9月）

※当研究所2019年度定期総会時（2019年8月8日開催）に「空き家の実態と将来展望、今後の課題」と題し、株式会社シンクダイン研究主幹の米山秀隆さんに、空き家の問題と今後の課題についてご講演いただいた。この講演内容は徳島自治113号（2020年1月発行）に記載しているので、ご参照いただきたい。

鳴門市における略式代執行について

鳴門市経済建設部まちづくり課

1 はじめに

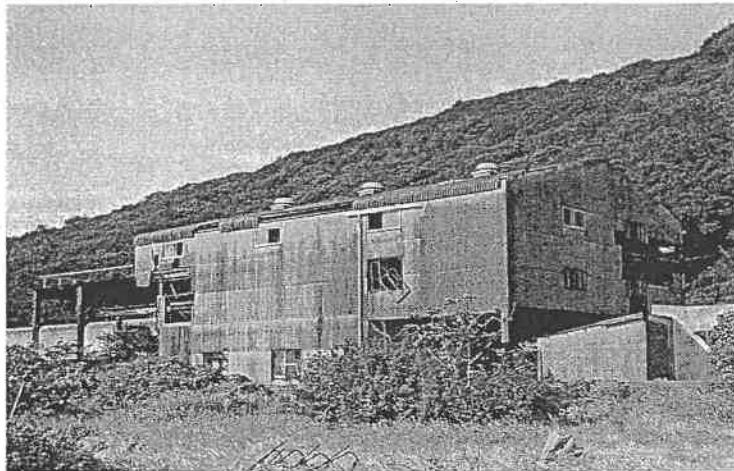
本市では令和2年6月、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）第14条第10項の規定に基づき、徳島県内で初めて略式代執行による特定空家等の除却工事に着手しました。その検討過程や必要となった手続きなどについて記します。

2 略式代執行の検討に至った経緯

対象の建物は昭和46年建築の鉄骨造3階建、延べ面積約773m²の作業場（造船所）です。この建物は、平成13年に破産した造船会社のものであり、破産手続きの中で換価しきれず、管理者不在となっていました。

建物は老朽化が進み、強風により屋根や外壁などが剥がれて落下するなど、徐々に周辺への悪影響がみられるようになりました。平成29年には台風による強風で外壁等が飛散し、民家の屋根瓦が破損する被害が発生したため、市へ対応を求める嘆願書が地元自治会から提出されました。

現状のままでは、台風による飛散や地震による倒壊など、前面道路や周辺民家へのさらなる悪影響が想定される上、将来にわたって対応できる者が存在しないことから、本市では空家法に基づく略式代執行の実施を含めた検討を進めてきました。



略式代執行の対象となった建物。
管理者不在だったが、老朽化により近隣に被害を及ぼしていた。

3 現状・課題整理

検討を進めていくにあたり、対象の建物の状態や周辺の状況、権利関係など現状と課題の整理を行いました。整理にあたっては、他自治体の事例を参考にしながら、本市の顧問弁護士に不動産の所有権や債権の考え方、債権者との調整の必要性などを相談し、法的な観点から見解を伺いました。

3-1 建物の状態・周辺状況

対象の建物は屋根や外壁が剥落により一部穴が生じており、その破損範囲は今後さらに拡大してい

く可能性が高い上、一般住宅等に比べ大規模な建物であるため、強風による飛散や倒壊等の影響は、前面道路や周辺民家まで広く及ぶと考えられました。前面道路（市道・幅員 2.5m）は、地域住民にとって欠くことのできない生活道路・避難路であり、災害時の避難や消防活動への悪影響も懸念されました。実際に道路への落下や周辺民家への被害が発生しており、管理者不在につき今後も同様の事態が発生する可能性が高いと考えられました。

3-2 所有権・債権

建物の所有は破産した法人名義のため所有者等不存在ですが、土地に関しては個人所有となっています。また、複数の債権者が建物と土地の両方に根抵当権を設定していました。土地所有者である個人は法人とは別人格であり、現に建物を管理している実態もないことから、建物の処分に関する法的な責任は負わないと考えられます。債権者については、そもそも物件に対する法的責任が発生することはありません。

3-3 費用回収

略式代執行は所有者等が存在する場合の行政代執行とは異なり、所有者等不存在の場合の手段であることから、費用の回収は困難であるとされます。土地と建物の所有者が同一の場合は、除却後に財産管理制度を用いて、土地を売却することで費用回収できる可能性もありますが、本件については、土地所有者が建物所有者と異なるため、この手法によることはできませんでした。

また、更地になると土地の価値が上がり、土地所有者が利益を得る場合があるため、土地所有者にも費用負担その他のリスクを求めることが考えられますが、本件の場合、この土地の地域は、市街地からは離れて人口減少が進むなど、比較的土地の需要は低く、破産時にも不動産の売却に至らなかつたことや、根抵当権が設定されており、土地所有者自身も自由に処分できないことなどから、除却後に土地所有者が得る利益は極めて限定的であると考えられます。

債権者についても、更地になることで利益を得る場合が考えられますが、前述のとおり債権者に関しては、法的責任がないことから、更地になることにより土地所有者・債権者が得る利益は、あくまで反射的利益に過ぎないという判断となります。

4 方針の検討

整理した現状と課題を踏まえ、略式代執行実施に向けた方針について検討を行いました。

4-1 略式代執行実施にあたっての市の考え方・姿勢

空き家の適正な管理は原則として所有者等自身が行う必要があり、本市は補助制度などの施策により支援し、可能な限り代執行に至る以前の解決を図ることを基本としています。しかし、本件については、所有者の法人が破産した特殊なケースであり、費用回収が困難であるものの、地域住民の生命、生活環境の保全や防災の観点から、相当の公益性・切迫性を考慮した上で、略式代執行という手段が必要であると判断しました。

ただし、所有者等が存在する場合は必ず費用徴収を行うことはもちろん、相続人不存在などで所有者等が確知できない場合でも、引き続き所有者等の調査を継続し、新たな所有者等が現れた場合は、その者から徴収するなど、可能な限り費用回収を行っていく姿勢が重要となります。

4-2 略式代執行の適用

略式代執行を行うにあたっては、空家法第14条第10項の「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）」という要件を充足する必要があります。

個人所有の空き家の場合は、所有者の死亡後も相続人（措置を命ぜられるべき者）が存在する可能性がありますが、本件の場合は法人の破産により措置を命ぜられるべき者が存在しないことが明白であり、この要件を充足すると判断しました。

5 手続き・苦労した点など

略式代執行の実施に至るまでには、法的な手続き以外にも様々な調整が必要となり、本市としては初の取り組みであったため、相当の時間と労力を要しました。

5-1 債権者との調整

債権が設定された建物を解体する場合は、後々のトラブル防止のため、債権者に承諾を得るなど、調整を行うのが一般的ですが、これは基本的に所有者等と債権者との間で行うものであり、行政が特定空家等に対し代執行を行うような場合に、行政が債権者との調整を行うことは必ずしも必要ではないとされています。

しかしながら、本市においては債権者との調整を可能な範囲で行った上で略式代執行に着手することが望ましいと考え、債権者二者に事情を説明し、解体の承諾などの調整を行いました。

5-2 国・県との協議

略式代執行の実施にあたっては、国費及び県費を活用するため、事前に県の担当者に相談し、国費の概算要望時には通常案件（空き家所有者等への補助）とは別に、個別案件として国のヒアリングを受け、費用回収が困難であり、略式代執行の実施が妥当であることを説明する必要がありました。

※国費：空き家対策総合支援事業（事業費の2/5）

県費：徳島県空き家再生等促進事業（事業費の1/5・上限20万円）

5-3 予算化・議会への説明

予算としては、設計を令和元年度9月補正予算、工事を令和2年度当初予算に計上しました。

議会では費用回収の可能性や、除却により土地所有者や債権者が利益を得ることの是非、事例を作ることによる他の空き家所有者の管理意識への影響などについて質問がありました。

これに対し、本件が破産した法人所有の建物であることや、建物と土地の所有者が異なり、それぞれに債権が設定されていることなど、特殊なケースであることを踏まえた上で、本来は所有者等による適正管理が原則であるとしながらも、地域住民の生活環境保全・防災の観点から、本件については略式代執行の手段が必要であること、費用面については国等の補助金を活用しつつ、費用回収の可能性についても研究・検討することなどについて説明を行いました。

5-4 特定空家等への認定及び措置・地元への説明

空家法に基づく特定空家等の措置手続きにあたり、空き家対策に関する府内検討委員会で事前に協議を行うとともに、市の附属機関である審議会に諮問を行い、特定空家等に関する審議を行いました。

そして、令和元年9月に特定空家等として認定するとともに、土地所有者に助言・指導し、11月に勧告を行いました。

ここで、土地所有者に助言・指導、勧告を行ったのは、建物の処分に関する権原を持たない土地所有者であっても、それらの措置を行う必要があるとされているものです。また、地元に対しては自治会総会に出席するなどし、工事の進め方やスケジュール等について説明を行いました。

5-5 工事設計～略式代執行宣言・着工

特定空家等の措置手続きと並行して、工事設計を令和元年度中に行いました。令和2年4月に略式代執行の実施に係る事前の公告を行い、同年6月に略式代執行宣言を実施しました。その後、解体撤去工事に着工し、8月末時点では建物の撤去を終えている状況です。

6 その他

◇略式代執行費用

本件に係る費用は令和2年8月末時点で約1,600万円の見込みとなっています。

◇鳴門市における行政措置の実績

本市における、特定空家等に対する行政措置の実績は次のとおりです。これらの措置により、除却や改善などにより、令和2年8月末時点で市内の特定空家等は1件まで減少するなど、所有者等による自主的な解決が図られています。

平成29年度 助言・指導 2件

平成30年度 助言・指導 1件

勧告 1件

令和元年度 助言・指導 2件

勧告 1件

7 まとめ

人口減少・少子高齢化に伴い全国的に空き家の増加が進む中、国では空家法の改正に向けた見直しに着手し、所有者不明土地法を施行するなど、空き家対策は行政の重要課題となっています。今回は、行政による略式代執行についての事例紹介でしたが、今後、増え続ける空き家に対応するためには、代執行に至る前に解決が図られることが重要であり、所有者等による適正管理を原則とし、それを促進・支援するための取り組みを行っていきたいと考えています。

市町村の空き家対策に関する調査

2020年5月

公益社団法人徳島地方自治研究所

【質問項目】

あてはまる回答番号に○、あるいは空欄に必要事項をご記入ください。
なお、回答は2020年5月1日の状況についてご記入ください。

問1) 市町村名・担当者名・連絡先についてお答えください。

- ・市町村名 ()
- ・担当部署名 ()
- ・担当者名 ()
- ・連絡先 (電話 ()) (E-mail ())

問2) 貴自治体の空き家対策の体制についてお答えください。

(1) 危険空き家等(空家法に基づく特定空家等)の除却について

①該当するものに○をつけて、係名等をご記入ください。

1. 専任の課・局等がある () 課・局 ()
2. 専任の係がある () 課・局 () 係 ()
3. 専任の担当者がいる () 課・局 () 係内 ()
4. 兼務の担当者がいる () 課・局 () 係内 ()
5. 担当者がいない ()

②担当者数についてお答えください。

専任 () 人 (内 会計年度任用職員、臨時・非常勤職員 () 人)

兼務 () 人 (内 会計年度任用職員、臨時・非常勤職員 () 人)

(2) 空き家の利活用について

①該当するものに○をつけて、係名等をご記入ください。

1. 危険空き家等の除却と同じ ()
2. 危険空き家等の除却と別にある () 課・局 () 係内 ()
3. 担当係がいない ()

②担当者数についてお答えください。

1. 専任 () 人 (内 会計年度任用職員、臨時・非常勤職員 () 人)

2. 兼務 () 人 (内 会計年度任用職員、臨時・非常勤職員 () 人)

※次ページに続く

問3) 空き家の実態調査は行っていますか。

1. 行っている
2. 行っていない →理由を以下のうちから、1つお答えください。⇒次は問5)へ
 1. 予算が計上できない
 2. 担当者が不足している
 3. 調査の必要がない
 4. その他(具体的に)

問4) 問3)で「1.行っている」と回答された方に伺います。

(1) 危険度別に実態調査をしていますか。

1. 調査している
2. 調査していない →理由を以下のうちから、1つお答えください。⇒次は問5)へ
 1. 予算が計上できない
 2. 担当者が不足している
 3. 調査の必要がない
 4. その他(具体的に)

(2) 危険度別の調査結果を教えて下さい。

危険度ランク	危険度判定基準	棟数
高		
低		

※判定基準について作成したものがありましたら、別紙にて提供いただきますようお願いします。

(3) 危険度の高いランクに格付けされた空き家についてお答えください。

①危険度の高いランクに格付けされた空き家の所有者を特定できていますか。

1. 特定できている (調査件数 件) (内 所有者不明・不在等 件)
2. 特定できていない

②危険度の高いランクに格付けされた空き家の是正指導等を行っていますか。

1. 所有者に適正管理を求める
2. 近隣住民等からの通報・要望等を待って対応する
3. 対応できていない
4. その他（具体的に）

③是正指導等で改善された空き家はありますか。

1. ある
2. ない

④是正指導等を行っても、改善されない空き家に対する対応はどのようにしていますか。

（具体的に）

⑤危険空き家を代執行または略式代執行で除却する予定はありますか。

予定がある場合は件数もご記入ください。

1. 代執行に着手中 (件)
2. 略式代執行に着手中 (件)
3. 代執行の予定がある (件)
4. 略式代執行の予定がある (件)
5. 予定がない →理由を以下のうちから、1つお答えください。
 1. 担当者が少ない
 2. 設計費を含め予算措置が難しい
 3. 所有者から費用の回収ができないことの懸念
 4. 住民からの除却要望が増加することへの懸念
 5. 専門的な知識、ノウハウの不足
 6. 空き家内に残っている動産の処分・保管等の懸念
 7. その他

（具体的に）

問5) 空き家対策特別措置法に基づく、「特定空家等」を把握していますか。

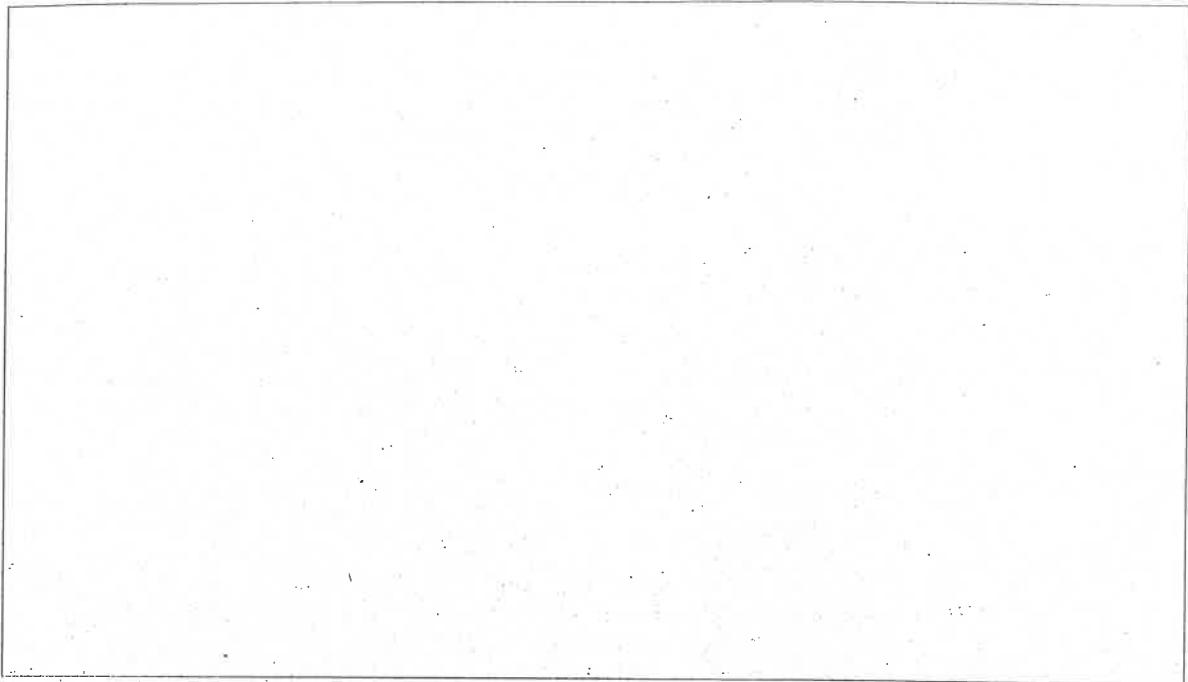
把握していましたら、件数をご記入ください。

1. 把握している (件) (内 所有者不明・不在等 件)
2. 把握予定である (件)
3. 把握予定はない

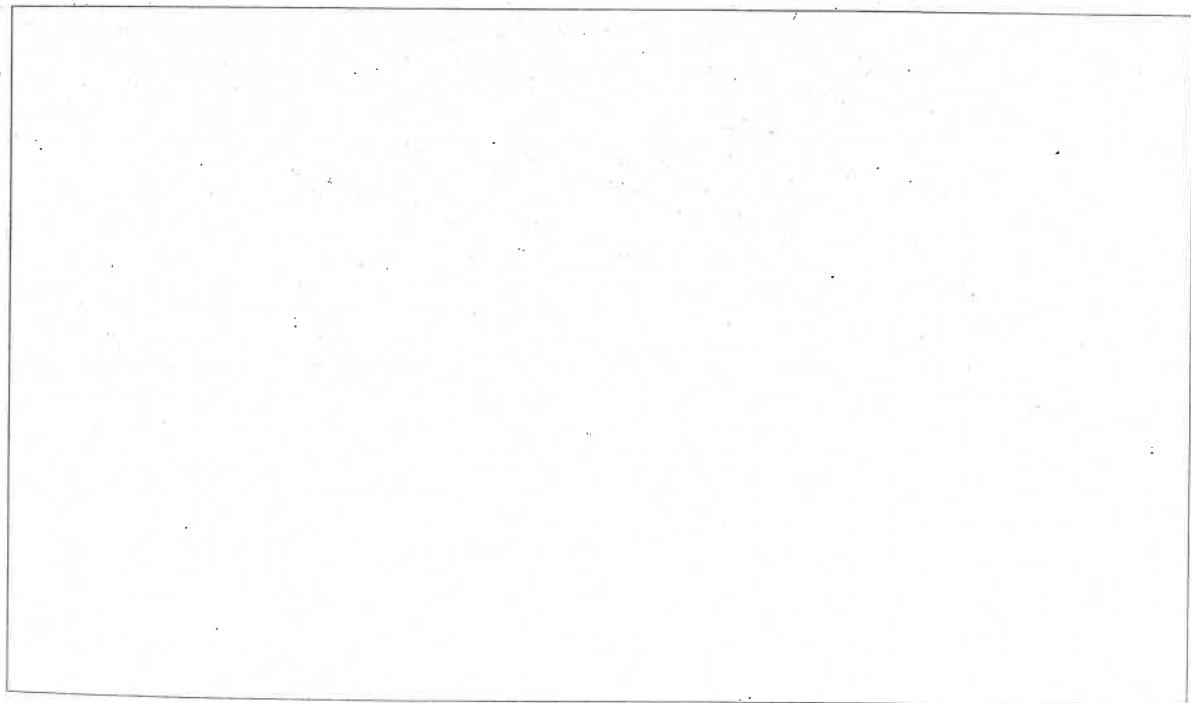
※次ページに続く

問6) 空き家対策で国、県に対する要望がありましたら、ご記入ください。

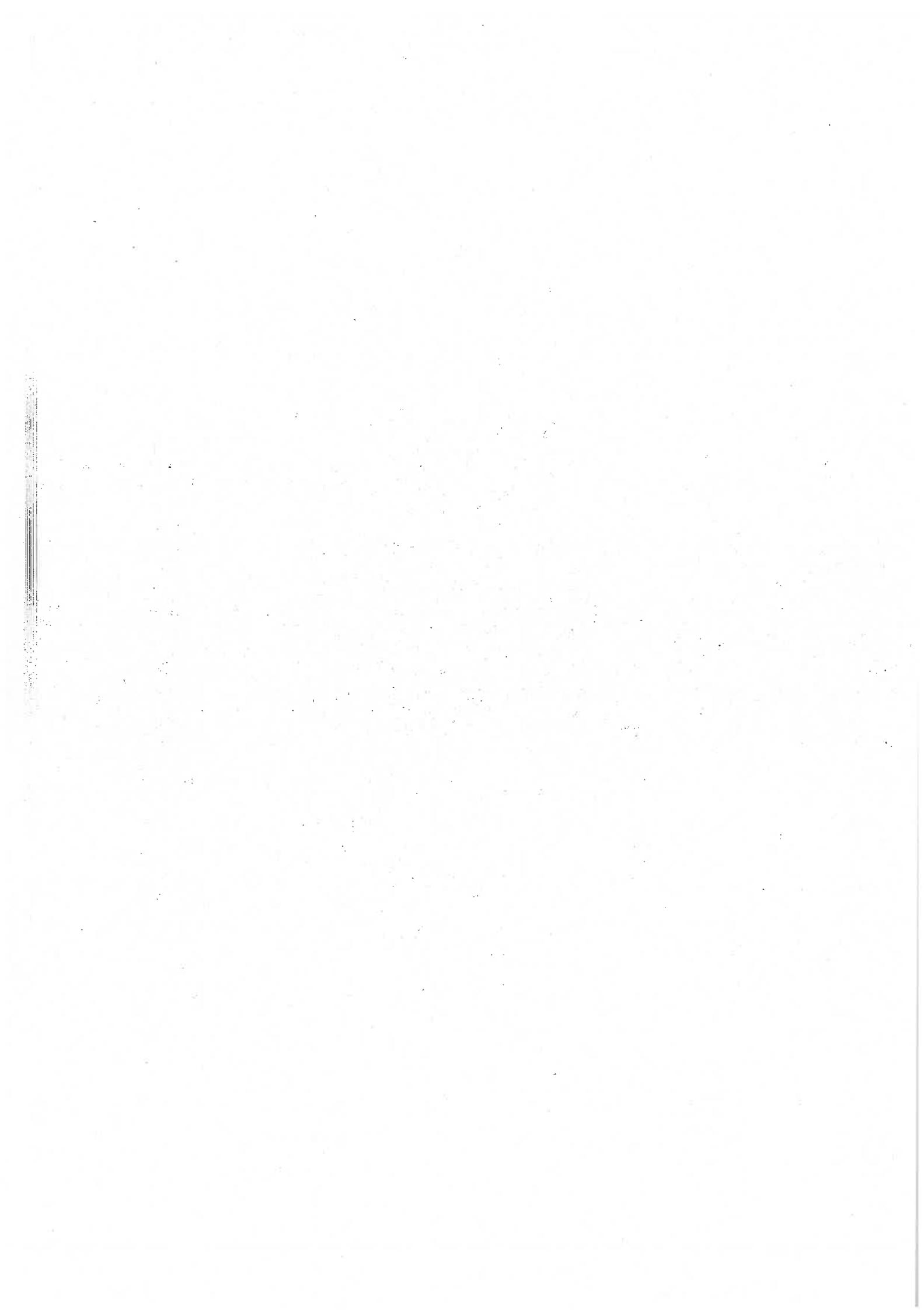
国への要望

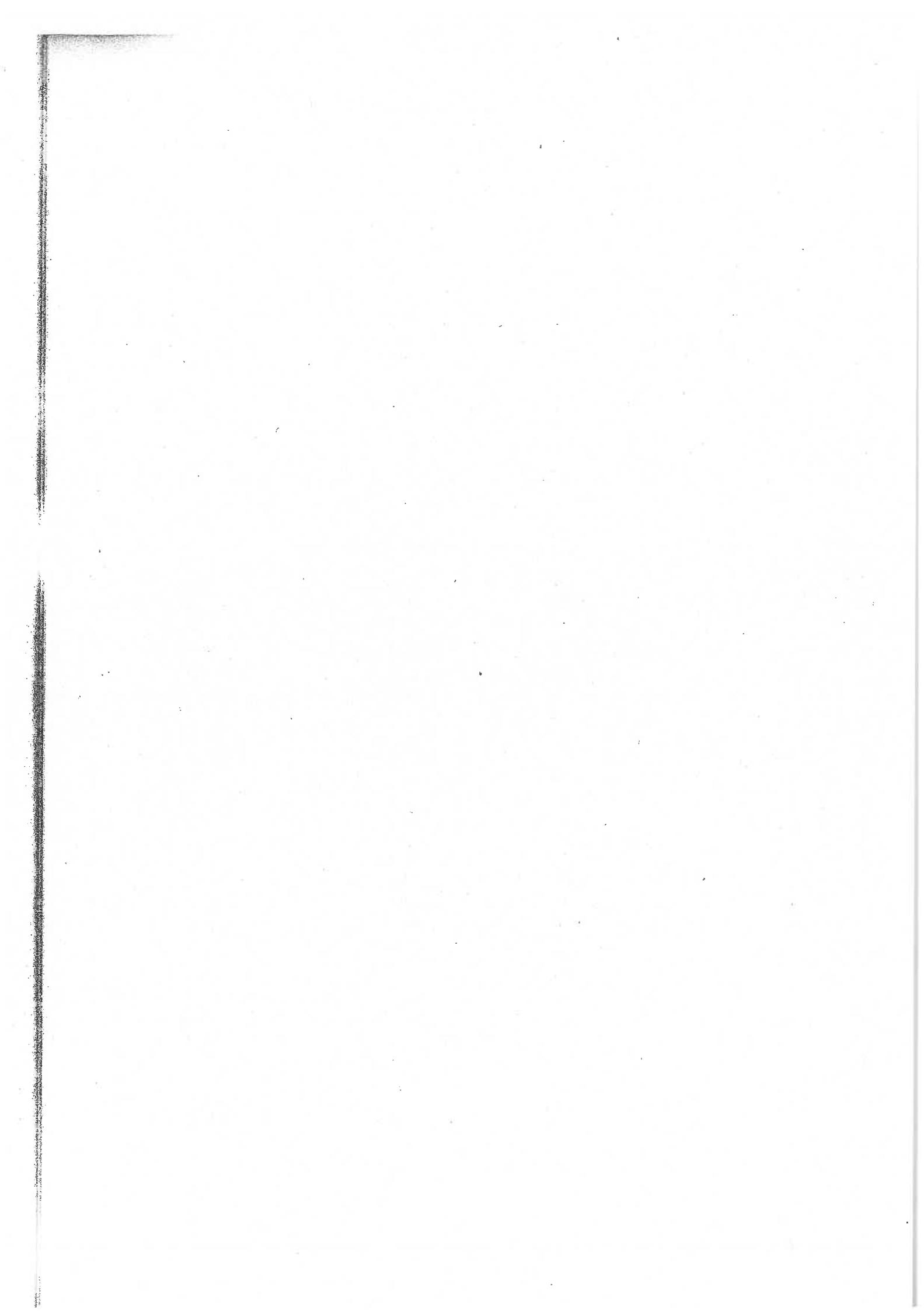


県への要望



調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。



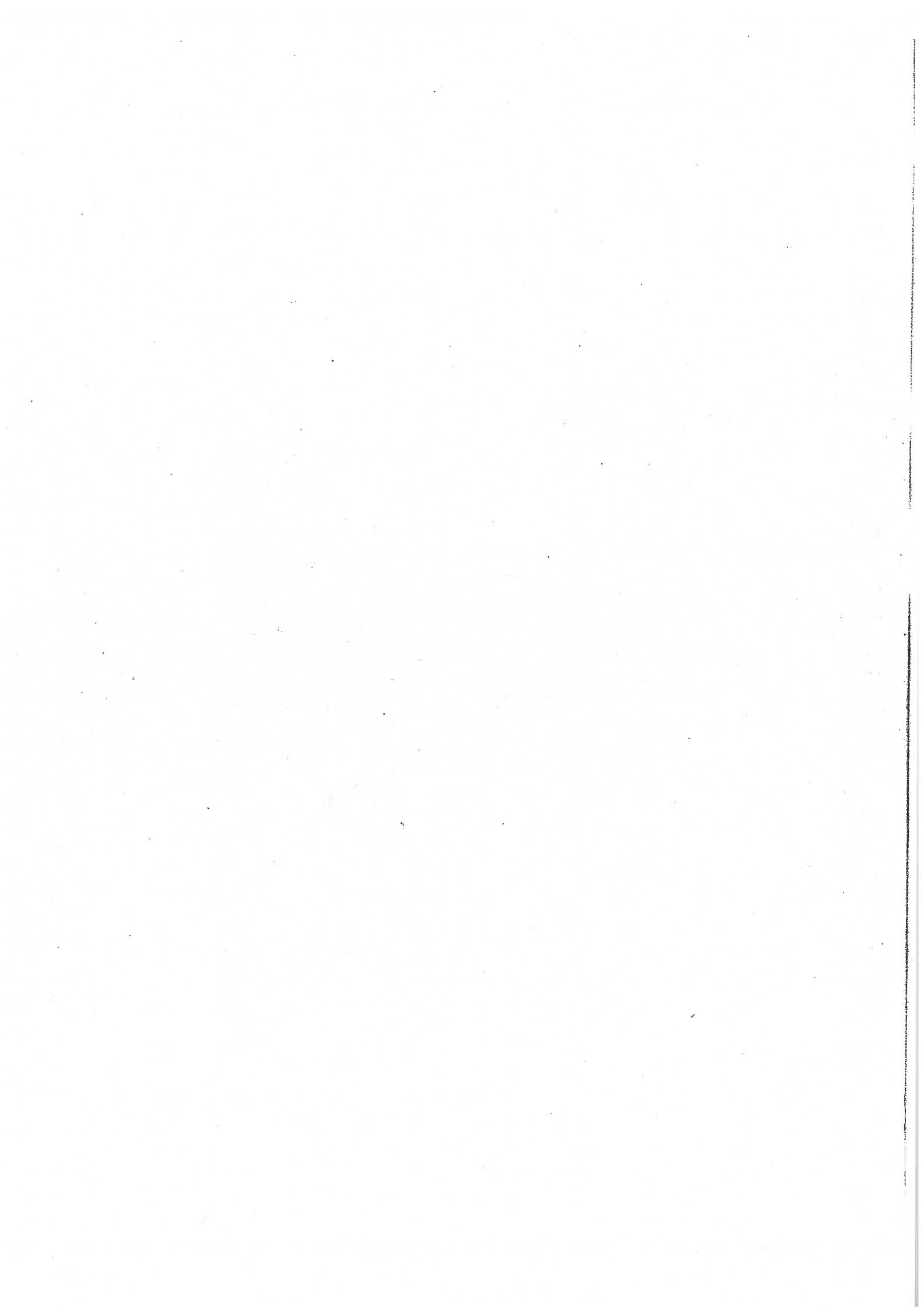




児童虐待対応の現場実態を把握する ためのアンケート調査（結果）

2021年3月31日

徳島県議会 新風とくしま



児童虐待対応の現場実態を把握するためのアンケート調査（結果）

公益社団法人 徳島地方自治研究所

I 調査の概要

(1) 調査の目的

重篤な児童虐待死事件が後を絶たず、2018年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プランが策定されたものの、対応件数は増加の一途をたどっている。同年に児童虐待防止対策の強化にむけた緊急総合対策も出されたが、虐待を予防するためには早期からの養育支援や虐待発生時の迅速な対応が求められる。

そこで、児童虐待対応を担当する職員にアンケート調査を実施し、現場実態を把握するとともに、今後の課題を整理し関係機関に提言する。

(2) 調査方法

本調査は、調査票を用いた調査であり、自治体における児童虐待対応の担当課を通じて職員に配布し、回答者には回答済み調査票を封筒に封入してもらい、郵送のうえ回収した。

(3) 調査期間

2020年5月1日時点の状況について調査したが、件数については2020年4月1日から4月末日までを対象とした。

(4) 調査対象

本調査は、徳島県および県内の市町村で児童虐待対応を担当する職員である。

(5) 回収状況

調査票は152人に配布し、そのうち回収数は76人、回収率は50.0%であった。

(6) 調査メンバー

本調査は以下のメンバーを中心に調査を行い、集約結果について考察した。

山本 準（徳島地方自治研究所理事長）

中川 孝文（徳島地方自治研究所副理事長）

近藤 義昭（徳島地方自治研究所常務理事）

畠山 輝雄（徳島地方自治研究所理事）

藤原 学（徳島地方自治研究所理事）

永穂とも美（徳島地方自治研究所理事）

河野 大輔（徳島地方自治研究所主任研究員）

山田みゆき（徳島地方自治研究所研究員）

南 礼子（徳島地方自治研究所事務局長）

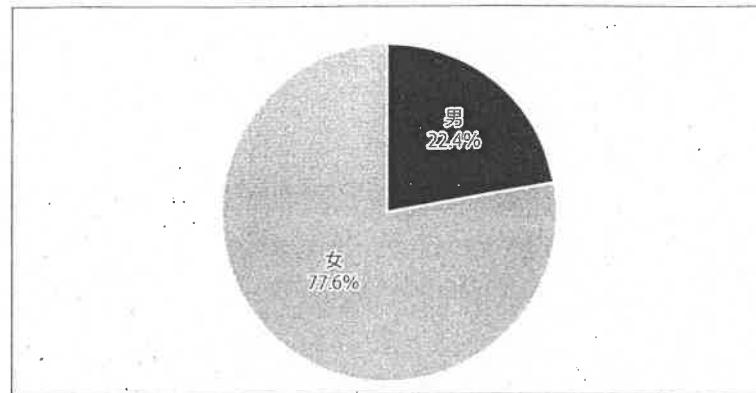
鹿山 美穂（徳島地方自治研究所事務局員）

II 調査対象者の属性

調査対象者の基本属性として、①性別、②年齢、③勤務自治体、④勤続年数、⑤採用職種、⑥保有している資格について、以下において確認する。

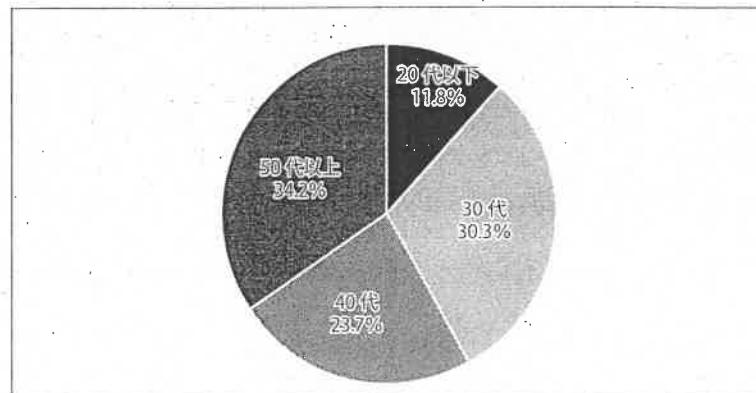
① 性別

性別でみると、男性 17 人 (22.4%)、女性 59 人 (77.6%) であった。



② 年齢

対象者の年齢でみると、50 代以上 26 人 (34.2%) が最も多く、40 代と合わせると半数を超えた。



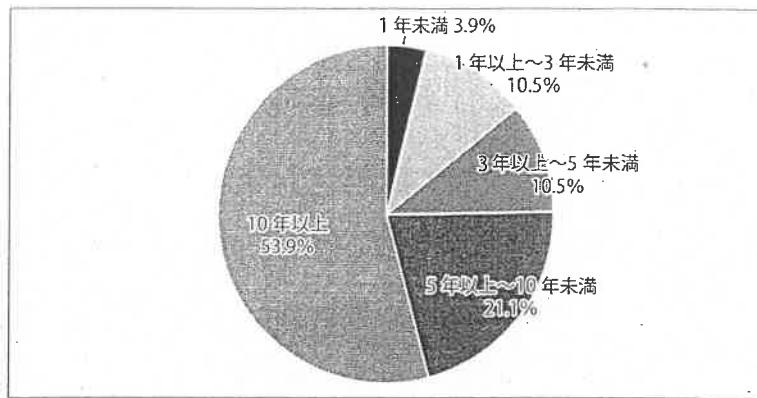
③ 勤務自治体

勤務自治体でみると、県職員 16 人 (21.1%)、市町村職員 60 人 (78.9%) であり、市町村職員が多くを占めた。



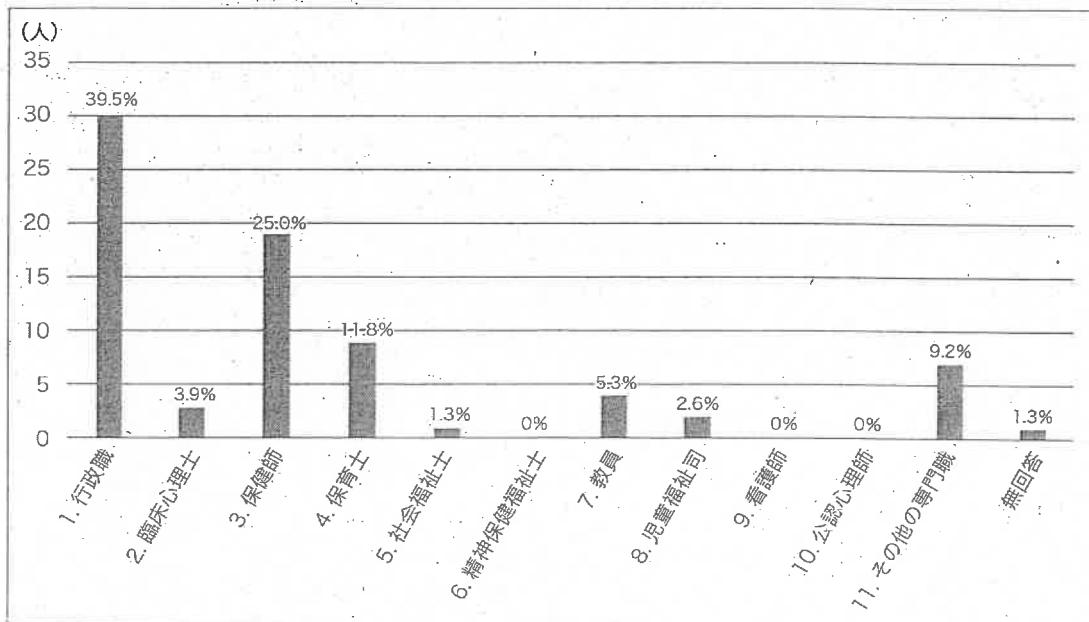
④ 勤続年数

勤続年数でみると、10年以上 41人 (53.9%) が多く、つぎに5年以上～10年未満 16人 (21.1%) となっており、7割を占めている。



⑤ 採用職種

自治体での採用の要件となった資格・免許については、行政職 30人 (39.5%) が多く、つぎに保健師 19人 (25.0%)、保育士 9人 (11.8%) となっている。



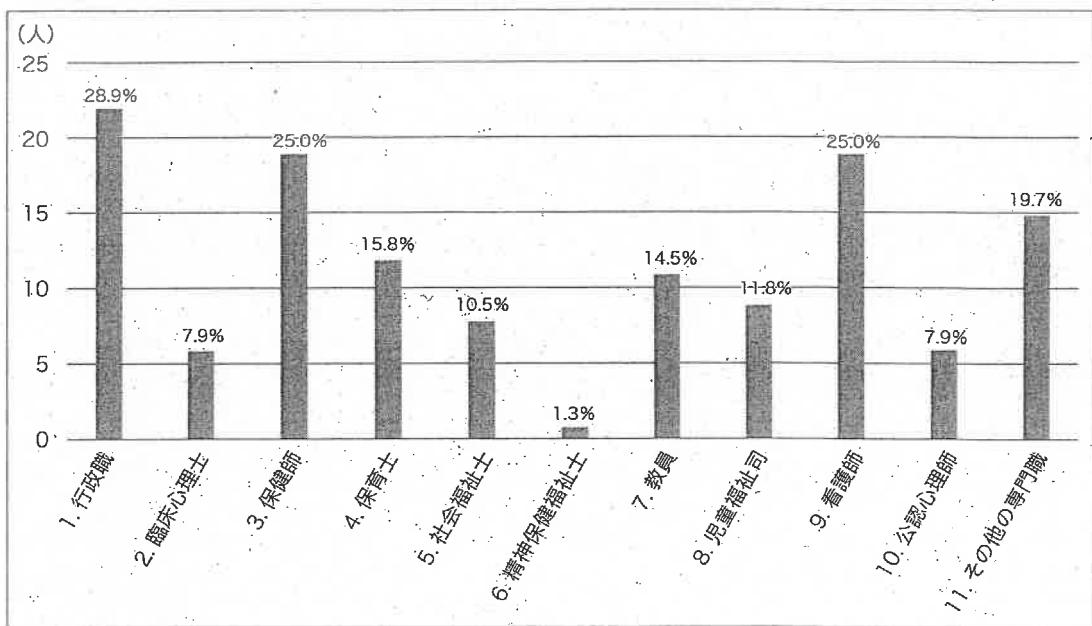
勤務自治体と採用職種でみると、県職員は行政職 6人 (37.4%) がもっと多く、次に多いのが臨床心理士 3人 (18.8%)、教員 3人 (18.8%) であり、保健師は 0人だった。市町村職員も多いため、行政職 24人 (40.0%) であり、次に多いのが保健師 19人 (31.6%)、保育士 9人 (15.0%) だった。

	県職員	市町村職員
	回答数 (割合)	回答数 (割合)
1. 行政職	6 (37.4%)	24 (40.0%)
2. 臨床心理士	3 (18.8%)	0
3. 保健師	0	19 (31.6%)
4. 保育士	0	9 (15.0%)
5. 社会福祉士	0	1 (1.7%)

6. 精神保健福祉士	0	0
7. 教員	3 (18.8%)	1 (1.7%)
8. 児童福祉司	2 (12.5%)	0
9. 看護師	0	0
10. 公認心理師	0	0
11. その他の専門職	2 (12.5%)	5 (8.3%)
無回答	0	1 (1.7%)

⑥ 保有している資格

保有している資格でみると、行政職 22 人 (28.9%) がもっと多く、保健師 19 人 (25.0%) は看護師資格も保有しているため同数となった。他にも、臨床心理士、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、教員、児童福祉司、公認心理師を保有している。その他の専門職では、「学校で心理学を学んだ」などの記述回答があった。なお、複数保有の場合もあるため、回答総数 76 で率を算出した。



III 業務内容

業務内容と勤務自治体、職種、性別をクロス集計して比較した。ただし、業務内容は複数回答のため、回答総数 76 で率を算出した。

① 勤務自治体

担当している業務内容と勤務自治体でみると、県職員は面接・電話等による調査および虐待通告対応が 81.3% ともっと多く、つぎに相談受付および在宅指導が 75.0% だった。市町村職員は、多いのが相談受付 78.3%、虐待通告対応 56.7% だった。

	県職員	市町村職員
1. 相談受付	12 (75.0%)	47 (78.3%)
2. 面接・電話等による調査	13 (81.3%)	32 (53.3%)
3. 在宅指導	12 (75.0%)	25 (41.7%)
4. 妊産婦支援	1 (6.3%)	24 (40.0%)

5. 虐待通告対応	13 (81.3%)	34 (56.7%)
6. 要保護児童対策協議会事務	1 (6.3%)	30 (50.0%)
7. その他	0	9 (15.0%)

② 職種

業務内容と職種（行政職・保健師）でみると、行政職は相談受付 66.7%、虐待通告対応 63.3%が多く、保健師は相談受付 89.5%、妊産婦支援 78.9%となった。市町村では母子健康法改正による子育て世代包括支援センターの設置もめざされており、保健師が妊娠期から子育て期にかかる支援を提供している。

	行政職	保健師
1. 相談受付	20 (66.7%)	17 (89.5%)
2. 面接・電話等による調査	17 (56.7%)	10 (52.6%)
3. 在宅指導	12 (40.0%)	12 (63.2%)
4. 妊産婦支援	4 (13.3%)	15 (78.9%)
5. 虐待通告対応	19 (63.3%)	7 (36.8%)
6. 要保護児童対策協議会事務	16 (53.3%)	3 (15.8%)
7. その他	3 (10.0%)	3 (15.8%)

③ 性別

業務内容と性別でみると、男性は虐待通告対応 76.5%、女性は相談受付 79.7%が多かった。

	男 性	女 性
1. 相談受付	12 (70.6%)	47 (79.7%)
2. 面接・電話等による調査	12 (70.6%)	33 (55.9%)
3. 在宅指導	11 (64.7%)	26 (44.1%)
4. 妊産婦支援	2 (11.8%)	23 (39.0%)
5. 虐待通告対応	13 (76.5%)	34 (57.6%)
6. 要保護児童対策協議会事務	7 (41.2%)	24 (40.7%)
7. その他	2 (11.8%)	7 (11.9%)

IV 児童虐待対応の経験年数

① 勤務自治体

児童虐待対応の経験年数（通算）と勤務自治体でみると、県職員は 1 年以上～ 3 年未満 43.8%が多く、市町村職員も 1 年以上～ 3 年未満が 21.7%と多かったが、他の年数ともほとんど差はなかった。

	県職員	市町村職員
1. 1 年未満	3 (18.8%)	12 (20.0%)
2. 1 年以上～ 3 年未満	7 (43.8%)	13 (21.7%)
3. 3 年以上～ 5 年未満	2 (12.5%)	10 (16.7%)
4. 5 年以上～ 10 年未満	2 (12.5%)	11 (18.3%)
5. 10 年以上	0	11 (18.3%)
無回答	2 (12.5%)	3 (5.0%)

② 職種

児童虐待対応の経験年数と職種でみると、行政職は3年未満が多く、保健師は10年以上が31.6%でもっとも多かった。

	行政職	保健師
1. 1年未満	11 (36.7%)	2 (10.5%)
2. 1年以上～3年未満	11 (36.7%)	1 (5.3%)
3. 3年以上～5年未満	4 (13.3%)	3 (15.8%)
4. 5年以上～10年未満	2 (6.7%)	5 (26.3%)
5. 10年以上	1 (3.3%)	6 (31.6%)
無回答	1 (3.3%)	2 (10.5%)

③ 性別

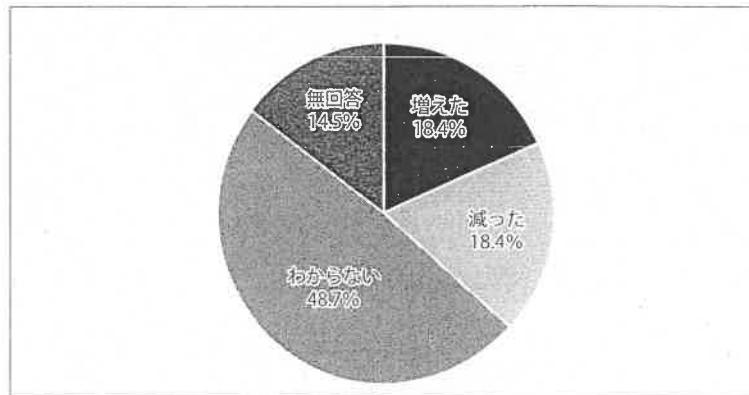
児童虐待対応の経験年数と性別でみると、男性は3年未満が多かったが、女性はそれぞれの年数ではほとんど差がなかった。

	男 性	女 性
1. 1年未満	7 (41.2%)	8 (13.6%)
2. 1年以上～3年未満	8 (47.1%)	12 (20.3%)
3. 3年以上～5年未満	1 (5.9%)	11 (18.6%)
4. 5年以上～10年未満	1 (5.9%)	12 (20.3%)
5. 10年以上	0	11 (18.6%)
無回答	1 (3.3%)	5 (8.5%)

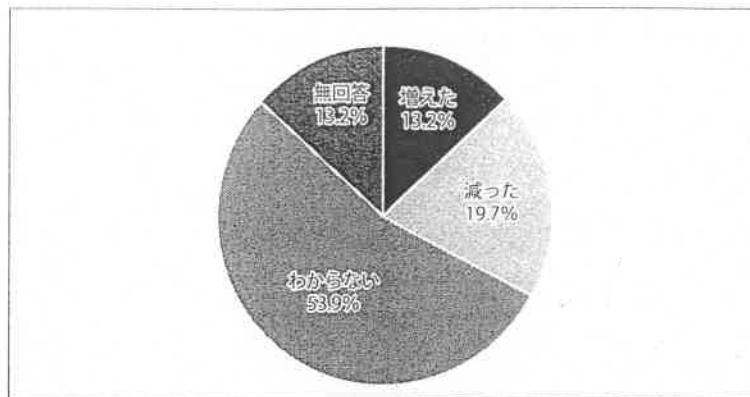
V 職場の状況

① 担当件数

① 2020年4月の1ヶ月間で担当した家庭数を1年前（2019年4月）の同時期と比べると、「わからない」48.7%がもっと多く、「増えた」と「減った」は同数であり、担当した家庭数を平均すると10.6件だった。もっと多かったのは50件だった。

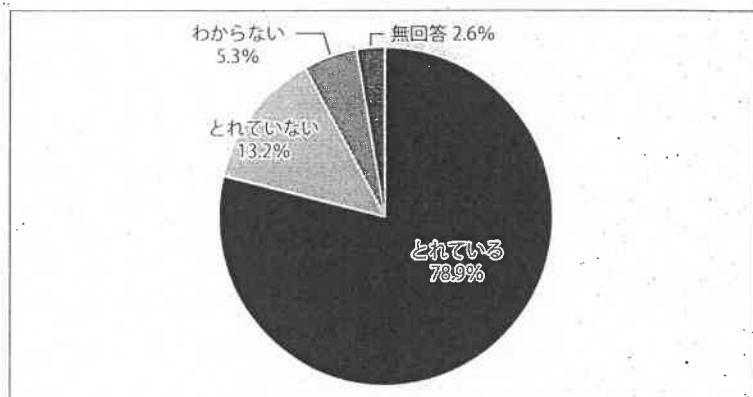


② 2020年4月の1ヶ月間に受けた電話・面談・訪問による相談件数を1年前（2019年4月）の同時期と比べると、「わからない」53.9%がもっと多く、相談件数を平均すると23.2件だった。もっと多かったのは290件だった。



(2) 関係する部署の連携

児童虐待対応において、「関係する部署の連携がとれている」78.9%、「とれていない」13.2%だった。しかし、「要保護児童家庭は貧困やシングル世帯、多子ほどハイリスク家庭である。支援を行うことが前提であるが、複雑な家族関係の他、各種手当など受給している場合もあり、各種機関との連携が難しい」との記述回答もあった。



① 勤務自治体

「関係する部署の連携がとれていると思いますか」と勤務自治体をみると、市町村職員は86.7%が「とれている」と回答したが、県職員は50.0%だった。

	県職員	市町村職員
1. とれている	8 (50.0%)	52 (86.7%)
2. とれてない	6 (37.5%)	4 (6.7%)
3. わからない	2 (12.5%)	2 (3.3%)
無回答	0	2 (3.3%)

② 職種

「関係する部署の連携がとれていると思いますか」と職種をみると、「とれている」と回答したのは同程度だった。

	行政職	保健師
1. とれている	24 (80.0%)	15 (78.9%)
2. とれてない	6 (20.0%)	1 (5.3%)
3. わからない	0	2 (10.5%)
無回答	0	1 (5.3%)

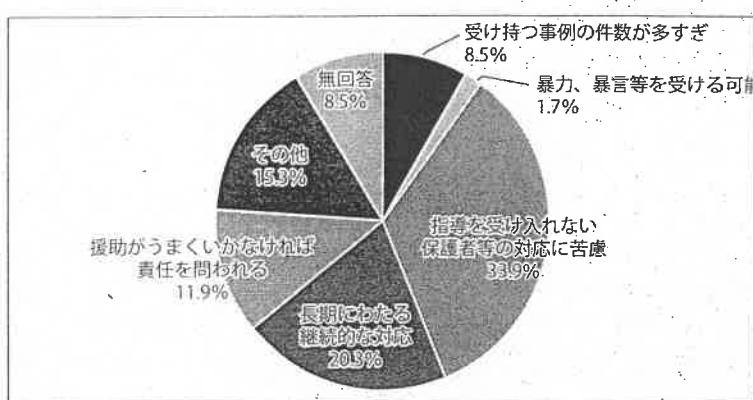
③ 性別

「関係する部署の連携がとれていると思いますか」と性別をみると、女性は 86.4%が「とれている」と回答したが、男性は 52.9%だった。

	男 性	女 性
1. とれている	9 (52.9%)	51 (86.4%)
2. とれてない	6 (35.3%)	4 (6.8%)
3. わからない	2 (11.8%)	2 (3.4%)
無回答	0	2 (3.4%)

(3) 要保護児童対応で負担に思うこと

要保護児童対応で負担に思うことでは、「指導を受け入れない保護者等の対応に苦慮している」33.9%でもっとも多く、次に「長期にわたる継続的な対応を求められることが多い」20.3%だった。



① 勤務自治体

要保護児童対応で負担に思うことと勤務自治体でみると、ともに「指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している」がもっとも多かったが、県職員は「受け持つ事例の件数が多い」と、市町村職員は「長期にわたる継続的な対応を求められることが多い」と思っている。

	県職員	市町村職員
1. 受け持つ事例の件数が多い	5 (31.3%)	3 (5.0%)
2. 保護者から自分自身が暴力、暴言等を受ける可能性がある	0	1 (1.7%)
3. 指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している	7 (43.8%)	21 (35.0%)
4. 長期にわたる継続的な対応を求められることが多い	2 (12.5%)	12 (20.0%)
5. 援助がうまくいかなければ責任を問われる場合がある	1 (6.3%)	7 (11.7%)
6. その他	1 (6.3%)	11 (18.3%)
無回答	0	5 (8.3%)

② 職種

行政職は「指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している」が 40.0%だったが、保健師は 21.1%だった。

	行政職	保健師
1. 受け持つ事例の件数が多い	4 (13.3%)	0
2. 保護者から自分自身が暴力、暴言等を受ける可能性がある	0	1 (5.3%)
3. 指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している	12 (40.0%)	4 (21.1%)
4. 長期にわたる継続的な対応を求められることが多い	6 (20.0%)	4 (21.1%)
5. 援助がうまくいかなければ責任を問われる場合がある	3 (10.0%)	3 (15.8%)

6. その他	4 (13.3%)	5 (26.3%)
無回答	1 (3.3%)	2 (10.4%)

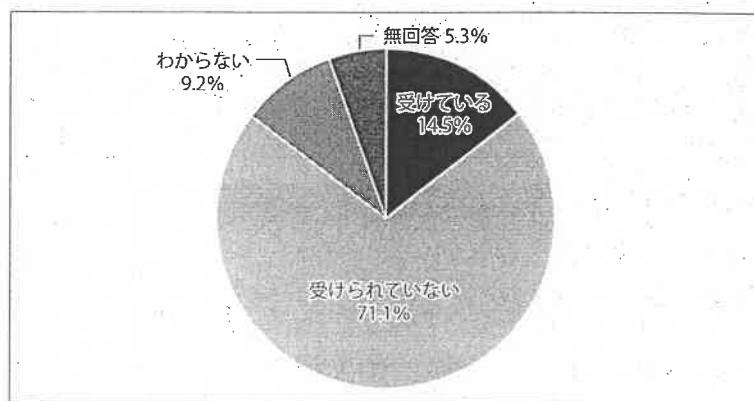
(3) 性別

男性は「指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している」が47.1%で多かったが、女性は33.9%だった。

	男性	女性
1. 受け持つ事例の件数が多すぎる	3 (17.6%)	5 (8.5%)
2. 保護者から自分自身が暴力、暴言等を受ける可能性がある	0	1 (1.7%)
3. 指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している	8 (47.1%)	20 (33.9%)
4. 長期にわたる継続的な対応を求められることが多い	2 (11.8%)	12 (20.3%)
5. 援助がうまくいがなければ責任を問われる場合がある	1 (5.9%)	7 (11.9%)
6. その他	3 (17.6%)	9 (15.3%)
無回答	0	5 (8.5%)

(4) メンタルサポートについて

職場でカウンセリングなどのメンタルサポートを「受けられている」14.5%、「受けられていない」71.1%だった。



① 勤務自治体

「職場でカウンセリングなどのメンタルサポートを受けられていますか」と勤務自治体をみると、県職員は81.3%が「受けられていない」と回答した。

	県職員	市町村職員
1. 受けている	1 (6.3%)	10 (16.7%)
2. 受けられていない	13 (81.3%)	41 (68.3%)
3. わからない	2 (12.5%)	5 (8.3%)
無回答	0	4 (6.7%)

② 職種

行政職は73.3%、保健師は84.2%が「受けられていない」と回答した。

	行政職	保健師
1. 受けている	5 (16.7%)	2 (10.5%)
2. 受けられていない	22 (73.3%)	16 (84.2%)
3. わからない	2 (6.7%)	1 (5.3%)
無回答	1 (3.3%)	0

③ 性別

男性は 82.4%、女性は 67.8%が「受けられていない」と回答した。

	男 性	女 性
1. 受けている	3 (17.6%)	3 (13.6%)
2. 受けられていない	14 (82.4%)	40 (67.8%)
3. わからない	0	7 (11.9%)
無回答	0	4 (6.8%)

④ 年齢

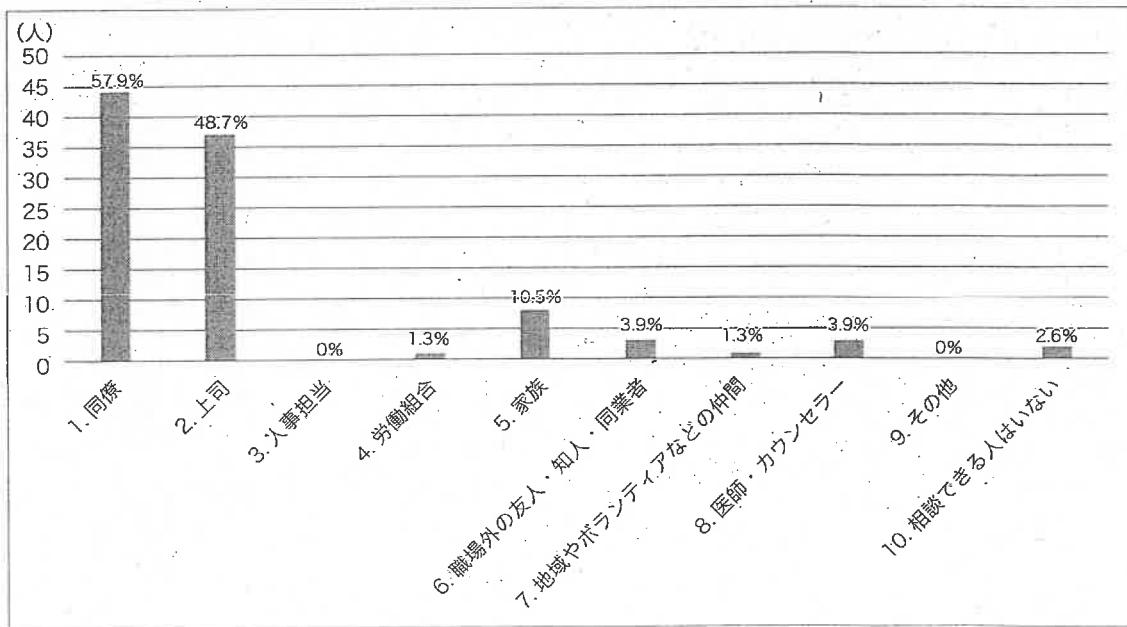
30代の 78.8%、50代の 73.1%が「受けられていない」と回答した。20代以下は 33.1%が「受けられている」と回答した。

	20代以下	30代	40代	50代以上
1. 受けている	3 (33.1%)	1 (4.1%)	3 (16.8%)	4 (15.2%)
2. 受けられていない	4 (44.7%)	18 (78.8%)	13 (72.2%)	19 (73.1%)
3. わからない	2 (22.2%)	3 (11.0%)	1 (5.5%)	1 (4.0%)
無回答	0	1 (6.1%)	1 (5.5%)	2 (7.7%)

⑤ 相談できるのは誰か

要保護児童対応でストレスを感じたときに、相談できるのは誰かを聞いたところ、もっとも多かったのが同僚 57.9%、次に多かったのが上司 48.7%だった。家族も 10.5%あったが、人事担当との回答はなく、「相談できる人はいない」も 2.6%だった。

なお、この問では 1 つのみ選択にしていたが、複数で回答したのが 18 人いた。そのため、複数回答も有効とし、回答総数 76 で率を算出した。



① 職種

相談できるのは誰かと職種をみると、行政職では同僚と上司が同数となったが、保健師は同僚が多い。

	行政職	保健師
1. 同僚	17 (56.7%)	15 (78.9%)
2. 上司	17 (56.7%)	10 (52.6%)
3. 人事担当	0	0
4. 労働組合	0	1 (5.3%)
5. 家族	3 (10.0%)	1 (5.3%)
6. 職場外の友人・知人・同業者	0	1 (5.3%)
7. 地域やボランティアなどの仲間	0	0
8. 医師・カウンセラー	1 (3.3%)	0
9. その他	0	0
10. 相談できる人はいない	0	1 (5.3%)

② 性別

男性はもっと多かったのが上司 64.7%、女性は同僚 59.3%だった。

	男 性	女 性
1. 同僚	9 (52.9%)	35 (59.3%)
2. 上司	11 (64.7%)	26 (44.1%)
3. 人事担当	0	0
4. 労働組合	1 (5.9%)	0
5. 家族	1 (5.9%)	7 (11.9%)
6. 職場外の友人・知人・同業者	1 (5.9%)	2 (3.4%)
7. 地域やボランティアなどの仲間	0	1 (1.7%)
8. 医師・カウンセラー	0	3 (5.1%)
9. その他	0	0
10. 相談できる人はいない	1 (5.9%)	1 (1.7%)

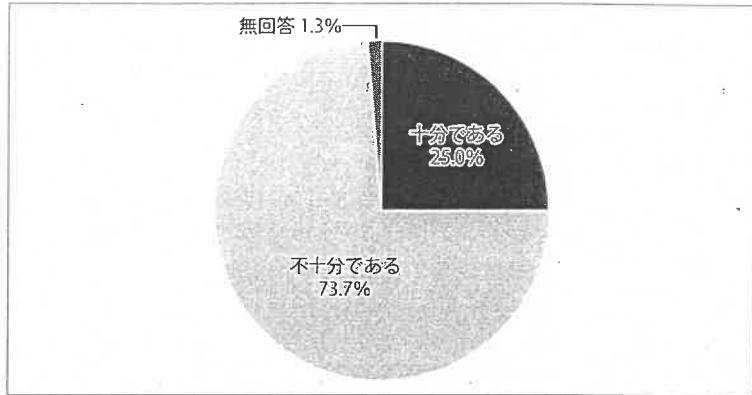
③ 年齢

30代は上司 44.4%で同僚より多かった。「相談できる人はいない」と回答したのは 40代だった。

	20代以下	30代	40代	50代以上
1. 同僚	4 (40.0%)	13 (36.1%)	10 (47.6%)	17 (53.1%)
2. 上司	2 (20.0%)	16 (44.4%)	7 (33.3%)	12 (37.5%)
3. 人事担当	0	0	0	0
4. 労働組合	0	1 (2.8%)	0	0
5. 家族	3 (30.0%)	4 (11.1%)	1 (4.8%)	0
6. 職場外の友人・知人・同業者	1 (10.0%)	1 (2.8%)	0	1 (3.1%)
7. 地域やボランティアなどの仲間	0	0	1 (4.8%)	0
8. 医師・カウンセラー	0	1 (2.8%)	0	2 (6.3%)
9. その他	0	0	0	0
10. 相談できる人はいない	0	0	2 (9.5%)	0

(6) 職場の体制について

職場の体制について、どう思うかを聞いたところ、「十分である」 25.0%、「不十分である」 73.7% だった。



「不十分である」と回答した方に、なぜそのように思うかを聞いたところ、「担当者になつても事前に研修を受けられず、十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるをえないから」が28.6%でもっとも多かった。記述回答では、「正規職員が1人であり、他は会計年度任用職員（非常勤職員）で対応している」、「専門性が必要な業務であるにも関わらず、職員数・職場規模、人事異動等により、専門性が担保されない」との回答もあった。

1. 過度の負担がかかっている担当者の受持件数が調整されていないから	5 (8.9%)
2. 担当職員に欠員が出た場合に速やかに人員が補充される仕組みが整備されていないから	9 (16.1%)
3. 担当者になつても事前に研修を受けられず、十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるをえないから	16 (28.6%)
4. 関係部署や児童相談所との役割分担が明確にならない場合が多いから	11 (19.6%)
5. その他	12 (21.4%)
無回答	3 (5.4%)

また、職場の体制と「関係する部署の連携がとれているか」とクロス集計をすると、「連携がとれている」と回答したものの、71.9%は「職場の体制が不十分である」と答えている。そして、「連携がとれていない」と回答したすべての方が、「職場の体制が不十分である」と考えている。

	連携がとれている	連携がとれていない	わからない	無回答
1. 十分である	17 (28.1%)	0	2 (50.0%)	0
2. 不十分である	43 (71.9%)	10 (100%)	2 (50.0%)	1 (50.0%)
無回答	0	0	0	1 (50.0%)

(7) 望ましい職場環境とは

アンケートの最後に、望ましい職場環境について記述回答をいただいた。

人間関係について、「相談業務に対してのストレスよりも、上司からの指導・助言がストレスになり落ち込んでしまう。私は相談業務が好きで、これからも頑張りたいと思っているが、相談者を支援する立場として、課内の上司に理解されずに攻撃的になられてしまうと、本当にどうしていいか分からなくなる」、「風通しのよい職場環境。職場内の人間関係がよければ、業務自体が大変でもやっていくことができる」、「対応に困った時は1人で抱え込まず、上司や他機関に相談できる雰囲気も必要」などの回答があった。

職員の配置については、社会福祉士は児童福祉法や発達障害者支援法により相談・助言・指導・連絡調整ができ、地域共生社会推進検討会において、市町村の包括的支援体制の構築として、断らない相談支援、子どもの相談支援等の事業を一体的に行うことができるため、「福祉の専門家である社会

福祉士を正規職員として採用することが望ましい」、「要保護児童対応は複雑で、命に関わることもあるため、自分の対応はこれでよかったのか…と常に不安がつきまとう。しかし、個人情報の観点から誰にでも相談できないため、同職種からアドバイスをもらいたい」との回答があった。

また、業務内容では「出生数は減少しているが、相談・支援件数は増加し、とくにネグレクトの件数や1件あたりの重症度は高くなっている。また、虐待対応の場合、一般的な母子保健業務内での対応に比べて、1件あたりに費やす時間も長く、頻度も多い。緊急性の高い場合は最優先となるため、母子保健業務に支障をきたすこともある。ケース会議のための資料作成、会議時間の確保、ケース対応した際には関係機関への連絡等で業務量は増えるとともに、心的負担も伴う。児童相談所の対応件数が多いこともあり、市町村に対応を求められる機会も増えている」、「児童相談所には児童福祉司、児童心理士、ケースワーカー等の専門職種が配置されているが、市町村では児童の担当課を中心に、家庭相談員、母子相談員、要保護担当事務職員、母子保健の地区担当保健師が対応している。家庭児童相談員、母子相談員ともに正規職員ではないが、業務遂行する上で精神的な負担や責任はかなり重い立場である」との回答があった。

児童相談所と市町村の関係では、「どこが主導するか、どこが責任を持つかとの議論になる。対応レベルのトリアージをして、それに基づいて動けるようにしたい」、「小さい自治体は職員も少なく、児童虐待のスペシャリストは育ちにくい。引き起こされる結果の重さ、問題の難しさを考えれば、国や県の専門職員を増員し、一つ一つのケースに対する関与の度合いを高めるべき」との回答があった。

まとめ

徳島県によれば、2019年度に対応した児童虐待相談対応件数は880件であり、過去最多となった。内訳は、心理的虐待340件、身体的虐待303件、ネグレクト226件、性的虐待11件であり、相談対応経路別件数は警察332件がもっとも多く、前年の278件から54件増えている。これは、徳島県と県警が2019年3月に「虐待の対応における覚書」を交わし、定期的な情報共有に努めたことが要因とみられている。他は、家族・親戚111件、学校106件、近接者・知人85件などだった。県担当課は「虐待死事件が全国で相次いでいることで社会的関心が高まり、通報や相談が増えているのではないか」としており、2020年度には児童福祉司を4人増員し、体制強化に取り組んでいる。

児童虐待対応の中心である児童相談所は、厚生労働省『児童相談所運営指針』によると「市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること」を目的とした機関である。18歳未満の子どものあらゆる相談を受け、一時保護する権限も持っているが、あくまでも相談機関の一つに過ぎず、児童相談所単独でできる支援は限られている。そのため、市町村などの関係機関とつながり、協力し補い合って支援しなければならないし、2016年に児童福祉法が改正され、軽微な虐待事案は児童相談所から市町村に対応を委ねることになったため、さらなる連携強化が求められる。

しかし、市町村では職員数に限りがあるため、他の業務と兼任していることも多く、1人のみが相談担当であれば、チームで仕事ができず、一人で判断してしまい、日頃から関係機関との連携や虐待対応に習熟する力が育ちにくくなる。県の提言があっても、市町村独自で検討していく力や問題意識の認識、職員配置などの配慮がなければ、子どもの声なき声は届かない。また、虐待対応は単なる窓口業務だけではないため、従来の行政職のみならず、きめ細やかな対応ができるよう、専門職種の採用増加も求められる。現在では、保健師や保育士が担当している自治体も多いが、今後は社会福祉士、臨床心理士資格をもった人材登用が必要となるのではないか。児童虐待の対象児童は乳幼児に限らず18歳までを対象としており、心理的な知識や広い専門的知識が要求されるため、市の相談部門においては複数の専門職配置が求められる。¹⁾

しかも、虐待対応には経験と知識が必要とされており、その習熟には10年以上の経験が必要ともいわれているが、本調査では経験年数が3年未満である職員が46%を占めていた。自治体の定期的な人事異動で専門性が育たないとの問題も指摘されているが、重大な事態が発生すれば社会的非難を浴び、そのことでさらに傷つくという悪循環も起こりうるため、長期にわたって勤務を継続して専門性を高めることが求められる。²⁾

そして、虐待対応を担当する職員は保護者対応で神経をすり減らし、土日夜間を含めた緊急対応による疲労など、緊張を強いられる業務であるにもかかわらず、調査結果では71.1%の職員が「職場でメンタルサポートを受けられていない」と答えた。相談相手も同僚がもっとも多く、上司を上回っただけでなく、「上司からの指導・助言がストレスになる」との意見もあった。他にも、「対応に困った時は1人で抱え込まず、上司や他機関に相談できる雰囲気も必要」との意見もあるように、まずは職場内の人間関係をよくすることが必要なのではないか。職員のメンタルヘルスでいえば、上司は職員間の媒介となり、また課題や問題を共有化し、疲労が蓄積され、消耗している職員がいれば、早期に声をかけるなどの対応が求められるだろう。³⁾

職場の体制では28.6%の職員が「担当者になっても事前に研修を受けられず、十分な知識やスキルをもたないまま、事例を担当せざるをえない」と答えた。埼玉県では、2018年4月から虐待禁止

条例が施行されており、児童福祉に関わる業務に従事する者に虐待防止研修を受けさせることを義務づけた。徳島県も児童虐待防止対策を強化するため、『児童虐待早期発見・早期対応プロジェクト』『児童相談所強化プロジェクト』を立ち上げ、2022年度までに体制の充実をめざしている。(主な概要は以下のとおり)

児童虐待早期発見・早期対応プロジェクト	児童相談所強化プロジェクト
①適時の通告による児童虐待の早期認知	①職員体制の強化
②関係機関との連携強化	②専門性の強化
③市町村の相談支援体制の強化	③関係機関との連携強化 ④子どもの安全確保の強化

『児童相談所強化プロジェクト』①職員体制の強化において、先の10年後を見据えた専門性を確保するための「人財育成方針」が定められ、専門職の増員だけでなく、市町村支援担当職員の配置に努めるとされている。ただ、市町村職員は兼務だったり、経験や知識のある人材も不足しているため、県が主導をとり、市町村職員も含めて研修を受けられる環境づくりを今後も進めていくべきである。

引用文献

- 1) 加藤曜子「児童虐待予防に向けた県と市町村の取り組みーある自治体例からの一考察ー」流通科学大学編集『人間・社会・自然編』第26巻第2号(2014年)
- 2) 川松亮「月刊住民と自治」2020年4月号
- 3) 関屋光泰「福祉施設職員のストレスケアサポート研修プログラムの開発」研究紀要第23巻1号(2015年)

【考察】

1. 支援者支援システムの構築

1) 支援者支援の必要性

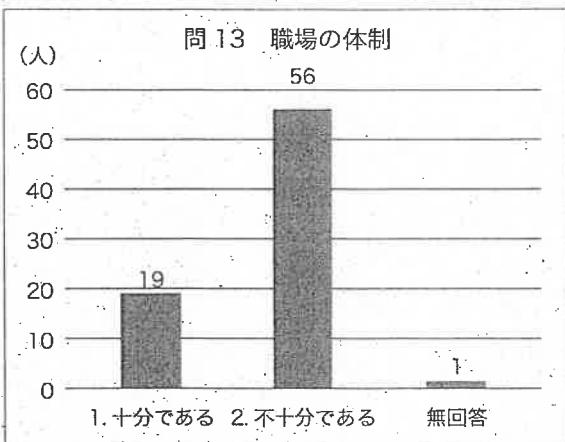
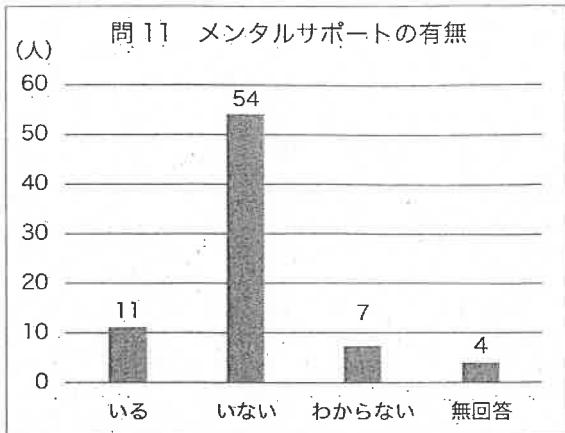
問11において、職場でのメンタルサポートを受けられていない人は、54人で全体の約7割となっている。

業務内容を問う項目を見ると、県職員は「面接・電話等による調査」「虐待通告対応」という虐待の初期対応が8割となっており、業務がストレスフルであるにも関わらず、充分なケアを受けることができていないということになる。虐待対応は、ときに葛藤場面に晒されることになりそれ自体がPTSDを引き起こしかねない業務であるが、問13 職場の体制についての質問では、56人が「不十分である」と答えており全体の74%となる。

白川美也子はその著書『あかずきんとオオカミのトラウマ・ケア』の中で、「代理受傷とその対処」について次のように述べている。

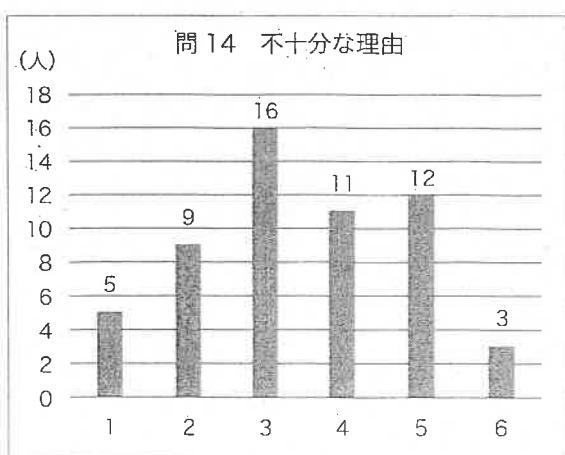
代理受傷とは、『支援の場面で被害者や被災者のトラウマ体験を見聞きすることによって、当事者と同様の感情的・身体的苦痛を体験すること、ひいては支援者自身の内的な世界観が変容していくこと』としている。すべての支援者に代理受傷の症状ができるわけではなく、リスク要因として、支援者の知識・訓練・経験、支援者自身の過去のトラウマ体験、そして職場要因を挙げている。職場から情緒的・技術的なサポートを得られると感じている人はそのリスクが低く、そうでない職場ではリスクが高くなるという。

問13で職場の体制が不十分であると答えた人のうち、問14でその理由を「十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当」していると回答した人は16人で最も多い。白川のいう支援者自身のもつリスク要因を約3割弱の人が抱えているということになる。行政職として入職している職員が、専門的な知識ももたず事例を担当する不安は計り知れない。また、問15 望ましい職場環境についての記述回答では、「相談業務に対してのストレスより、上司からの指導・助言がストレスになり落ち込んでしまう。—中略—課内の上司に理解されずに攻撃的になられてしまうと、本当にどうしていいか分からなくなる」「職場内の人間関係がよければ、業務自体がたいへんでもやっていく



問14 不十分な理由

内 容	回答数	割 合
過度の負担がかかっている担当者の受持件数が調整されていないから	5	8.9%
担当職員に欠員が出た場合に速やかに人員が補充される仕組みが整備されていないから	9	16.1%
担当者になっても事前に研修を受けられず、十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるをえないから	16	28.6%
関係部署や児童相談所との役割分担が明確にならない場合が多いから	11	19.6%
その他	12	21.4%
無回答	3	5.4%



ことができる」という切実な思いが語られている。

支援者のバーンアウトを予防し、健康を維持して効果的な支援を展開するためには、支援者支援が喫緊の課題である。

2) ラインケア

環境省『放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料（2019年度版）第3章放射線による健康影響3.8 こころへの影響』では支援者支援として「ケアの三段階」という考え方を提示している。

支援者のこころのケアは、まずは支援者自身のセルフケアをベースとする。活動ペースの調整、自らのストレスの兆候に早めに気付きストレス解消を行う、考え方を工夫するなど自己の健康管理に努める必要があることを挙げている。

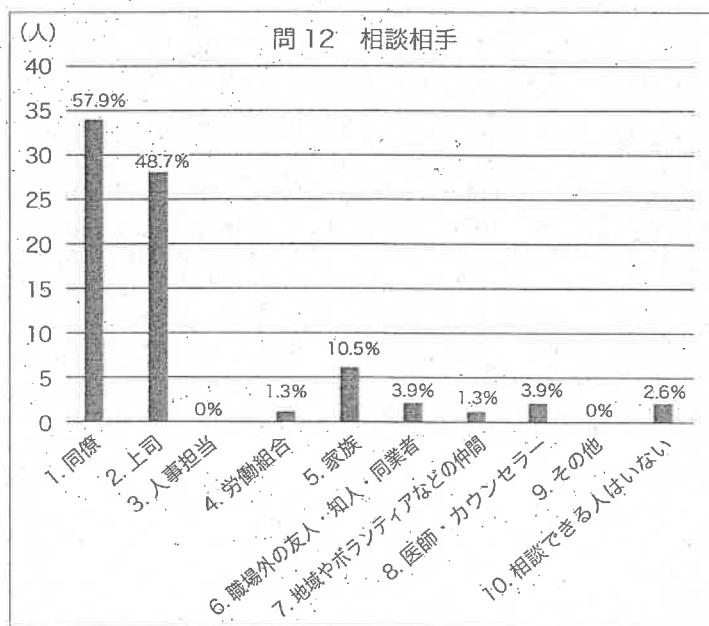
次にチームやペアで活動する、仲間と定期的に自分の体験や気持ちを話合う、先輩等からの指導を受ける機会を持つなど孤立を防ぐ「ラインケア」が重要である。

そして、最後に「ライン外ケア」として専門的ケアの仕組みを挙げており、支援者支援では、所属する組織のラインでのケアが最も肝要であるとしている。

虐待対応等危機的場面の支援にあたる事業場の管理職には、現場の支援者と同様の実務経験を持ち、情緒的・技術的なサポートができることが求められる。

また、被災地や被災者支援という危機的な状況ではないが、厚生労働省の『職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～』でも、同様にセルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアという4つのケアが重要であるとされている。

問12の相談できる相手を問う項目では、「同僚」が最も多く、次いで「上司」となっており、ラインケアが生きているということになろう。しかし、一方で「相談できる人はいない」と答えたのは2人いる。



3) 専門的ケアと日常的ケア

近年増加の一途をたどる虐待通告への対応は支援者を疲弊させ、現場で対応にあたる支援者は他者をおもいやるだけのこころの余裕がもてない実態がある。どのような努力をもって支援にあたったとしても、中には不幸な結果となる場合がある。うまくいかない事象が生じると、人は原因を特定しようとし、悪者探しに走りがちである。その矛先が現場で支援にあたっている同僚や上司、部下に向かられた時、そのチームは破綻し悪循環が生じる。一人でも多くのこどもたちの命を守るには、身近で共に働いているチームを労いあえる好循環が必要であろう。また、そのようなチームを構築するためには、管理職となる人材の心理教育が重要となる。

また、尊いこどもの命を失うかもしれないという危機的状況に常に晒され続け、不幸な結果を迎えた時の支援者の罪悪感、無力感への対応は、専門的なケアを必要とする。

現在、従業員50人以上の事業場には、産業医が置かれることが義務付けられている。専門的なケアというと、医療機関での受診や開業している心理相談室をイメージするが、もっと気軽に日常的に

利用できる仕掛けが必要ではないか。外部の専門的なケアを受けることで能力が低いと思われることを危惧し、助けを求めることが自体を躊躇する場合もあるかもしれない。

より日常の働く場の中に、チームの人間関係や支援者の疲弊を判断でき、かつサポートできる心理専門職を置くことはできないのだろうか。そのことが機能し始めると、上司からの叱責に苦しむ支援者へのサポートもでき、問12で「相談できる人はいない」と回答した2人にも貢献できる可能性が生まれる。

先に、管理職の心理教育について言及したが、管理職には評価者という側面があり、支援者の支援を行うには限界がある。虐待等過酷な状況を扱う現場の中には、評価者でなく日常的ケアを行うことができ、職場の人間関係のバランスを図り職員間をつなぐことができる心理専門職の配置が必要ではないか。

2. 社会福祉士等専門職の採用

問15の望ましい職場環境についての記述回答の中に、「福祉の専門家である社会福祉士を正規職員として採用することが望ましい」とある。徳島県では児童福祉に関する業務に従事する専門職の採用が行われており、その他の市町村においても社会福祉士の採用は、若干名ではあるが行われている。しかし、現在、規模の小さな自治体では、専門職は非常勤としてチームの構成員となっていることが多い。

記述回答の中にもあるが「児童虐待のスペシャリスト」を育て、専門性の高い人材が業務にあたりイニシアティブをとる。さらに福祉支援の専門的知識と経験を有する人材が管理職となれば、支援者の抱える不安や、無力感等ストレスフルな現場の職員を支え、また、技術的指導も可能となる。「支援者支援」を視野にいれた管理職の育成と配置が求められ、また、上記の日常的ケアを行うことができる心理専門職と協働することによって、支援者のバーンアウトを予防することが可能となり、ひいては児童虐待支援の充実化につながるのではないか。

3. 本調査の限界と課題

本調査の実施は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策がとられ社会の流れが大きく変わっていく渦中に実施されたため回収率50%となったが、支援の最前線で奮闘している方々の調査ができたことは、大変有意義であったと思われる。支援者支援については、注目されにくい傾向があるが、支援者が健康でなければ良質な支援は提供できない。今後、更に先行研究や他県との比較、他県での先進的取組の調査、好事例研究等を行い、知見を積み重ねながら、支援者支援の仕組みを強固にし、児童に限らず県内の虐待対応政策が効果的に行われることを期待する。

(文責・公益社団法人 徳島地方自治研究所理事 永穂とも美)

文献

白川美也子 (2016). 赤ずきんとオオカミのトラウマ・ケア 自分を愛する力を取り戻す [心理教育] の本, アスク・ヒューマン・ケア

参考

放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 (2019年度版) 環境省

<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r1kisoshiryo/r1kisoshiryohtml.html>

職場における心の健康づくり～労働者の心の健康の保持増進のための指針～ 厚生労働省 独立行政法人労働者健康安全機構 (2017)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055195_00002.html

児童虐待対応の現場実態を把握するためのアンケート調査

2020年5月
公益社団法人徳島地方自治研究所

あてはまる回答番号に○、あるいは空欄に必要事項をご記入ください。
なお、回答は2020年5月1日の状況についてお答えください。

問1)あなたの性別をお答えください。

- 1. 男
- 2. 女

問2)あなたの年齢をお答えください。

- 1. 20代以下
- 2. 30代
- 3. 40代
- 4. 50代以上

問3)あなたは、どちらの自治体職員かお答えください。

- 1. 県職員
- 2. 市町村職員

問4)現自治体での勤務年数(現担当外も含む)をお答えください。

- 1. 1年未満
- 2. 1年以上~3年未満
- 3. 3年以上~5年未満
- 4. 5年以上~10年未満
- 5. 10年以上

問5)①あなたの採用職種(採用の要件となつた資格・免許)をお答えください。

- 1. 行政職
- 2. 臨床心理士
- 3. 保健師
- 4. 保育士
- 5. 社会福祉士
- 6. 精神保健福祉士
- 7. 教員
- 8. 児童福祉司
- 9. 看護師
- 10. 公認心理士
- 11. その他の専門職

※次ページにつづく

②現在、あなたが保有している資格をすべてお答えください。

1. 行政職
2. 臨床心理士
3. 保健師
4. 保育士
5. 社会福祉士
6. 精神保健福祉士
7. 教員
8. 児童福祉司
9. 看護師
10. 公認心理士
11. その他の専門職

問6)あなたが担当している業務内容を、すべてお答えください。

1. 相談受付
2. 面接・電話等による調査
3. 在宅指導
4. 妊産婦支援
5. 虐待通告対応
6. 要保護児童対策協議会事務
7. その他 ()

問7)児童虐待対応の経験年数(通算)をお答えください。

1. 1年未満
2. 1年以上~3年未満
3. 3年以上~5年未満
4. 5年以上~10年未満
5. 10年以上

問8)

①あなたが、2020年4月の1ヶ月間で担当した家庭数は、おおよそ何件ですか。 ()件

→1年前の同時期(2019年4月)と比べると

1. 増えた
2. 減った
3. わからない

②あなたが、2020年4月の1ヶ月間に受けた電話・面談・訪問による相談件数は、おおよそ何件ですか。

()件

→1年前の同時期(2019年4月)と比べると

1. 増えた
2. 減った
3. わからない

問9) 貴自治体内では児童虐待対応において、関係する部署の連携がとれていると思いますか。

1. とれている
2. とれていない
3. わからない

問10) あなたが要保護児童対応を担当し負担に思うことを、次のなかから1つお選びください。

1. 受け持つ事例の件数が多くすぎる
2. 保護者から自分自身が暴力、暴言等を受ける可能性がある
3. 指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している
4. 長期にわたる継続的な対応を求められることが多い
5. 援助がうまくいかなければ責任を問われる場合がある
6. その他 ()

問11) あなたは職場でカウンセリングなどのメンタルサポートを受けられていますか。

1. 受けている
2. 受けられていない
3. わからない

問12) ①あなたは要保護児童対応でストレスを感じたときに、相談できるのは誰ですか。

- 次のなかから1つお選びください。
1. 同僚
 2. 上司
 3. 人事担当
 4. 労働組合
 5. 家族
 6. 職場外の友人・知人・同業者
 7. 地域やボランティアなどの仲間
 8. 医師・カウンセラー
 9. その他 ()
 10. 相談できる人はいない

問13) あなたの職場の体制について、どう思いますか。

1. 十分である
2. 不十分である

問14) 問13)で「2. 不十分である」と回答された方に伺います。

あなたは、なぜそのように思いますか。次のなかから1つお選びください。

1. 過度の負担がかかっている担当者の受持件数が調整されていないから
2. 担当職員に欠員が出た場合に速やかに人員が補充される仕組みが整備されていないから
3. 担当者になっても事前に研修を受けられず、十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるを得ないから
4. 関係部署や児童相談所との役割分担が明確にならない場合が多いから
5. その他 ()

※次ページにつづく

問15) 業務を遂行するにあたり、望ましい職場環境とはどのようなものですか。
また、それ以外のご意見等についてもご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

【単純集計】

問1 あなたの性別をお答えください。

1.男	17
2.女	59
76	

22.4%

77.6%

問2 あなたの年齢をお答えください。

1.20代以下	9
2.30代	23
3.40代	18
4.50代以上	26
76	

11.8%

30.3%

23.7%

34.2%

問3 あなたは、どちらの自治体職員かお答えください。

1.県職員	16	21.1%
2.市町村職員	60	78.9%
76		

問4 現自治体での勤務年数(現担当外も含む)をお答えください。

1.1年未満	3	3.9%
2.1年以上～3年未満	8	10.5%
3.3年以上～5年未満	8	10.5%
4.5年以上～10年未満	16	21.1%
5.10年以上	41	53.9%
76		

問5① あなたの採用職種(採用の要件となった資格・免許)をお答えください。

1.行政職	30	39.5%
2.臨床心理士	3	3.9%
3.保健師	19	25.0%
4.保育士	9	11.8%
5.社会福祉士	1	1.3%
6.精神保健福祉士	0	0.0%
7.教員	4	5.3%
8.児童福祉司	2	2.6%
9.看護師	0	0.0%
10.公認心理師	0	0.0%
11.その他の専門職	7	9.2%
無回答	1	1.3%

76

問5② 現在、あなたが保有している資格をすべてお答えください。(複数回答)

1.行政職	22	28.9%
2.臨床心理士	6	7.9%
3.保健師	19	25.0%
4.保育士	12	15.8%
5.社会福祉士	8	10.5%
6.精神保健福祉士	1	1.3%
7.教員	11	14.5%
8.児童福祉司	9	11.8%
9.看護師	19	25.0%
10.公認心理師	6	7.9%
11.その他の専門職	15	19.7%

問6 あなたが担当している業務内容を、すべてお答えください。(複数回答)

1.相談受付	59	77.6%
2.面接・電話等による調査	45	59.2%
3.在宅指導	37	48.7%
4.妊産婦支援	25	32.9%
5.虐待通告対応	47	61.8%
6.要保護児童対策協議会事務	31	40.8%
7.その他	9	11.8%

問7 児童虐待対応の経験年数(通算)をお答えください。

1.1年未満	15	19.7%
2.1年以上～3年未満	20	26.3%
3.3年以上～5年未満	12	15.8%
4.5年以上～10年未満	13	17.1%
5.10年以上	11	14.5%
無回答	5	6.6%

76

問8① あなたが、2020年4月の1ヶ月間で担当した家庭数は、1年前の同時期と比べると

1.増えた	14	18.4%
2.減った	14	18.4%
3.わからない	37	48.7%
無回答	11	14.5%

76

問8② あなたが、2020年4月の1ヶ月間に受けた電話・面談・訪問による相談件数は、1年前の同じ時期と比べると

1.増えた	10
2.減った	15
3.わからない	41
無回答	10

76

13.2%

19.7%

53.9%

13.2%

問9 貴自治体では児童虐待対応において、関係する部署の連携がとれていると思いますか。

1.とれている	60
2.とれていない	10
3.わからない	4
無回答	2

76

78.9%

13.2%

5.3%

2.6%

問10 あなたが要保護児童対応を担当し負担に思うことを、次の中から1つお選びください。

1.受け持つ事例の件数が多くすぎる	8
2.保護者から自分自身が暴力、暴言等を受ける可能性がある	1
3.指導を受け入れない保護者やその関係者等の対応に苦慮している	28
4.長期にわたる継続的な対応を求められることが多い	14
5.援助がうまくいかなければ責任を問われる場合がある	8
6.その他	12
無回答	5

76

10.5%

1.3%

36.8%

18.4%

10.5%

15.8%

6.6%

問11 あなたは職場でカウンセリングなどのメンタルサポートを受けられていますか。

1.受けている	11
2.受けられていない	54
3.わからない	7
無回答	4

76

14.5%

71.1%

9.2%

5.3%

問12 あなたは要保護児童対応でストレスを感じたときに、相談できるのは誰ですか。次の中から1つお選びください。(複数回答に変更)

1.同僚	44	57.9%
2.上司	37	48.7%
3.人事担当	0	0.0%
4.労働組合	1	1.3%
5.家族	8	10.5%
6.職場外の友人・知人・同業者	3	3.9%
7.地域やボランティアなどの仲間	1	1.3%
8.医師・カウンセラー	3	3.9%
9.その他	0	0.0%
10.相談できる人はいない	2	2.6%
	99	88.2%

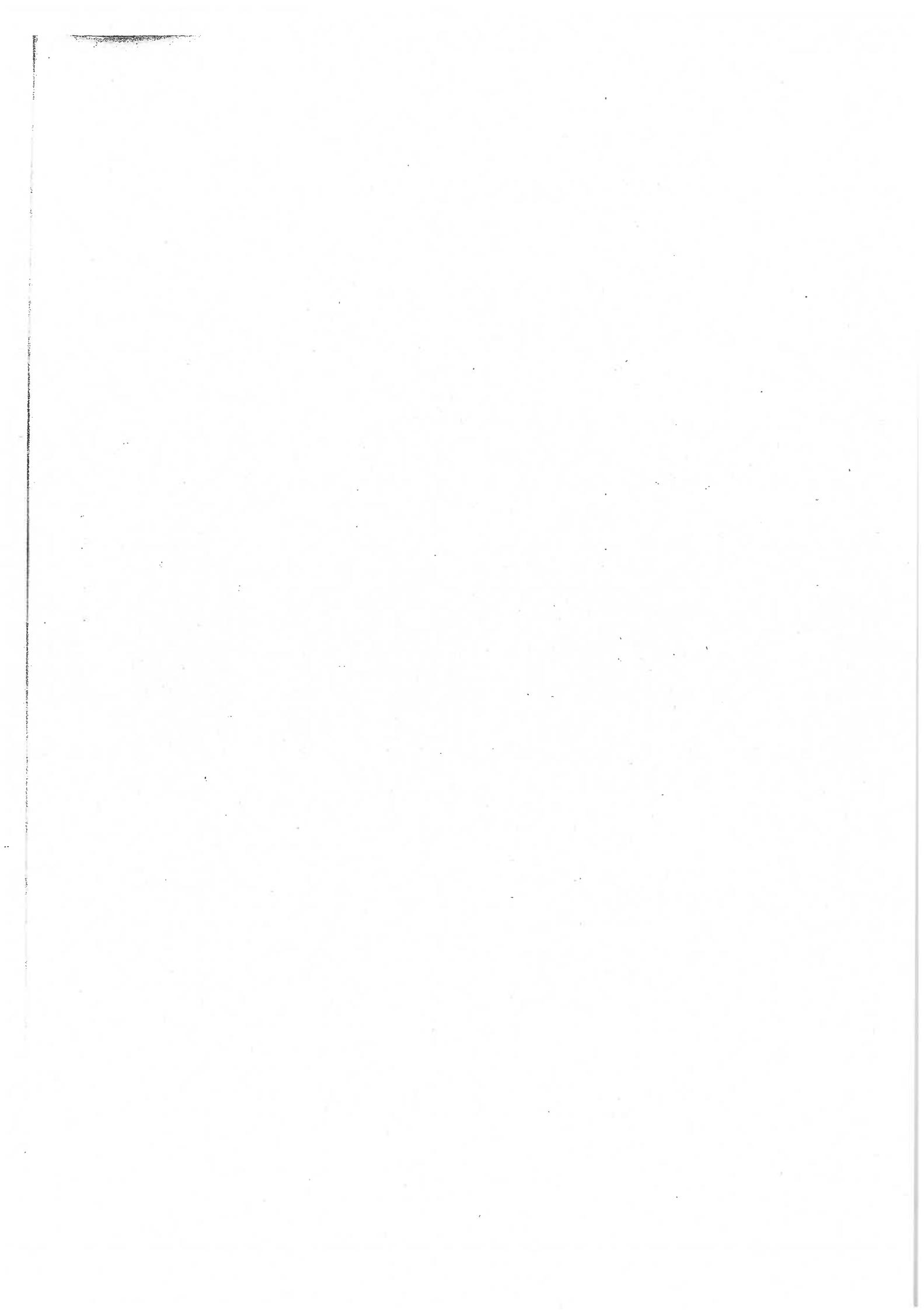
問13 あなたの職場の体制について、どう思いますか。

1.十分である	19	25.0%
2.不十分である	56	73.7%
無回答	1	1.3%
	76	

問14 問13で「2.不十分である」と回答された方に伺います。

あなたは、なぜそのように思いますか。次の中から1つお選びください。

1.過度の負担がかかっている担当者の受持件数が調整されていないから	5	8.9%
2.担当職員に欠員が出た場合に速やかに人員が補充される仕組みが整備されていないから	9	16.1%
3.担当者になっても事前に研修を受けられず、十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるをえないから	16	28.6%
4.関係部署や児童相談所との役割分担が明確にならない場合が多いから	11	19.6%
5.その他	12	21.4%
無回答	3	5.4%



参考様式 1

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2

① 年月日・時間	7月28日(火) ①11:00~11:45 ②14:30~15:00 ③15:45~17:15 7月29日(水) ④11:00~11:50 ⑤15:00~16:00					
② 場所	①GOGO SUP&CAFE(阿南市) ②海部病院現地調査(牟岐町) ③阿佐海岸鉄道(海陽町) ④CAMP PARK KITO(那賀町) ⑤日野谷診療所(那賀町)					
③ 相手方	①(株)マザーアースエンタテインメント 篠原 好貴 代表取締役 ③阿佐海岸鉄道(株) 井原 豊喜 代表取締役専務 他 ④CAMP PARK KITO 岩佐 義人 営業企画部長 他 ⑤那賀町相生包括ケアセンター 濱田 邦美 センター長					
④ 参加者	臼木春夫、庄野昌彦、黒崎章、高井美穂					
⑤ 目的・内容	<p>目的 地域資源を活用した町おこしの取組や、地域医療の現状と課題等を調査することにより、新型コロナウイルス対策を講じつつ地域振興に取り組むにはどうしたらよいのか考察し、県政施策の推進に資することを目的とする。</p> <p>内容 ①廃材や県産スギを活用したCAFEを設け、地元食材を使った料理をふるまうとともに、住民が親しみやすいマリンスポーツの機会を提供することにより、地域振興と健康づくりに貢献している団体の取組について、説明を受ける。 ②病院への交通アクセス(降車位置)を確認する。 ③阿佐東線DMV導入に係る取組、DMV開発の背景と目的、阿佐東線の現状、実証運行等について説明を受ける。 ④自然を活かしたキャンプ場運営のあり方やコロナ感染拡大防止対策等について説明を受ける。 ⑤県内初の「保健・医療・福祉」の連携を理念とした包括ケアセンターの役割について、新型コロナウイルス感染症対策と絡めて説明を受ける。 </p>					
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠						
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容、	支払證明書 自動車使用記録簿
	交通費	1,590	10/10	1,590	7/28 通行料金 美馬→徳島	
	宿泊費	71,260	宿泊費上限有	53,200	ふれあいの宿遊遊NASA利用金額71,260円のうち7/28宿泊料16,245円×4人=64,980円に対し上限13,300円×4人=53,200円に政務活動費を充当	
	交通費	2,905	10/10	2,905	レンタカーガソリン代	
	交通費	15,543	10/10	15,543	レンタカ一代	
	交通費	1,590	10/10	1,590	7/29 通行料金 徳島→美馬	
	合計	92,888		74,828		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
<input checked="" type="checkbox"/> 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	74,828 円
-----------	----------

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領又書

料金所 徳島

TEL 088-665-0282

20年 7月28日 9時29分

車種 普通

通行料金 ￥1,590-

(現金)

一入口料金所一 美馬

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<https://ihighway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号204-00220850-00

770-0941
徳島市万代町1丁目 1

ご利用代金明細書 2020年8月25日発行 034V5AD000233

毎々当社のカードをご愛用いただきありがとうございます。
過日ご利用いただきました「ご利用明細」と「お支払明細」、「お支払日」を
下記の通りご案内申し上げます。ご指定の口座を通してお支払いいただきますので、
「口座残高」のご確認も併せてお願い申し上げます。
なお、お支払口座へのご入金はお早めにお願い申し上げます。

新風とくしま 様

08148-8268-9386-43320 1031679#



阿波銀カード株式会社
徳島市西船場町2丁目

12番地阿波銀行第二別館2階

登録番号：四国財務局長(11) 第00057号

お問い合わせ先：お電話の際はお手元にカードをご用意ください。

TEL 088-653-8100

※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

スマートダイヤル24(音声応答)0120-911-911 サービスコード11

明細書枚数 1枚中 1枚目

カードのご利用枠 (家族カード発行時は共通のご利用枠)

カードの種類	VISA	
カード利用枠	40万円	

お支払日 2020年9月10日(木)

お支払合計額 86,803 円

金融機関
支店
料目
口座番号

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示しておりません

カード名称 阿波銀VISAカード

会員番号

お客様の個人情報保護のため、会員番号の下3桁を表示しておりません。

カードを安心してご利用頂けるよう以下のことについてご協力ください。

- ◆カード名義人ご本人以外は、たとえご家族の方であっても、カードをご利用頂くことはできません。
また、カードの裏にはサインが必要です。サインをしたカード名義人ご本人の方のみがご利用になれます。
- ◆カードご利用時等、暗証番号が必要となる場合がございます。暗証番号は他人に知られないよう十分にご注意ください。

ご利用年月日 (年/月/日)	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払金額	摘要	備考
20 728 タイムズカーレンタル	(阿波銀VISAカード) 黒崎 章 様	17270	1	1	17270		◎
20 728 タイムズカーレンタル		-17270	1	1	-17270	返品	◎
20 729 タイムズカーレンタル		15543	1	1	15543		◎
20 729 ふれあいの宿 遊遊NASA		71260	1	1	71260		◎

備考の◎印はポイントの対象利用となります。

お支払金額合計

86803

ご利用明細のご説明

<ご利用日>前回ご案内以降にご利用データもしくは伝票が到着したものとなります。

<支払区分>1=1回払い、2=2回払いの支払回数、3～分割払いの支払回数、リボ=リボ払い、ボ=ボーナス一括払い 等 <今回回数>今回が何回目のお支払いかを表示しております。

02-09-10 10499 トマト 86,803 アワビ ソーセージ



納品書(領収書)

2020年07月29日 18:34

売上 様 M

90-231-001-000000-4

BODYCARDフリー

車両番号 実車番 1362
0110-00

レギュラーガソリン P-03
23.24L *

125円 ￥2,905

合計 ￥2,905

(消費税10%対象 ￥2,905

内消費税等 ￥264)

現金 1万:7095 5千:2095 3千:95

現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

(有)喜来石油 広島SS
板野郡松茂町広島字北川向二ノ越
TEL:0886992759 SS-102560
レジットNo 1043-01 テーブルNo5664-5665
001マネージャ 2020/07/29

領
收

新風とくしま様

金額 ¥15,543.-

上記の金額正に領収いたしました。

2020年 07月 29日

料金明細	クレジット	15,543円
------	-------	---------

但し下記代金として

15,543円(消費税10%込)

レンタカーカード
賞渡契約書番号:3602449977

適用開始日 :2020/07/28
適用終了日 :2020/07/29

Times CAR RENTAL
株式会社マツダモビリティ徳島

本社 徳島市中洲町1丁目54番地
TEL 088-653-5656

TEL 088-699-5658

注意
左記の金額の基準は税抜、クレジットは取扱印紙不要。
金額記正したもの、手書き追記したもの、担当印なきものは無効です。
5万円未満非課税
100万円以下 20円
200万円以下 40円
300万円以下 60円

担当者印

担当者名
[REDACTED]

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 取 書

料金所 美馬

TEL 0883-63-4673

20年 7月29日18時48分

車種 普通

通行料金 ¥1,590-

(現金)

-入口料金所 - 徳島

ケータイから高速道路の交通情報をチェック

<https://ihighway.jp>

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島1-6-20

取扱番号201-00621811-00

参考様式3

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	1

① 年月日	令和2年5月25日						
② 内容	会派ホームページ (https://shinpu.eek.jp/) の維持に係る年間サーバー管理料 期間 2019/4/30～2020/2/19						
③	※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること						
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成績 物	発送 物写 し
	広聴広報費	15,171	10/10	15,171	会派ホームページの維持に係る年間サーバー管理料		
	広聴広報費	220	10/10	220	上記に係る振込手数料		
	合計	15,391		15,391			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。



詳しくは、裏面をご覧ください!!

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

参考様式 3

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	2

① 年月日	令和3年3月1日						
② 内容	会派活動報告書配布の際に使用する カラークラフト封筒 角2 100枚入 3個×単価1,441円						
※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること							
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成績 物	発送 物 写 し
	広聴広報費	4,323	10/10	4,323	カラークラフト封筒 角2		
	合計	4,323		4,323			

(注) 専ら来賓や後援会長模様ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成績物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成績物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～1.1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 書

A № 179116

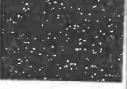
様

新潟へこむす

内
消費税等

領 収 金 額 内 記	
現 金	1432
小 切 手	
手 形	
相 殺	
振 込	
債 引	
合計	

收 入 紙
印

取扱者印


但

上記正に領収いたしました。

令和3年3月1日

株式会社 金剛



代表取締役 村上 利郎
本社 〒770-0845 愛媛市新内町1丁目1番地1
Tel. 088-637-1177 Fax. 088-637-1178

参考様式 3

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	3

① 年月日	令和3年3月18日						
② 内容	会派活動報告書 印刷代 152,460円 発行部数 2,200冊 配付方法：郵送、手渡し 内容：県議会活動報告を印刷して県内において配付し、広報広聴活動を行う						
※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること							
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額（円）	按分率（/）	充当金額（円）	支払の内容	印刷成果物	発送物写し
	広聴広報費	152,460	10/10	152,460	会派活動報告書 印刷代	レ	
	事務費	880	10/10	880	上記に係る振込手数料		
	合計	153,340		153,340			

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

用內舖店

書付受入振込による請求書替換口座口金

書取受金込振

日 月 年

振込金受取書
私は、振込規定を承諾のうえ振込を依頼します。銀行が承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。

お振	銀行	信組	農協	その他	振込金額	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円	
振	入	金	支	付	1	5.	2	4	6	0							

支店
(營業部)
(出張所)

要取人フリガナ

社会就労センター施設長 三橋一巳 様
おなまえ(漢字) 社会福祉法人 徳島県身体障害者連合会

(ご注意)
●振込依頼書に記載相違等不備のあった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
●やむを得ない事由による通話機器・回線の障害等によって振込が遅延することがあっても当行
は責任を負いません。
●午後2時以後のご用命の場合は、当日中に入金できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

0	8	8	6	2	1	3	0	3	1		
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

おなまえ(漢字) ふりがな

当行をご利用いただきましてありがとうございました。3.18
徳島県義会 新風とくじま
会長 黒崎 嶋
様

(ご注意)
●振込依頼書に記載枠に記載枠に記載枠等不備のある場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
●やむを得ない事由による通言機器・回線の障害等によって振込が遅延することがあっても当行
は責任を負いません。
●午後2時以後のご用命の場合は、当日中に入金できないことがありますので、あらかじめご
承くください。

当行をご利用いただきましてありがとうございます。3月18日(火)印紙
取扱店にてお申込み下さい。お手数料込金+手数料
5万円以上
後泊費
17号



「挑戦！」 県民の声を県政にいかす！ 新風とくしま議会活動報告

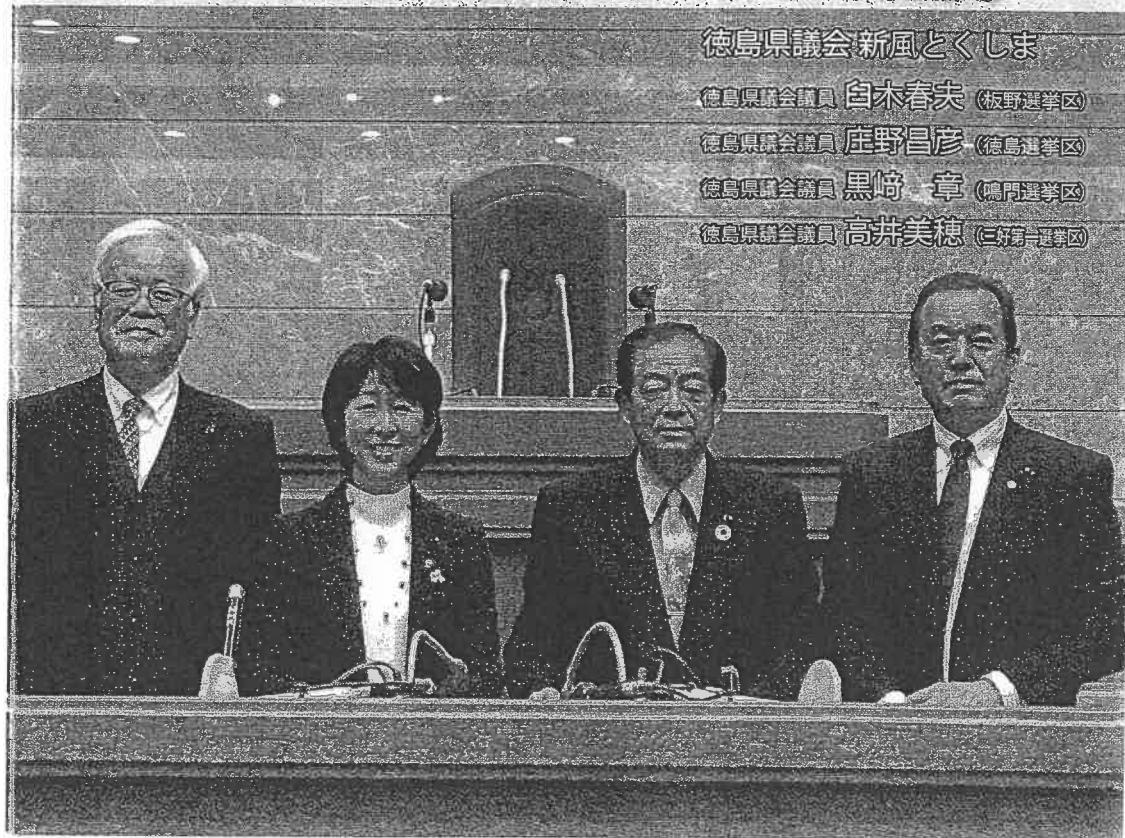
徳島県議会 新風とくしま

徳島県議会議員 白木春夫（板野選挙区）

徳島県議会議員 庄野昌彦（徳島選挙区）

徳島県議会議員 黒崎一章（鳴門選挙区）

徳島県議会議員 高井美穂（三好第一選挙区）



目次・Contents

(1) 会長挨拶

- 臼木春夫「新型コロナウイルス感染に振り回された昨年！そして今年も！！」… 1

(2) 所属議員挨拶

- 庄野昌彦

共生・共助の社会を目指して！「一人一人が大切にされる社会を」…… 2

- 黒崎 章「令和3年度に思うこと」…………… 3

- 高井美穂

助け合って生きていける「温かい社会」を作るために頑張ります！…… 4

(3) 新風とくしまの取り組み「論戦！徳島県議会」

- 特集Ⅰ 徳島県議会新風とくしま活動内容…………… 6

- 特集Ⅱ 本会議質問項目…………… 7

- 特集Ⅲ 委員会質問項目…………… 11

- 特集Ⅳ 議会改革…………… 17

- 特集Ⅴ 調査研究活動報告…………… 19

- 特集Ⅵ 新型コロナウイルス感染症に係る対策…………… 20

(4) 掲載新聞記事 ……………… 21

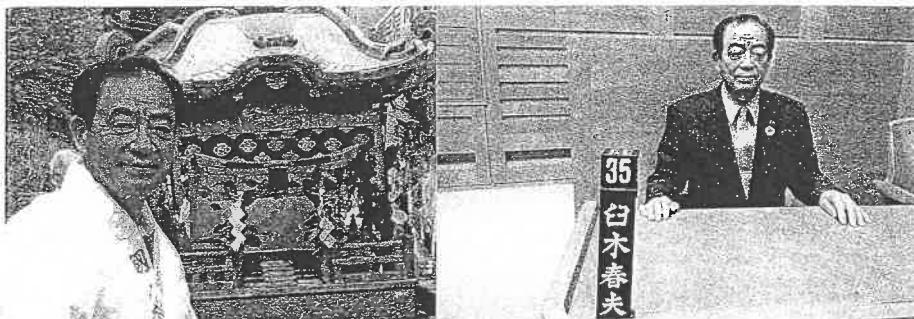
新型コロナウイルス感染に振り回された昨年！そして今年も!!

1



新風とくしま

会長 白木春夫



「新風とくしま」の白木春夫です。

日頃のご無沙汰を深謝し、現実を見つめ心境を述べさせていただきます。

昨年の、2月の私の代表質問で新型コロナウイルス感染症問題を取り上げさせていただきましたが、その時には、世界中をこれほど生命の危機と経済に甚大な被害を与えると誰が予想できたでしょうか？新型コロナウイルス感染は、第1波、第2波、そして第3波と感染拡大が収束どころか増加する中での令和3年の幕開けとなりました。

コロナ感染拡大で、密閉・密集・密接の「3密」を避けるために、軒並み大型イベントの中止や延期となり観光・飲食業界などが経営不振に陥り、閉店や休業などを余儀なくされたという声も聞こえています。

また、交通運輸業界においても大きな痛手となっており、第二四半期決算において、JRを含む大手鉄道会社や航空会社、バス事業の旅客業者は全て大きな赤字決算となっており、直近まではインバウンド旅客の効果で企業業績が好調であっただけに、なかなか現実を受け止めがたい状況下で運輸業界に先行き不安な暗い影を落としています。

新型コロナに関しては、私たちは不勉強で、過去のエボラもエイズも抑え込んだから大丈夫だという誤解があり、無症状者、軽症者にも感染力があるなど従来の新型感染症とは異次元の怖さと新自由主義の荒廃させた社会がいかに新型コロナ・パンデミックに対し無防備であったかを思い知らされ、対応が後手後手となっている政策においては火に油を注ぐように感染拡大していることを痛感しています。

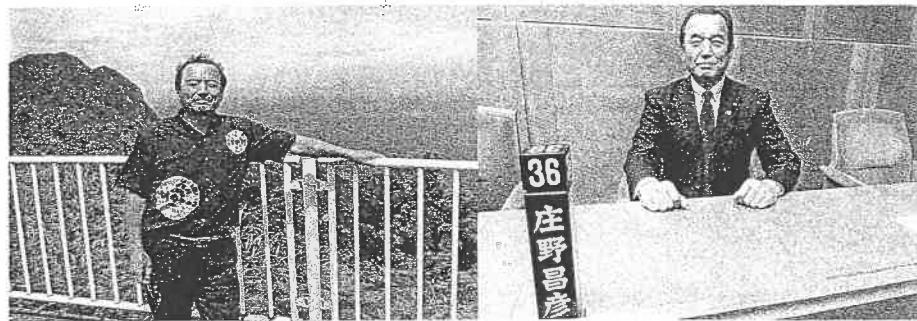
この緊急事態においては、もはや「自助」ではなくすべてもなく、当然今や「公助」としての政治の力量を発揮して打破しなければこの危機を乗り越えられないと思います。

私、県政に携わる者として一番に重要視すべきことは、県民の命の源である健康第一政策と生活不安と安心社会構築に全力で向き合い、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

今年は皆様方にも、コロナ感染リスクを抑え込むためにも新しい生活様式での感染防止対策をしていただき、ご健勝でご多幸の年となりますよう祈念し、挨拶といたします。

「一人一人が大切にされる社会を」

共生・共助の社会を目指して！



「新風とくしま」の庄野昌彦です。日頃からのご助言、ご指導に対し、心から感謝申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が起こりました。国内でも冬季に入り、その勢いは増しています。医療、福祉、危機管理の現場など第一線で、県民の命と健康を守るため、日夜頑張っておられる関係各位に、敬意と感謝を申し上げます。

本年1月早々には、東京都など1都3県で、その後の感染拡大を受け、11都府県に緊急事態宣言が発令されました。経済活動を推進していくことは重要ですが、人命第一です。ここは、何とか感染爆発を食い止め、医療崩壊を防止することが肝要です。

マスク、消毒、3密の回避など、新しい生活様式を守りながら、感染拡大を食い止めなければなりません。東京オリンピックも開催できるのだろうか。ワクチンはいつから接種が可能なのか。いつまで続くのか。未曾有の危機に不安はありますが、落ち着きを待ってみんなで助け合っていこうではありませんか。

また、昨年12月に、本県初の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。まん延防止のため、発生農場の家禽の殺処分や消毒など迅速な初動防疫対応をはじめ、年末・年始の休暇を返上し、全力で業務にあたられた関係各位に敬意と感謝を申し上げます。

このように感染症対策や近年の豪雨災害など、危機的な事態に対応できるマンパワーはとても重要です。人員体制の確保が必要です。

今、私たちに求められているキーワードは「共生・共助」だろうと思います。共に助け合い、共に生きていくける社会の構築に努力したいと思います。

また、平和と人権が守られる日本であり続けるためにこれからも頑張ります。

今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。



副会長 庄野昌彦

令和3年度に思うこと



新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか？

昨年度はコロナ対策に追われた県議会でしたが、新年度を迎える「今年こそは良い年であってほしい」という思いは、すべての県民の方々が持つておられるお気持ちではないかと思うのであります。

私が神社総代を務めております南浜事代主神社のえびす祭りも無事終わりました。昨年より多くお参りに来られた氏子や近隣の皆様方の表情は、現在のコロナ下にあっても、明るい表情が多く、私も頑張ろうという気持ちが湧いて来たのであります。

悪戦苦闘が続く医療や介護現場で頑張っておられる皆様方、新鮮な食料を生産する第一次産業の現場で働く農家・漁師の皆様方、良好な品質を保ち需要と供給に気を配りながらの市場や流通現場で働く皆様方、調理の現場や接客の場でご苦労をなさっているサービス業に携わる皆様方、文化活動やスポーツの現場で将来を見据え努力されている学生や県民の皆様方のお役に立つ様に、力を込めて頑張る一年に致したいと考えております。

県民の皆様のお話を丁寧に聞くことが何よりも大切であると考えておりますので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

皆様、何よりもお体をご自愛ください。

幹事長 黒崎 章



助け合つて生きていく
「温かい社会」を作るために頑張ります！



皆様、こんにちは。高井美穂です。いつも大変お世話になり、深く感謝申し上げます。

2020年度は世界中が新型コロナウイルスに振り回される大変な年となりました。徳島もぞめきの聞こえない夏に続き、地域での行事やお祭りなど集まり事がほとんど中止、縮小となっていました。私は弱くなりつつあった地域のつながりが一層弱まり、伝統文化行事の維持や1人暮らしの高齢者の見守りなどに悪影響が出ていることを心配しています。

コロナ対応が大事なのは当然ですが、ただコロナ問題に集中する余り、その他の様々な苦しみの渦中にいる人への対応が遅れではないかと思います。警察庁統計によると、自殺者数は上昇傾向が続いている、憂慮すべきことに女性や子どもの自殺が増えています。世界中で、コロナによる失業やDV被害が増加しているが、一因とも考えられます。

非常事態の時には平時からあった問題が顕在化します。生きていれば、誰もが思いもよらぬ運・不運に巻き込まれることがあると思いますが、困った時ほど人は助け合わねばなりません。他者を攻撃したり、差別したりするのは、不安にかられて自分を守ろうとしたり、自分の中の小さな正義感や独善から起こるものだと思います。それは厳に戒めねばならない、人は1人では生きていけないのだということを、私は多くの方から教えられました。

コロナ後の社会は、個々に分散化しながらネットワークでつながっていく社会になるのでしょうか。コロナで起こってしまった変化を受け止めながら、新しい生活様式の中で、経済活動を再開し、平穏で安心できる日常生活を取り戻し、
助け合つて生きていく「温かい社会」
作りを目指して、これからも頑張りたい
と思いますので、ご指導ご鞭撻よろしく
お願ひいたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝と
ご多幸をお祈り申し上げます。



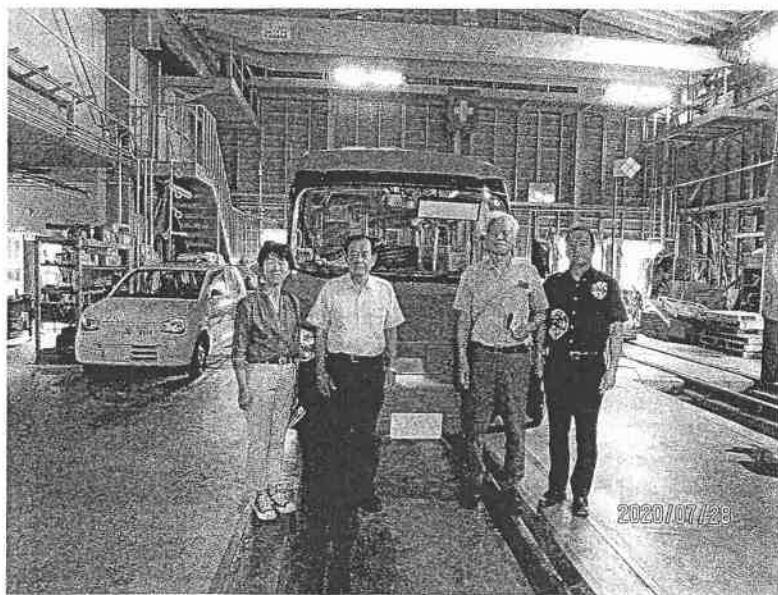
会員 高井 美穂

徳島県議会 新風とくしま議会活動報告

「論戦！徳島県議会」

新風とくしまの取り組み

- I 活動の内容
- II 本会議質問
- III 委員会質問
- IV 議会改革
 - ・政策条例検討会議
 - ・議会ＩＣＴ化の推進
- V 調査研究活動報告
- VI 新型コロナウイルス感染症に係る対策

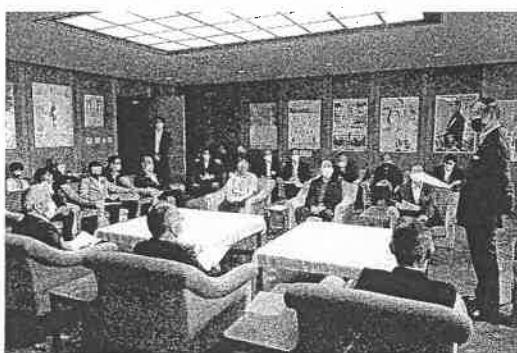


2020年7月28日 南部県域調査

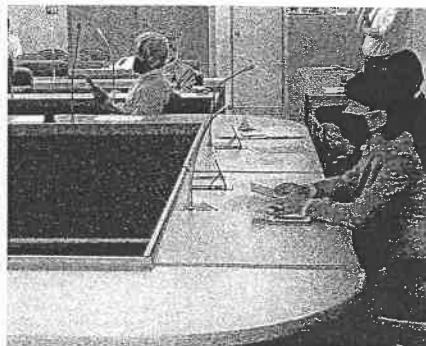
特集 I 徳島県議会 新風とくしま 活動内容

2020年

- 4月17日 要望 新型コロナウイルス感染症に係る対策の強化について
知事へ緊急要望
- 5月27日 要望 新型コロナウイルス感染症に係る対策の強化について
知事へ緊急要望
- 6月18日 質問 6月定例会代表質問（庄野昌彦）
- 7月6日 勉強会 議会ＩＣＴ化の推進について勉強会
調査 主要農作物種子法と種苗法の比較等について
- 7月28日 調査 南部県域調査
- 7月29日 「GOGO SUP&CAFE」「海部病院現地調査」「阿佐海岸鉄道」
「CAMP PARK KITO」「日野谷診療所」、現地調査
- 9月7日 要望 フレッセ(全徳島建設労働組合)の知事への要望活動に同席
- 9月11日 体験会 徳島県議会ペーパーレス会議システム体験会
- 9月16日 質問 9月定例会代表質問（黒崎 章）
- 12月3日 質問 11月定例会代表質問（高井美穂）
- 2021年
- 1月29日 勉強会 新型コロナウイルス対策について勉強会
- 2月17日 質問 2月定例会代表質問（臼木春夫）



2020年9月7日 フレッセの知事要望に同席



2020年9月11日 徳島県議会ペーパーレス会議システム体験会

特集Ⅱ 本会議質問項目

令和2年6月定例会 代表質問

庄野昌彦 質問項目



1 気候変動対策について

気候変動対策として脱炭素社会の実現に向けた対策とともに、気候変動による県民の生命や財産への影響を軽減する対策を講じるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

2 本県への移住促進に伴う情報発信について

アフターコロナ時代における徳島の魅力発信をどのようにしていくのか、御所見をお伺いいたします。

3 ポストコロナにおける県としての企業誘致について

県としても、製造業から情報通信産業まで幅広く誘致を進めておりますけれども、コロナ後の企業の分散化を見据えた積極的な企業誘致活動を推進してはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

4 「動物虐待防止」、「助けられる犬・猫の殺処分ゼロ」に向けた取組みについて

動物虐待の防止、助けられる犬猫の殺処分数削減を目指し、動物愛護管理センターを中心に大きな成果を上げていますが、今後、県民のさらなる愛護思想の確立と助けられる犬猫の殺処分ゼロを目指し、動物愛護法一部改正への対応も含め、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

5 獣医師職員の待遇改善について

給料表は人事委員会の勧告事項であり、全国的な大きなうねりが必要だとは思いますが、全国知事会長であります飯泉知事の大きなリーダーシップにより、公務員獣医師給料表の改善に向けた動きをしていただきたいと考えますが、御所見をお伺いします。

6 人権侵害への対応について

新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害やインターネット上の人権侵害に対し、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

7 本県畜産ブランドへの支援対策について

本県畜産ブランドである阿波尾鶏、阿波とん豚を守っていくため、今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

8 公立・公的医療機関の再編統合について

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、公立・公的医療機関の再編統合を今後どのように進めていくかとしているのか、お伺いいたします

9 新型コロナ禍における自殺対策について

新型コロナ禍における自殺対策に今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

10 「徳島木のおもちゃ美術館」の整備について

徳島木のおもちゃ美術館について、県民に親しまれる木育の拠点として、またコロナ収束後に全国から誇れる観光拠点を目指し、どのように整備していくのか、御所見をお伺いいたします。

令和2年9月定例会 代表質問

黒崎 章 質問項目

1 「新ホール」の整備について

徳島県にとってどれだけのメリットがあるのか。有形無形のものがあると思いますので、そのあたりを県民にしっかりとお知らせする意味でも、議会の中でしっかりと報告をいただきたいと思います。



2 プラスチックごみの削減対策について

プラスチックごみ削減に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

3 高齢者施設での感染症対策の強化について

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の強化に向けて、今後どのような取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

4 農業支援センターの人材育成について

徳島県の基幹産業である農業が発展するためには、今後とも、農家と直接交流する農業支援センターの普及指導員による取組みが重要だと考えておりますが、その人材づくりについて御所見をお伺いいたします。

5 吉野川を活用した観光振興について

今後、吉野川中流域において観光振興にどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

また、橋の博物館の取組を充実させるべきであると考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

6 吉野川の研究について

徳島県として、吉野川の研究を進めるべきと考えますが、御所見をお伺いします。

7 D M V導入に向けた沿線地域の準備状況について

世界初のD M V本格営業運行というまたとないチャンスを地域の活性化にどのようにつなげていくのか、御所見をお伺いいたします。

令和2年11月定例会 代表質問

高井美穂 質問項目

1 全国知事会会長としての取組みについて

コロナの第三波が襲来する中で、感染拡大の防止とともに社会経済活動を上げていくために全国知事会長としてどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。

2 ウイズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築と新型コロナウイルスワクチンの接種体制について

ウイズコロナ時代に対応した地域医療提供体制の構築と、来年と言われる新型コロナウイルスワクチンの全国民接種に向けて、ワクチン接種体制の確保が重要ですが、県は今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

3 地方大学・地域産業創生交付金事業の取組状況について

産学官や金融機関の連携で開始した研究開発事業の今年度の取組や研究成果をどう捉え、技術の実用化と今後の展開に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

4 GIGAスクール構想の実現に向けた取組みについて

教育デジタルトランスフォーメーションと言われる教育のデジタル変革による子供たちの深く確かな学びの実現に向けて、教員のICT活用指導力向上を図るため、戦略的な育成と日常的な支援が重要だと考えますが、教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、御所見を伺います。

5 県都のにぎわいづくりについて

県市協調により徳島の潜在力を引き出し、県都のにぎわいづくり、まちづくりを進めるべきと考えますが、御所見を伺います。

6 新たな働き方となる「労働者協同組合」の法制化への対応について

新たな働き方を促進する労働者協同組合について県はどのように認識し、今後どのように対応されるのか、御所見をお伺いします。

7 地球温暖化防止対策のための木材利用について

地球温暖化防止につながる木材の利用促進に官民挙げてどのように取り組んでいくのかと、awaもくよんプロジェクトの取組状況について県の方針を伺います。

8 徳島県警察・地域警察再編計画について

今後、三好と牟岐両署管内における交番の設置についてどのようなビジョンを持っておられるのか、県警本部長にお伺いします。

なお、これは必ずしも警察業務というわけではありませんが、駐在所に勤務する警察官は、従来、地元から駐在さんと呼ばれて、地域の治安活動だけでなく、お祭りや運動会など地域行事にも積極的に参加されていました。地域に溶け込んで、言わば町の三役的に活躍しておられましたが、どうか交番化でこうした地域行事への関わりが減っていくことがないようにと願っております。この点にも御配慮いただけるか、併せてお伺いいたします。



令和3年2月定例会 代表質問

臼木春夫 質問項目



- 1 徳島県におけるワクチン接種について
県民の皆さんのが待ち望んでいる新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、県として、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。
- 2 アフターコロナを見据えた本県の産業振興について
コロナを克服し、未来への夢と希望が膨らむ産業振興をどのように図っていくのか、御所見をお伺いいたします。
- 3 障がい者雇用の促進について
新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい状況にある障がい者雇用の促進に向けて、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。
- 4 アフターコロナを見据えた公共交通ネットワークについて
県民に身近な移動手段である路線バスを守っていくため、アフターコロナを見据えた「公共交通ネットワークの再構築」にどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。
- 5 「地方発の水素社会」実現に向けた取組みの加速について
水素供給拠点整備と燃料電池バス路線導入の進捗状況とともに、これらを活用し、水素社会の実現に向けた更なる取組みの加速が必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。
- 6 少子化対策について
少子化対策における結婚支援について、マリッサとくしまのこれまでの成果と、今後どのように取組みを強化していくのか、お伺いいたします。
- 7 食品ロスの削減に向けた取組みについて
食品ロス削減に向け、フードバンク活動に対する支援策が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。
- 8 子どものスマートフォン等の適正な利用について
スマートフォン等の適正な利用推進協議会における具体的な検討成果と今後の展開についてお伺いします。

特集Ⅲ 委員会質問項目

私たち「新風とくしま」では、一議員が一期四年間で四常任委員会・四特別委員会を担当することになっています。議会運営委員会は各会派会長・幹事長で構成いたします。2020年度の委員会担当は次のとおりです。

総務常任委員会 高井美穂議員
経済常任委員会 庄野昌彦議員
文教厚生常任委員会 黒崎 章議員
県土整備常任委員会 白木春夫議員

議会運営委員会 白木春夫議員、黒崎 章議員

地方創生対策特別委員会 高井美穂議員
消費者・環境対策特別委員会 白木春夫議員
防災・感染症対策特別委員会 黒崎 章議員
次世代育成・少子高齢化対策特別委員会 庄野昌彦議員

各委員会における主な質疑項目は次のとおりです。

常任委員会

総務常任委員会 高井美穂議員

4月28日

【政策創造部関係】

- 新型コロナウイルス感染症対策情報発信事業について
・デマ、詐欺情報等への情報管理の徹底について
- 新型感染症対策がんばる観光応援事業について
・研修内容について

【経営戦略部関係】

- 採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用について
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休業要請に対する協力金の実施について
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る県職員の在宅勤務の状況について

6月24日

【政策創造部関係】

- 新型コロナウイルス感染症の影響下の地方創生に向けた施策の方向性について

9月24日

【公安委員会関係】

- 徳島中央警察署の新庁舎整備事業について

【未来創生文化部関係】

- 旧徳島市文化センター跡地への新ホール整備について
・検討会議について
- ・平成20年度、平成21年度に実施した徳島県青少年センターの耐震改修事業について

- ・埋蔵文化財調査について
- ・規模及び機能について
- ・近隣施設を含めた一体的な開発について

9月25日

【経営戦略部・監察局関係】

- ローカル5Gの今後の展開について
- 就職氷河期世代を対象とした職員の採用について
- 新型コロナウイルス感染症の影響による採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用について

【政策創造部関係】

- マイナポイント利用！促進徳島県版プレミアムポイント事業について
 - ・事業の実施状況について
 - ・事業の広報について
- 国勢調査の実施状況について

12月8日

【公安委員会関係】

- 阿南、阿波両運転免許センターの運用状況及び行政サービスの拡充について
- 県警察の新型コロナウイルス感染症対策について

【経営戦略部・監察局関係】

- 職員の超過勤務縮減に向けた取組について
 - ・高病原性鳥インフルエンザに対する防疫体制について
 - ・タスクフォースの設置状況について
- 就職氷河期世代をはじめとする多様な職員の採用について
- 新型コロナウイルス感染症の影響により雇止め等となった方を対象とした来年度の会計年度任用職員の採用予定について

12月9日

【未来創生文化部関係】

- 新ホール整備について
 - ・基本計画の内容及び策定スケジュールについて
 - ・今後の検討における各部局との連携について
- 青少年センターの移転について
 - ・旧センターの解体時期について
 - ・旧センター跡地の埋蔵文化財調査について
 - ・アミコビルの屋上の活用について
 - ・整備費について
- とくしまマリッジサポートセンターについて
 - ・事業実績について
 - ・コロナ禍における取組について

経済常任委員会 庄野昌彦議員

4月28日

【商工労働観光部関係】

- 新型コロナウイルス感染症対策への取組について
 - ・雇用調整助成金の活用促進における国との連携について
 - ・ホテル、宿泊業者への支援について



- ・徳島市の阿波おどり開催中止への対応について
- ・非正規雇用者への支援について

【農林水産部関係】

- 新型コロナウイルス感染症対策への取組について
 - ・阿波尾鶏等への影響について
 - ・県産品の販売促進について

6月23日

【商工労働観光部関係】

- 障がい者の雇用促進について
- とくしまマラソン2020の出走エントリー者への対応と次期大会開催の見込みについて
- 大鳴門橋遊歩道「渦の道」の現況と集客促進への取組について
- 持続化給付金について

6月24日

【農林水産部関係】

- 阿波ふうど新規販売チャネル開拓事業の概要と取組状況について
- 外来生物による被害と対策について
 - ・ジャンボタニシについて

9月24日

【商工労働観光部関係】

- おもてなしタクシーの認定制度について
- 県工業技術センターの事業について

9月25日

【農林水産部関係】

- 県産畜産物活用型経済活性化事業の実施状況について
- 阿波ふうど新規販売チャネル開拓事業の実施状況について
- 県産農林水産物の輸出に向けた取組について
- 海部郡沖の浮魚礁について

12月8日

【農林水産部関係】

- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について
 - ・他県での発生状況について
 - ・野鳥対策について
 - ・防疫に係る対策、体制について
- 県有施設の県産木材活用について
- 新たな徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の骨子について
 - ・次期計画の基本戦略と実装プロジェクトについて

12月9日

【商工労働観光部関係】

- 徳島ヴォルティスのJ1復帰について

文教厚生常任委員会 黒崎 章議員

4月28日

【保健福祉部・病院局関係】

- 軽症者等の療養体制確保事業について
 - ・新型コロナウイルス感染症終息後の旧海部病院の取扱いについて
 - 医療資材の調達及び配備について
 - 看護師業務の負担増について
- 【教育委員会関係】
- 部活動を頑張ってきた生徒について
 - ・進路決定の際の評価資料について
 - 学校再開時の総合寄宿舎等を利用している生徒への対応について
 - 県立高校等における学費の支援について

6月25日

【保健福祉部・病院局関係】

- 令和元年度地方独立行政法人徳島県鳴門病院決算について
- 徳島県鳴門病院と県立3病院との経営面における違いについて
- 徳島県鳴門病院の診療科数について
- 令和元年度徳島県病院事業会計決算について
- 地域医療構想における公立・公的病院見直しの延期について
- 県立病院における県産食材の利用について

6月26日

【教育委員会関係】

- 総合寄宿舎等における衛生対策について
- スマートフォン等の適正な利用推進協議会について

9月28日

【保健福祉部・病院局関係】

- 県立3病院及び徳島県鳴門病院について
 - ・基本理念及びその遵守について
 - ・内部統制の取組について
- 高齢者施設等に対する介護職員の応援派遣体制について
- 認知症施策推進大綱を踏まえた県の施策について

9月29日

【教育委員会関係】

- GIGAスクール構想について
 - ・教員・児童生徒に対するGIGAスクール構想の目的、意義の理解について

12月10日

【教育委員会関係】

- 教員の変形労働時間制の導入について
 - ・制度化への不安に対する配慮について
 - ・教育現場・関係者の意見を踏まえた条例制定について
- 内部統制制度について

12月11日

【保健福祉部・病院局関係】

- かかりつけ医について
- 県立病院及び徳島県鳴門病院における外国人患者の受入体制について
- 徳島県の国民健康保険財政について
- 公立病院に対する評価指針について

県土整備常任委員会　臼木春夫議員

4月28日

【危機管理環境部関係】

- 県外車両流入調査について
 - ・調査結果について
 - ・県外車両ナンバーの方への対応について
- 新型コロナウイルス感染症への対策について
 - ・パチンコ店等の事業者への対応について

6月25日

【県土整備部関係】

- 主要地方道鳴門公園線の歩道整備について

6月26日

【危機管理環境部関係】

- 新たに発生した新型コロナウイルス感染者について
 - ・大阪市から徳島市までの移動方法について

9月29日

【危機管理環境部関係】

- 水素エネルギーの普及促進について

特別委員会

地方創生対策特別委員会　高井美穂議員

6月29日

- ターンテーブルについて
 - ・宿泊部門における戦略転換について
- とくしま応援割について
 - ・感染防止策と経済活性化との両輪の取組について
- 徳島市中心部のにぎわいづくりの戦略について

11月26日

- ふるさと回帰「絆」強化事業について
 - ・申請状況について
 - ・申請者の反応について
 - ・アンケート結果の回収状況について

防災・感染症対策特別委員会 黒崎 章議員

6月30日

- 関西広域連合の新型コロナウイルス感染症に係る広域医療連携について
 - ・患者の受け入れについて
 - ・検査について
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるターンテーブル宿泊部門の国内向けへの転換について
- マイナンバーカードの保険証としての利用について
 - ・今後のスケジュールについて
 - ・情報の閲覧について

9月10日

- 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営について
 - ・サブ避難所について

10月1日

- 国土交通省徳島河川国道事務所公表の家屋倒壊等氾濫想定区域について
 - ・概要と県の対応について
 - ・管理河川における洪水浸水への対策について
- 県有施設の緊急避難場所としての受け入れについて
- PCR検査結果等の個人情報の管理について

11月27日

- 関西広域連合における医療応援体制について
 - ・患者の搬送方法について
 - ・患者搬送に係るアイソレーターの配備状況について

12月15日

- 新型コロナウイルスワクチン接種について
 - ・優先接種順位について
- 障がい福祉サービス事業所等におけるBCP（事業継続計画）の策定について
 - ・県内の対象施設数について
 - ・策定に向けた県の取組について
 - ・策定に当たっての市町村の関わりについて
- 厚生労働省が障がい者施設に設置を義務付ける虐待防止委員会について
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う航空路線の現状について

次世代育成・少子高齢化対策特別委員会 庄野昌彦議員

6月30日

- コロナ禍における高齢者施設の状況について
 - ・マスク等の衛生物資の供給状況について
 - ・第2派に備えた対策について
- 児童虐待の状況及び児童相談所の体制について
- 中学、高校総体等の中止に伴う対応等について

10月1日

- 県内の不妊治療の現状について
- 少人数学級の取組について

特集IV 議会改革

徳島県議会 議会改革の経過報告（令和2年度）

1. はじめに

徳島県議会は、議会における最高規範として、議会の理念を定める議会基本条例を、平成25年2月定例会において全会一致で可決、制定しました。以来、条例に盛り込んだ議会改革行動計画に基づき、更なる改革に取り組んでいます。

令和2年度は、徳島県議会会議規則に基づき設置された「徳島県議会政策条例検討会議」に、新風とくしま所属議員が委員として出席し、検討、協議等を行いました。

また、令和元年度「徳島県議会議会改革検討会議」にて調査・審議を行い、令和2年3月に策定された「議会改革行動計画（第3期）」についても、議会ICT化の推進など着実な実施に取り組みました。

2. 徳島県議会政策条例検討会議（委員：高井議員）4回開催

議員が提出する政策条例の議案の作成に関し協議又は調整を行うことを目的に、平成24年7月17日に設置されました。

令和2年度の会議の主な内容は次のとおりです。

・第1回検討会議（R2.9.11）

- 1 座長及び副座長の選出について
- 2 会議の運営について
- 3 条例案の検討
会長・幹事長会で決定された「徳島県主要農作物等種子に関する条例（仮称）」について、条例提案書の説明がありました。
- 4 条例の検証
「徳島県家庭教育支援条例」を今年度の検証対象とすることが決定されました。



・第2回検討会議（R2.10.6）

- 1 条例案の検討
「徳島県主要農作物等種子条例（案）」について、執行部からヒアリングを行いました。
- 2 条例の検証
「徳島県家庭教育支援条例」について、執行部からヒアリングを行いました。

・第3回検討会議（R2.11.24）

1 条例案の検討

パブリックコメントにかける条例案の決定とパブリックコメントの実施を決定しました。

・第4回検討会議（R3.2.4）

1 条例案の検討

パブリックコメントの意見に対する議会の考え方を取りまとるとともに、最終の条例案を決定し、令和3年2月定例会閉会日に提案することとしました。

2 条例の検証

検証結果報告書の最終案について協議を行い、条例の検証結果報告書が取りまとめられました。

4回にわたる政策条例検討会議において、「徳島県主要農作物等種子条例案」の検討及び「徳島県家庭教育支援条例」の検証は終了し、令和3年2月10日、結果報告書が議長に提出されました。

3. 議会ICT化の推進

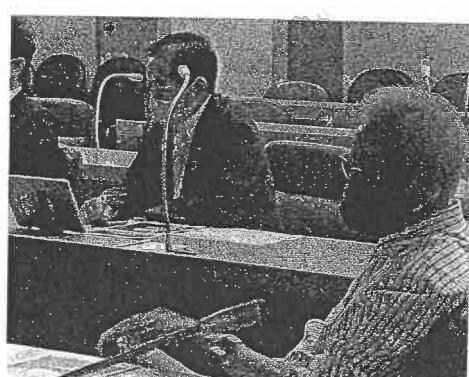
令和元年度策定「議会改革行動計画（第3期）」において決定した、議会ICT化の推進の一環として、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入を事業計画年度内に実施することとしており、これにより、さらに効果的な議会運営や議員活動の効率化等が図られます。

新風とくしまにおいては、積極的に勉強会を実施するとともに、ペーパーレス会議システム体験会への参加を通してタブレットの操作性等を確認するなどし、議会ICT化の課題等について考察を深めました。



2020年7月6日

議会ICT化の推進について勉強会



2020年9月11日

徳島県議会ペーパーレス会議システム体験会

特集V 新風とくしま 調査研究活動報告

2020年

■会派活動の結果

わが会派は、県民の皆さまの負託と信頼に応えるため、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価はもとより、様々な政策立案機能の強化・充実を図ってまいりました。

今後とも、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」、「開かれた議会」の視点から、さらなる議会の活性化に会派一丸となり、全力で取り組んでまいります。

■月 日 7月28日29日

■場 所 南部県域

- ①「GOGO SUP&CAFE」
- ②「海部病院現地調査」
- ③「阿佐海岸鉄道」
- ④「CAMP PARK KITO」
- ⑤「日野谷診療所」

■テーマ 地域資源を活用した町おこしの取組や、地域医療の現状と課題等を調査することにより、新型コロナウイルス対策を講じつつ地域振興に取り組むにはどうしたらよいのか考察し、県政施策の推進に資することを目的としています。

■まとめ ①廃材や県産スギを活用したC A F Eを設け、地元食材を使った料理をふるまうとともに、住民が親しみやすいマリンスポーツの機会を提供することにより、地域振興と健康づくりに貢献している団体の取組について、説明を受けました。
②病院への交通アクセス（降車位置）を確認しました。
③阿佐東線D M V導入に係る取組、D M V開発の背景と目的、阿佐東線の現状、実証運行等について説明を受けました。
④自然を活かしたキャンプ場運営のあり方やコロナ感染拡大防止対策等について説明を受けました。
⑤県内初の「保健・医療・福祉」の連携を理念とした包括ケアセンターの役割について、新型コロナウイルス感染症対策と絡めて説明を受けました。



特集VI 新型コロナウイルス感染症に係る対策

2020年

■会派活動の結果

- 新型コロナウイルス感染症に係る対策の強化について知事へ緊急要望
県議会の全会派が、知事に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る要望を行いました。

4月17日には、医療体制の強化や、学校休業に対する支援など、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応について要望を行いました。

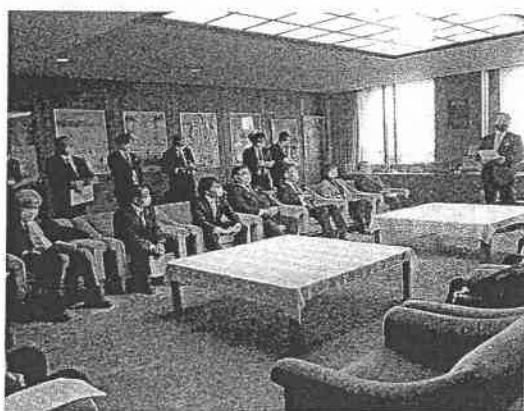
5月27日には、県民の命と生活を守りながら、県内経済を確かな回復基調へ導くため、既決予算の積極活用を含む、緊急の要望を再度行いました。

要望事項は、4月臨時会での補正予算や6月補正予算へ反映されました。

●意見書の提出

- 全議員提案による意見書を可決し、国等の関係機関へ提出しました。
「新型コロナウイルス感染症から地方の生活と経済を守るために対策強化に関する意見書」（4月30日：4月臨時会）
「中小・小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書」（9月11日：9月定例会）

このほか、各定例会においても、代表質問や委員会等を通して論議を行い、新たな国難である新型コロナウイルス感染症の拡大防止と県内経済の回復に向け、引き続き全力で取り組んでいます。



2020年4月17日知事への緊急要望



2020年5月27日知事への緊急要望

德島県議会

新風とくしま

交番整備の将来像は 高井氏
有効な地域 早期実現 小澤氏

高井美穂氏
（新風とくしま）

高井美穂氏
(新風とくしま)

気候変動軽減対策を・庄野氏 適応計画本年度策定知事



庄子曾修氏
（新民）

20/6/19
德島新聞

20/9/17
德島新聞

本年度内に計画策定 知事
ラジコの削減対応は黒崎氏

A black and white portrait of Kuroki Shōji, a man with glasses and a mustache, wearing a suit and tie.

(新風とくしま)

20/12/4
德島新聞

水素社会実現加速を
新たな事業展開視野 知・事

志田田代危機管理課係長に加え、新たに東急合益德事場長、若林勝彦に加え、新たに東急合益徳事場長に「販賣部削減マニア」として、食品小売業界を震撼させた。食品小売業界を震撼させた。食品小売業界を震撼させた。食品小売業界を震撼させた。

21/2/18
德島新聞

「挑戦！」県民の声を県政にいかす！

徳島県議会 新風とくしま議会活動報告



～ご意見お寄せください～

徳島県議会新風とくしま

徳島県徳島市万代町1-1 県議会内

TEL: 088-621-3031

FAX: 088-621-2813

e-mail: shinpuuminsyu@angel.ocn.ne.jp

<https://shinpu.eek.jp/>

参考様式3

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	4

① 年月日	令和3年3月18日						
② 内容	会派活動報告書 料金別納郵便代 24,270円 第一種定形外（規格内） 250円×3通 140円×168通 配布方法：郵送 内容：県議会活動報告を県内において上記の方法で配布し、広報広聴活動を行う						
③ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (%)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	広聴広報費	24,270	10/10	24,270	会活動報告書 料金別納郵便代		
	合計	24,270		24,270			

(注) 専ら来賣や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選挙法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書

新風とくしま会長様

[別納引受]
第一種定形外(規格内) 181.0g
@250 3通 ¥750

小計 ¥750

第一種定形外(規格内) 84.0g
@140 168通 ¥23,520

小計 ¥23,520

郵便物引受合計通数 171通
課税計 (10%) ¥24,270
(内消費税等 ¥2,206)
非課税計 ¥0

合計 ¥24,270
お預り金額 ¥24,270

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2021年3月18日 14:59
担当:
発行No. 210318A0292 端N55箱01
連絡先: 徳島県庁内郵便局
TEL: 088-625-4513



「挑戦！」 県民の声を県政にいかす！ 新風とくしま議会活動報告

徳島県議会 新風とくしま

徳島県議会議員 白木春夫（板野選挙区）

徳島県議会議員 庄野昌彦（徳島選挙区）

徳島県議会議員 黒崎 章（鳴門選挙区）

徳島県議会議員 高井美穂（三好第一選挙区）



目次・Contents

(1) 会長挨拶

- 臼木春夫「新型コロナウイルス感染に振り回された昨年！そして今年も！！」… 1

(2) 所属議員挨拶

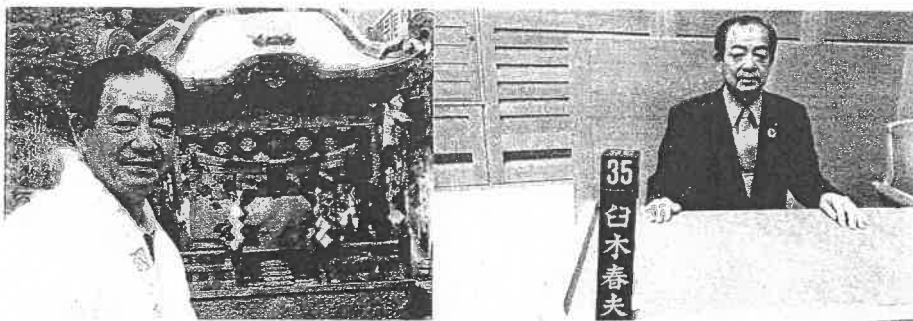
- 庄野昌彦
共生・共助の社会を目指して！「一人一人が大切にされる社会を」…… 2
- 黒崎 章「令和3年度に思うこと」…………… 3
- 高井美穂
助け合って生きていける「温かい社会」を作るために頑張ります！…… 4

(3) 新風とくしまの取り組み「論戦！徳島県議会」

- 特集Ⅰ 徳島県議会新風とくしま活動内容…………… 6
- 特集Ⅱ 本会議質問項目…………… 7
- 特集Ⅲ 委員会質問項目…………… 11
- 特集Ⅳ 議会改革…………… 17
- 特集Ⅴ 調査研究活動報告…………… 19
- 特集Ⅵ 新型コロナウイルス感染症に係る対策…………… 20

(4) 掲載新聞記事…………… 21

新型コロナウイルス感染に振り回された昨年！そして今年も!!



「新風とくしま」の白木春夫です。

日頃のご無沙汰を深謝し、現実を見つめ心境を述べさせていただきます。

昨年の、2月の私の代表質問で新型コロナウイルス感染症問題を取り上げさせていただきましたが、その時には、世界中をこれほど生命の危機と経済に甚大な被害を与えると誰が予想できたでしょうか？新型コロナウイルス感染は、第1波、第2波、そして第3波と感染拡大が収束どころか増加する中での令和3年の幕開けとなりました。

コロナ感染拡大で、密閉・密集・密接の「3密」を避けるために、軒並み大型イベントの中止や延期となり観光・飲食業界などが経営不振に陥り、閉店や休業などを余儀なくされたという声も聞こえています。

また、交通運輸業界においても大きな痛手となっており、第二四半期決算において、JRを含む大手鉄道会社や航空会社、バス事業の旅客業者は全て大きな赤字決算となっており、直近まではインバウンド旅客の効果で企業業績が好調であつただけに、なかなか現実を受け止めがたい状況下で運輸業界に先行き不安な暗い影を落としています。

新型コロナに関しては、私たちは不勉強で、過去のエボラもエイズも抑え込んだから大丈夫だという誤解があり、無症状者、軽症者にも感染力があるなど従来の新型感染症とは異次元の怖さと新自由主義の荒廃させた社会がいかに新型コロナ・パンデミックに対し無防備であったかを思い知らされ、対応が後手後手となっている政策においては火に油を注ぐように感染拡大していることを痛感しています。

この緊急事態においては、もはや「自助」ではなくすべてもなく、当然今や「公助」としての政治の力量を発揮して打破しなければこの危機を乗り越えられないと思います。

私、県政に携わる者として一番に重要視すべきことは、県民の命の源である健康第一政策と生活不安と安心社会構築に全力で向き合い、取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

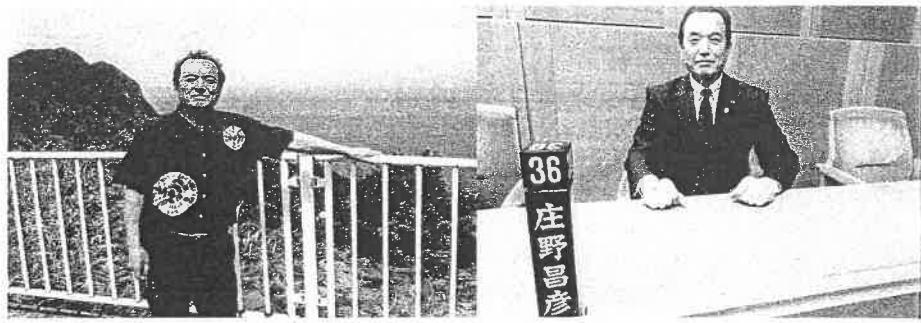
今年は皆様方にも、コロナ感染リスクを抑え込むためにも新しい生活様式での感染防止対策をしていただき、ご健勝でご多幸の年となりますよう祈念し、挨拶といたします。

新風とくしま

会長 白木春夫



共生・共助の社会を目指して！
「一人一人が大切にされる社会を」



「新風とくしま」の庄野昌彦です。日頃からのご助言、ご指導に対し、心から感謝申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が起こりました。国内でも冬季に入り、その勢いは増しています。医療、福祉、危機管理の現場など第一線で、県民の命と健康を守るために、日夜頑張っておられる関係各位に、敬意と感謝を申し上げます。

本年1月早々には、東京都など1都3県で、その後の感染拡大を受け、11都府県に緊急事態宣言が発令されました。経済活動を推進していくことは重要ですが、人命第一です。ここは、何とか感染爆発を食い止め、医療崩壊を防止することが肝要です。

マスク、消毒、3密の回避など、新しい生活様式を守りながら、感染拡大を食い止めなければなりません。東京オリンピックも開催できるのだろうか。ワクチンはいつから接種が可能なのか。いつまで続くのか。未曾有の危機に不安はありますが、落ち着きを待ってみんなで助け合っていこうではありませんか。

また、昨年12月に、本県初の高病原性鳥インフルエンザが発生しました。まん延防止のため、発生農場の家禽の殺処分や消毒など迅速な初動防疫対応をはじめ、年末・年始の休暇を返上し、全力で業務にあられた関係各位に敬意と感謝を申し上げます。

このように感染症対策や近年の豪雨災害など、危機的な事態に対応できるマンパワーはとても重要です。人員体制の確保が必要です。

今、私たちに求められているキーワードは「共生・共助」だろうと思います。共に助け合い、共に生きていける社会の構築に努力したいと思います。

また、平和と人権が守られる日本であり続けるためにこれからも頑張ります。

今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。

副会長 庄野昌彦



令和3年度に思うこと



新型コロナウイルス感染症が感染拡大する中、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか？

昨年度はコロナ対策に追われた県議会でしたが、新年度を迎えて「今年こそは良い年であってほしい」という思いは、すべての県民の方々が持つておられるお気持ちではないかと思うのであります。

私が神社総代を務めております南浜事代主神社のえびす祭りも無事終わりました。昨年より多くお参りに来られた氏子や近隣の皆様方の表情は、現在のコロナ下にあっても、明るい表情が多く、私も頑張ろうという気持ちが湧いて来たのであります。

悪戦苦闘が続く医療や介護現場で頑張っておられる皆様方、新鮮な食料を生産する第一次産業の現場で働く農家・漁師の皆様方、良好な品質を保ち需要と供給に気を配りながらの市場や流通現場で働く皆様方、調理の現場や接客の場でご苦労をなさっているサービス業に携わる皆様方、文化活動やスポーツの現場で将来を見据え努力されている学生や県民の皆様方のお役に立つ様に、力を込めて頑張る一年に致したいと考えております。

県民の皆様のお話を丁寧に聞くことが何よりも大切であると考えておりますので、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

皆様、何よりもお体をご自愛ください。



幹事長 黒崎 章

助け合つて生きていく
「温かい社会」を作るために頑張ります！



皆様、こんにちは。高井美穂です。いつも大変お世話になり、深く感謝申し上げます。

2020年度は世界中が新型コロナウイルスに振り回される大変な年となりました。徳島もぞめきの聞こえない夏に続き、地域での行事やお祭りなど集まり事がほとんど中止、縮小となってしまいました。私は弱くなりつつあった地域のつながりが一層弱まり、伝統文化行事の維持や1人暮らしの高齢者の見守りなどに悪影響が出ていることを心配しています。

コロナ対応が大事なのは当然ですが、ただコロナ問題に集中する余り、その他の様々な苦しみの渦中にいる人への対応が遅れてはならないと思います。警察庁統計によると、自殺者数は上昇傾向が続いている、憂慮すべきことに女性や子どもの自殺が増えています。世界中で、コロナによる失業やDV被害が増加しているが、一因とも考えられます。

非常事態の時には平時からあった問題が顕在化します。生きていれば、誰もが思いもよらぬ運・不運に巻き込まれることがあると思いますが、困った時ほど人は助け合わねばなりません。他者を攻撃したり、差別したりするのは、不安にかられて自分を守ろうとしたり、自分の中の小さな正義感や独善から起こるものだと思います。それは厳に戒めねばならない、人は1人では生きていけないのだということを、私は多くの方から教えられました。

コロナ後の社会は、個々に分散化しながらネットワークでつながっていく社会になるのでしょうか。コロナで起ってしまった変化を受け止めながら新しい生活様式の中で、経済活動を再開し、平穏で安心できる日常生活を取り戻し、
助け合つて生きていく「温かい社会」
作りを目指して、これからも頑張りたい
と思いますので、ご指導ご鞭撻よろしく
お願ひいたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝と
ご多幸をお祈り申し上げます。



会員 高井 美穂

徳島県議会 新風とくしま議会活動報告

「論戦！徳島県議会」

新風とくしまの取り組み

- I 活動の内容
- II 本会議質問
- III 委員会質問
- IV 議会改革
 - ・政策条例検討会議
 - ・議会ＩＣＴ化の推進
- V 調査研究活動報告
- VI 新型コロナウイルス感染症に係る対策



2020年7月28日 南部県域調査

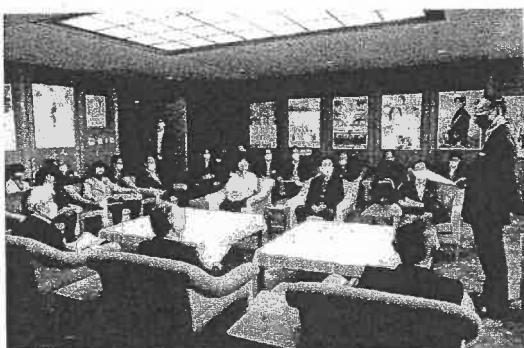
特集 I 徳島県議会 新風とくしま 活動内容

2020年

- 4月17日 要望 新型コロナウイルス感染症に係る対策の強化について
知事へ緊急要望
- 5月27日 要望 新型コロナウイルス感染症に係る対策の強化について
知事へ緊急要望
- 6月18日 質問 6月定例会代表質問（庄野昌彦）
- 7月 6日 勉強会 議会ICT化の推進について勉強会
調査 主要農作物種子法と種苗法の比較等について
- 7月28日 調査 南部県域調査
- 7月29日 「GOGO SUP&CAFE」「海部病院現地調査」「阿佐海岸鉄道」
「CAMP PARK KITO」「日野谷診療所」、現地調査
- 9月 7日 要望 フレッセ(全徳島建設労働組合)の知事への要望活動に同席
- 9月11日 体験会 徳島県議会ペーパーレス会議システム体験会
- 9月16日 質問 9月定例会代表質問（黒崎 章）
- 12月3日 質問 11月定例会代表質問（高井美穂）

2021年

- 1月29日 勉強会 新型コロナウイルス対策について勉強会
- 2月17日 質問 2月定例会代表質問（臼木春夫）



2020年9月7日フレッセの知事要望に同席



2020年9月11日 徳島県議会ペーパーレス会議システム体験会

特集Ⅱ 本会議質問項目

令和2年6月定例会 代表質問

庄野昌彦 質問項目

1 気候変動対策について

気候変動対策として脱炭素社会の実現に向けた対策とともに、気候変動による県民の生命や財産への影響を軽減する対策を講じるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。



2 本県への移住促進に伴う情報発信について

アフターコロナ時代における徳島の魅力発信をどのようにしていくのか、御所見をお伺いいたします。

3 ポストコロナにおける県としての企業誘致について

県としても、製造業から情報通信産業まで幅広く誘致を進めておりますけれども、コロナ後の企業の分散化を見据えた積極的な企業誘致活動を推進してはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

4 「動物虐待防止」、「助けられる犬・猫の殺処分ゼロ」に向けた取組みについて

動物虐待の防止、助けられる犬猫の殺処分数削減を目指し、動物愛護管理センターを中心に大きな成果を上げていますが、今後、県民のさらなる愛護思想の確立と助けられる犬猫の殺処分ゼロを目指し、動物愛護法一部改正への対応も含め、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

5 獣医師職員の待遇改善について

給料表は人事委員会の勧告事項であり、全国的な大きなうねりが必要だとは思いますが、全国知事会長であります飯泉知事の大きなリーダーシップにより、公務員獣医師給料表の改善に向けた動きをしていただきたいと考えますが、御所見をお伺いします。

6 人権侵害への対応について

新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害やインターネット上の人権侵害に対し、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

7 本県畜産ブランドへの支援対策について

本県畜産ブランドである阿波尾鶏、阿波とん豚を守っていくため、今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

8 公立・公的医療機関の再編統合について

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、公立・公的医療機関の再編統合を今後どのように進めていくかとしているのか、お伺いいたします。

9 新型コロナ禍における自殺対策について

新型コロナ禍における自殺対策に今後どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。

10 「徳島木のおもちゃ美術館」の整備について

徳島木のおもちゃ美術館について、県民に親しまれる木育の拠点として、またコロナ収束後に全国から誇れる観光拠点を目指し、どのように整備していくのか、御所見をお伺いいたします。

令和2年9月定例会 代表質問

黒崎 章 質問項目

1 「新ホール」の整備について

徳島県にとってどれだけのメリットがあるのか。有形無形のものがあると思いますので、そのあたりを県民にしっかりとお知らせする意味でも、議会の中でしっかりと報告をいただきたいと思います。

2 プラスチックごみの削減対策について

プラスチックごみ削減に向け、今後どのように取り組んでいかれるのか、御所見をお伺いしたいと思います。

3 高齢者施設での感染症対策の強化について

高齢者施設における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の強化に向けて、今後どのような取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

4 農業支援センターの人材育成について

徳島県の基幹産業である農業が発展するためには、今後とも、農家と直接交流する農業支援センターの普及指導員による取組みが重要だと考えておりますが、その人材づくりについて御所見をお伺いいたします。

5 吉野川を活用した観光振興について

今後、吉野川中流域において観光振興にどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

また、橋の博物館の取組を充実させるべきであると考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

6 吉野川の研究について

徳島県として、吉野川の研究を進めるべきと考えますが、御所見をお伺いします。

7 D M V導入に向けた沿線地域の準備状況について

世界初のD M V本格営業運行というまたとないチャンスを地域の活性化にどのようにつなげていくのか、御所見をお伺いいたします。



令和2年11月定例会 代表質問

高井美穂 質問項目

1 全国知事会会長としての取組みについて

コロナの第三波が襲来する中で、感染拡大の防止とともに社会経済活動を上げていくために全国知事会会長としてどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。

2 ウイズコロナ時代に対応した医療提供体制の構築と新型コロナウイルスワクチンの接種体制について

ウイズコロナ時代に対応した地域医療提供体制の構築と、来年と言われる新型コロナウイルスワクチンの全国民接種に向けて、ワクチン接種体制の確保が重要であります。県は今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

3 地方大学・地域産業創生交付金事業の取組状況について

産学官や金融機関の連携で開始した研究開発事業の今年度の取組や研究成果をどう捉え、技術の実用化と今後の展開に向けてどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

4 GIGAスクール構想の実現に向けた取扱みについて

教育デジタルトランスフォーメーションと言われる教育のデジタル変革による子供たちの深く確かな学びの実現に向けて、教員のICT活用指導力向上を図るために、戦略的な育成と日常的な支援が重要だと考えますが、教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、御所見を伺います。

5 県都のにぎわいづくりについて

県市協調により徳島の潜在力を引き出し、県都のにぎわいづくり、まちづくりを進めるべきと考えますが、御所見を伺います。

6 新たな働き方となる「労働者協同組合」の法制化への対応について

新たな働き方を促進する労働者協同組合について県はどのように認識し、今後どのように対応されるのか、御所見をお伺いします。

7 地球温暖化防止対策のための木材利用について

地球温暖化防止につながる木材の利用促進に官民挙げてどのように取り組んでいくのかと、awaもくよんプロジェクトの取組状況について県の方針を伺います。

8 徳島県警察・地域警察再編計画について

今後、三好と牟岐両署管内における交番の設置についてどのようなビジョンを持っておられるのか、県警本部長にお伺いします。

なお、これは必ずしも警察業務というわけではありませんが、駐在所に勤務する警察官は、従来、地元から駐在さんと呼ばれて、地域の治安活動だけでなく、お祭りや運動会など地域行事にも積極的に参加されていました。地域に溶け込んで、言わば町の三役的に活躍しておられましたが、どうか交番化でこうした地域行事への関わりが減っていくことがないようにと願っております。この点にも御配慮いただけるか、併せてお伺いいたします。



令和3年2月定例会 代表質問

日木 春夫 質問項目

- 1 徳島県におけるワクチン接種について
県民の皆さんが待ち望んでいる新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、県として、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。
- 2 アフターコロナを見据えた本県の産業振興について
コロナを克服し、未来への夢と希望が膨らむ産業振興をどのように図っていくのか、御所見をお伺いいたします。
- 3 障がい者雇用の促進について
新型コロナウイルス感染症の影響で、厳しい状況にある障がい者雇用の促進に向けて、どのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いします。
- 4 アフターコロナを見据えた公共交通ネットワークについて
県民に身近な移動手段である路線バスを守っていくため、アフターコロナを見据えた「公共交通ネットワークの再構築」にどのように取り組んでいくのか、御所見をお伺いいたします。
- 5 「地方発の水素社会」実現に向けた取組みの加速について
水素供給拠点整備と燃料電池バス路線導入の進捗状況とともに、これらを活用し、水素社会の実現に向けた更なる取組みの加速が必要と考えますが、御所見をお伺いいたします。
- 6 少子化対策について
少子化対策における結婚支援について、マリッサとくしまのこれまでの成果と、今後どのように取組みを強化していくのか、お伺いいたします。
- 7 食品ロスの削減に向けた取組みについて
食品ロス削減に向け、フードバンク活動に対する支援策が必要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。
- 8 子どものスマートフォン等の適正な利用について
スマートフォン等の適正な利用推進協議会における具体的な検討成果と今後の展開についてお伺いします。



特集Ⅲ 委員会質問項目

私たち「新風とくしま」では、一議員が一期四年間で四常任委員会・四特別委員会を担当することになっています。議会運営委員会は各会派会長・幹事長で構成いたします。2020年度の委員会担当は次のとおりです。

総務常任委員会 高井美穂議員
経済常任委員会 庄野昌彦議員
文教厚生常任委員会 黒崎 章議員
県土整備常任委員会 白木春夫議員

議会運営委員会 白木春夫議員、黒崎 章議員

地方創生対策特別委員会 高井美穂議員
消費者・環境対策特別委員会 白木春夫議員
防災・感染症対策特別委員会 黒崎 章議員
次世代育成・少子高齢化対策特別委員会 庄野昌彦議員

各委員会における主な質疑項目は次のとおりです。

常任委員会

総務常任委員会 高井美穂議員

4月28日

【政策創造部関係】

- 新型コロナウイルス感染症対策情報発信事業について
・デマ、詐欺情報等への情報管理の徹底について
- 新型感染症対策がんばる観光応援事業について
・研修内容について

【経営戦略部関係】

- 採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用について
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る休業要請に対する協力金の実施について
- 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る県職員の在宅勤務の状況について

6月24日

【政策創造部関係】

- 新型コロナウイルス感染症の影響下の地方創生に向けた施策の方向性について

9月24日

【公安委員会関係】

- 徳島中央警察署の新庁舎整備事業について

【未来創生文化部関係】

- 旧徳島市文化センター跡地への新ホール整備について
・検討会議について
- ・平成20年度、平成21年度に実施した徳島県青少年センターの耐震改修事業について

- ・埋蔵文化財調査について
- ・規模及び機能について
- ・近隣施設を含めた一体的な開発について

9月25日

【経営戦略部・監察局関係】

- ローカル5Gの今後の展開について
- 就職氷河期世代を対象とした職員の採用について
- 新型コロナウイルス感染症の影響による採用内定取消者等を対象とした会計年度任用職員の採用について
- 【政策創造部関係】
- マイナポイント利用！促進徳島県版プレミアムポイント事業について
 - ・事業の実施状況について
 - ・事業の広報について
- 国勢調査の実施状況について

12月8日

【公安委員会関係】

- 阿南、阿波両運転免許センターの運用状況及び行政サービスの拡充について
- 県警察の新型コロナウイルス感染症対策について
- 【経営戦略部・監察局関係】
- 職員の超過勤務縮減に向けた取組について
 - ・高病原性鳥インフルエンザに対する防疫体制について
 - ・タスクフォースの設置状況について
- 就職氷河期世代をはじめとする多様な職員の採用について
- 新型コロナウイルス感染症の影響により雇止め等となった方を対象とした来年度の会計年度任用職員の採用予定について

12月9日

【未来創生文化部関係】

- 新ホール整備について
 - ・基本計画の内容及び策定スケジュールについて
 - ・今後の検討における各部局との連携について
- 青少年センターの移転について
 - ・旧センターの解体時期について
 - ・旧センター跡地の埋蔵文化財調査について
 - ・アミコビルの屋上の活用について
 - ・整備費について
- とくしまマリッジサポートセンターについて
 - ・事業実績について
 - ・コロナ禍における取組について

経済常任委員会 庄野昌彦議員

4月28日

【商工労働観光部関係】

- 新型コロナウイルス感染症対策への取組について
 - ・雇用調整助成金の活用促進における国との連携について
 - ・ホテル、宿泊業者への支援について

- ・徳島市の阿波おどり開催中止への対応について
- ・非正規雇用者への支援について

【農林水産部関係】

- 新型コロナウイルス感染症対策への取組について
 - ・阿波尾鶏等への影響について
 - ・県産品の販売促進について

6月23日

【商工労働観光部関係】

- 障がい者の雇用促進について
- とくしまマラソン2020の出走エントリー者への対応と次期大会開催の見込みについて
- 大鳴門橋遊歩道「渦の道」の現況と集客促進への取組について
- 持続化給付金について

6月24日

【農林水産部関係】

- 阿波ふうど新規販売チャネル開拓事業の概要と取組状況について
- 外来生物による被害と対策について
 - ・ジャンボタニシについて

9月24日

【商工労働観光部関係】

- おもてなしタクシーの認定制度について
- 県工業技術センターの事業について

9月25日

【農林水産部関係】

- 県産畜産物活用型経済活性化事業の実施状況について
- 阿波ふうど新規販売チャネル開拓事業の実施状況について
- 県産農林水産物の輸出に向けた取組について
- 海部郡沖の浮魚礁について

12月8日

【農林水産部関係】

- 高病原性鳥インフルエンザへの対応について
 - ・他県での発生状況について
 - ・野鳥対策について
 - ・防疫に係る対策、体制について
- 県有施設の県産木材活用について
- 新たな徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画の骨子について
 - ・次期計画の基本戦略と実装プロジェクトについて

12月9日

【商工労働観光部関係】

- 徳島ヴォルティスのJ1復帰について

文教厚生常任委員会 黒崎 章議員

4月28日

【保健福祉部・病院局関係】

- 軽症者等の療養体制確保事業について
 - ・新型コロナウイルス感染症終息後の旧海部病院の取扱いについて
 - 医療資材の調達及び配備について
 - 看護師業務の負担増について
- 【教育委員会関係】
- 部活動を頑張ってきた生徒について
 - ・進路決定の際の評価資料について
 - 学校再開時の総合寄宿舎等を利用している生徒への対応について
 - 県立高校等における学費の支援について

6月25日

【保健福祉部・病院局関係】

- 令和元年度地方独立行政法人徳島県鳴門病院決算について
- 徳島県鳴門病院と県立3病院との経営面における違いについて
- 徳島県鳴門病院の診療科数について
- 令和元年度徳島県病院事業会計決算について
- 地域医療構想における公立・公的病院見直しの延期について
- 県立病院における県産食材の利用について

6月26日

【教育委員会関係】

- 総合寄宿舎等における衛生対策について
- スマートフォン等の適正な利用推進協議会について

9月28日

【保健福祉部・病院局関係】

- 県立3病院及び徳島県鳴門病院について
 - ・基本理念及びその遵守について
 - ・内部統制の取組について
- 高齢者施設等に対する介護職員の応援派遣体制について
- 認知症施策推進大綱を踏まえた県の施策について

9月29日

【教育委員会関係】

- GIGAスクール構想について
 - ・教員・児童生徒に対するGIGAスクール構想の目的、意義の理解について

12月10日

【教育委員会関係】

- 教員の変形労働時間制の導入について
 - ・制度化への不安に対する配慮について
 - ・教育現場・関係者の意見を踏まえた条例制定について
- 内部統制制度について

12月11日

【保健福祉部・病院局関係】

- かかりつけ医について
- 県立病院及び徳島県鳴門病院における外国人患者の受入体制について
- 徳島県の国民健康保険財政について
- 公立病院に対する評価指針について

国土整備常任委員会 白木春夫議員

4月28日

【危機管理環境部関係】

- 県外車両流入調査について
 - ・調査結果について
 - ・県外車両ナンバーの方への対応について
- 新型コロナウイルス感染症への対策について
 - ・パチンコ店等の事業者への対応について

6月25日

【県土整備部関係】

- 主要地方道鳴門公園線の歩道整備について

6月26日

【危機管理環境部関係】

- 新たに発生した新型コロナウイルス感染者について
 - ・大阪市から徳島市までの移動方法について

9月29日

【危機管理環境部関係】

- 水素エネルギーの普及促進について

特別委員会

地方創生対策特別委員会 高井美穂議員

6月29日

- ターンテーブルについて
 - ・宿泊部門における戦略転換について
- とくしま応援割について
 - ・感染防止策と経済活性化との両輪の取組について
- 徳島市中心部のにぎわいづくりの戦略について

11月26日

○ふるさと回帰「絆」強化事業について

- ・申請状況について
- ・申請者の反応について
- ・アンケート結果の回収状況について

防災・感染症対策特別委員会 黒崎 章議員

6月30日

- 関西広域連合の新型コロナウイルス感染症に係る広域医療連携について
 - ・患者の受入れについて
 - ・検査について
- 新型コロナウイルス感染症の影響によるターンテーブル宿泊部門の国内向けへの転換について
- マイナンバーカードの保険証としての利用について
 - ・今後のスケジュールについて
 - ・情報の閲覧について

9月10日

- 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営について
 - ・サブ避難所について

10月1日

- 国土交通省徳島河川国道事務所公表の家屋倒壊等氾濫想定区域について
 - ・概要と県の対応について
 - ・管理河川における洪水浸水への対策について
- 県有施設の緊急避難場所としての受入れについて
- PCR検査結果等の個人情報の管理について

11月27日

- 関西広域連合における医療応援体制について
 - ・患者の搬送方法について
 - ・患者搬送に係るアイソレーターの配備状況について

12月15日

- 新型コロナウイルスのワクチン接種について
 - ・優先接種順位について
- 障がい福祉サービス事業所等におけるBCP（事業継続計画）の策定について
 - ・県内の対象施設数について
 - ・策定に向けた県の取組について
 - ・策定に当たっての市町村の関わりについて
- 厚生労働省が障がい者施設に設置を義務付ける虐待防止委員会について
- 新型コロナウイルス感染拡大に伴う航空路線の現状について

次世代育成・少子高齢化対策特別委員会 庄野昌彦議員

6月30日

- コロナ禍における高齢者施設の状況について
 - ・マスク等の衛生物資の供給状況について
 - ・第2派に備えた対策について
- 児童虐待の状況及び児童相談所の体制について
- 中学、高校総体等の中止に伴う対応等について

10月1日

- 県内の不妊治療の現状について
- 少人数学級の取組について

特集IV 議会改革

徳島県議会 議会改革の経過報告（令和2年度）

1. はじめに

徳島県議会は、議会における最高規範として、議会の理念を定める議会基本条例を、平成25年2月定例会において全会一致で可決、制定しました。以来、条例に基づき、更なる改革に取り組んでいます。

令和2年度は、徳島県議会議規則に基づき設置された「徳島県議会政策条例検討会議」に、新風とくしま所属議員が委員として出席し、検討・協議等を行いました。

また、令和元年度「徳島県議会議会改革検討会議」にて調査・審議を行い、令和2年3月に策定された「議会改革行動計画（第3期）」についても、議会ICT化の推進など着実な実施に取り組みました。

2. 徳島県議会政策条例検討会議（委員：高井議員）4回開催

議員が提出する政策条例の議案の作成に関し協議又は調整を行うことを目的に、平成24年7月17日に設置されました。

令和2年度の会議の主な内容は次のとおりです。

・第1回検討会議（R2.9.11）

- 1 座長及び副座長の選出について
- 2 会議の運営について
- 3 条例案の検討
会長・幹事長会で決定された「徳島県主要農作物等種子に関する条例（仮称）」について、条例提案書の説明がありました。
- 4 条例の検証
「徳島県家庭教育支援条例」を今年度の検証対象とすることが決定されました。



・第2回検討会議（R2.10.6）

- 1 条例案の検討
「徳島県主要農作物等種子条例（案）」について、執行部からヒアリングを行いました。
- 2 条例の検証
「徳島県家庭教育支援条例」について、執行部からヒアリングを行いました。

・第3回検討会議（R2.11.24）

1 条例案の検討

パブリックコメントにかける条例案の決定とパブリックコメントの実施を決定しました。

・第4回検討会議（R3.2.4）

1 条例案の検討

パブリックコメントの意見に対する議会の考え方を取りまとるとともに、最終の条例案を決定し、令和3年2月定例会閉会日に提案することとしました。

2 条例の検証

検証結果報告書の最終案について協議を行い、条例の検証結果報告書が取りまとめられました。

4回にわたる政策条例検討会議において、「徳島県主要農作物等種子条例案」の検討及び「徳島県家庭教育支援条例」の検証は終了し、令和3年2月10日、結果報告書が議長に提出されました。

3. 議会ICT化の推進

令和元年度策定「議会改革行動計画（第3期）」において決定した、議会ICT化の推進の一環として、タブレット端末及びペーパーレス会議システムの導入を事業計画年度内に実施することとしており、これにより、さらに効果的な議会運営や議員活動の効率化等が図られます。

新風どくしまにおいては、積極的に勉強会を実施するとともに、ペーパーレス会議システム体験会への参加を通してタブレットの操作性等を確認するなどし、議会ICT化の課題等について考察を深めました。



2020年7月6日

議会ICT化の推進について勉強会

18



2020年9月11日

徳島県議会ペーパーレス会議システム体験会

特集V 新風とくしま 調査研究活動報告

2020年

■会派活動の結果

わが会派は、県民の皆さまの負託と信頼に応えるため、知事等の執行機関の事務執行に対する監視・評価はもとより、様々な政策立案機能の強化・充実を図ってまいりました。

今後とも、「議会機能の強化」、「効果的な議会運営」、「開かれた議会」の視点から、さらなる議会の活性化に会派一丸となり、全力で取り組んでまいります。

■月 日 7月28日29日

■場 所 南部県域

- ①「GOGO SUP&CAFE」
- ②「海部病院現地調査」
- ③「阿佐海岸鉄道」
- ④「CAMP PARK KITO」
- ⑤「日野谷診療所」

■テーマ 地域資源を活用した町おこしの取組や、地域医療の現状と課題等を調査することにより、新型コロナウイルス対策を講じつつ地域振興に取り組むにはどうしたらよいのか考察し、県政施策の推進に資することを目的としています。

■まとめ ①廃材や県産スギを活用したCAFÉを設け、地元食材を使った料理をふるまうとともに、住民が親しみやすいマリンスポーツの機会を提供することにより、地域振興と健康づくりに貢献している団体の取組について、説明を受けました。
②病院への交通アクセス（降車位置）を確認しました。
③阿佐東線DMV導入に係る取組、DMV開発の背景と目的、阿佐東線の現状、実証運行等について説明を受けました。
④自然を活かしたキャンプ場運営のあり方やコロナ感染拡大防止対策等について説明を受けました。
⑤県内初の「保健・医療・福祉」の連携を理念とした包括ケアセンターの役割について、新型コロナウイルス感染症対策と絡めて説明を受けました。



特集VI 新型コロナウイルス感染症に係る対策

2020年

■会派活動の結果

- 新型コロナウイルス感染症に係る対策の強化について知事へ緊急要望
県議会の全会派が、知事に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る要望を行いました。

4月17日には、医療体制の強化や、学校休業に対する支援など、新型コロナウイルス感染症への迅速な対応について要望を行いました。

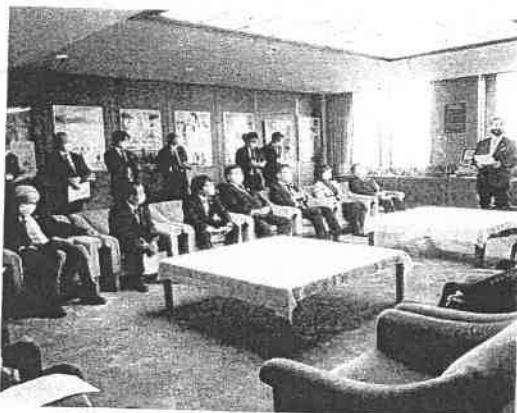
5月27日には、県民の命と生活を守りながら、県内経済を確かな回復基調へ導くため、既決予算の積極活用を含む、緊急の要望を再度行いました。

要望事項は、4月臨時会での補正予算や6月補正予算へ反映されました。

●意見書の提出

- 全議員提案による意見書を可決し、国等の関係機関へ提出しました。
「新型コロナウイルス感染症から地方の生活と経済を守るために対策強化に関する意見書」（4月30日：4月臨時会）
「中小・小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関する意見書」（9月11日：9月定例会）

このほか、各定例会においても、代表質問や委員会等を通して論議を行い、新たな国難である新型コロナウイルス感染症の拡大防止と県内経済の回復に向け、引き続き全力で取り組んでいます。



2020年4月17日知事への緊急要望



2020年5月27日知事への緊急要望

德島県議会

新風とくしま

気候変動軽減対策を庄野氏 適応計画本年度策定知事

気候変動軽減対策を 庄野氏
適応計画本年度策定 知事
庄野昌彦氏
(新規)
一 脱炭素社会の実現(向
けた対策と併せ、気候変動
による生態系の生命や財産
の影響を軽減する対策等)」
うべきだ。
知事 亞谷成博、場の木質資源、森林のねむ
(徳島)が、カーボン・
ダの製造過程で発生する副
水素を使い、水素製造
がめ。魅力的な施設に

20/6/19
徳島新聞

20/9/17
德島新聞

「一吉野川の研究を進める
考へはあるか。」
吉野川は徳島の生活や文化、經濟に欠かせず、多様な文化を生み出してきた。しかも、川と共に育んできた歴史文化遺産は、近年の過疎化や少子高齢化による消滅の危機感や扱い手不足による懸念される。農民の宝である農業生産も、時代の変遷とともに大きく変化する。農業生産の合理化や生産性の向上が求められる。また、農業生産の合理化は、農業生産の効率化と密接な関係がある。そこで、農業生産の効率化を実現するためには、生産技術の開発や生産設備の更新が不可欠である。一方で、農業生産の効率化は、雇用創出や地域経済の活性化にもつながる。したがって、農業生産の効率化は、農業生産の持続可能な発展にとって重要な課題である。

21/2/18
德島新聞

揭載新聞記事

水素社会実現加速を臼木氏 新たな事業展開視野 知事

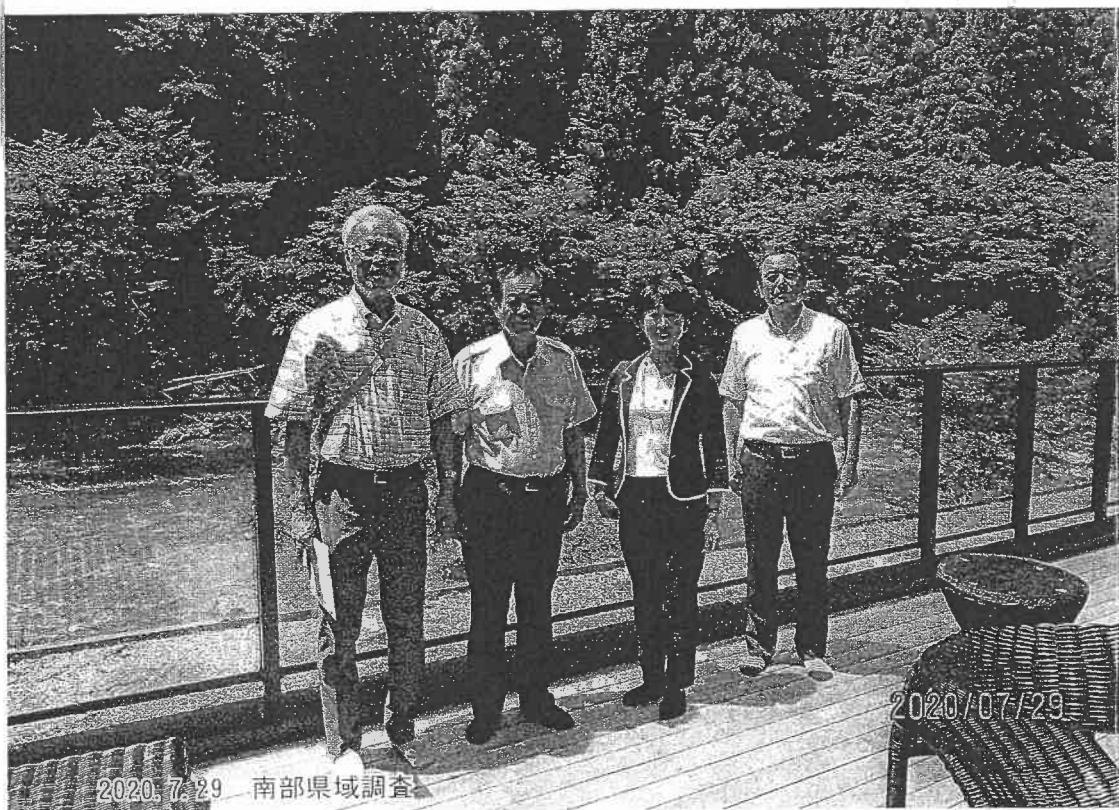
木春夫氏
(新風)
「今年は2年連続で減産する。
一、来利用の野菜を引き取
る。木春夫氏
向て取り組みが出来させ
る」と、志田農部危機管理課部
長若林邦和氏、新たな
知事、東京電力福島第一工場に
赴き、原発事故による影響でイヌク
ヒヌル(核炉)が爆発して緊急停
止した固定式水素炉1号機へ、出前調査
が3月26日午後2時をもって終了した。
若林は市町村に働き掛けられて
来る。原発事故による影響で、
トラックや船積入するところ、「アーバスト」を設立
いった新たな運送会社を設立する。ボートの設置場所が
野に入る水素エネルギー、分かる地域を名づけ、スル
リット横幅の「水素」、運営に向う大きな進歩がスル
リット横幅の「水素」、運営に向う大きな進歩がスル

本年度内に計画策定知事
ム」を本年度内に策定する。
「喜川の研究を進め
考はるか。

20/12/4
徳島新聞

「挑戦!」県民の声を県政にいかす!

徳島県議会 新風とくしま議会活動報告



~ご意見お寄せください~

徳島県議会新風とくしま

徳島県徳島市万代町1-1県議会内

TEL: 088-621-3031

FAX: 088-621-2813

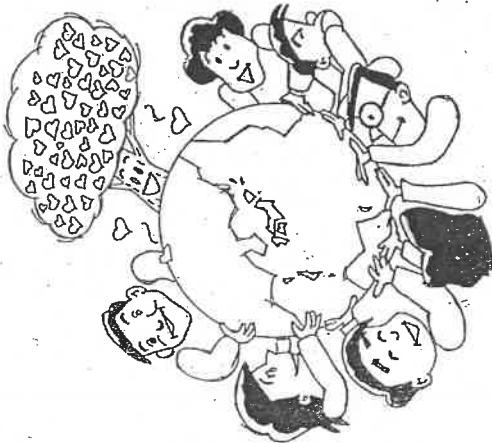
e-mail: shinpuuminsyu@angel.ocn.ne.jp

<https://shinpu.eek.jp/>

〒770-8571
徳島市幸町2丁目5
徳島市長 横



徳島県議会 新風とくしま



〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

TEL : 088-621-3031 FAX : 088-621-2813

<http://www.shinpu.eek.jp/>

令和3年3月吉日

各 位

徳島県議会 新風とくしま
会長 黒崎 章
副会長 高井 美穂
幹事長 庄野 昌彦
議員 白木 春夫

日ごろは、新風とくしまの活動に御協力を頂きありがとうございます。
このたび、「『挑戦！』県民の声を県政にいかす！新風とくしま議会活動報告（No.14）」を作成いたしました。
つきましては、ご一読の上、ご意見を頂ければ幸いに存じます。
今後とも、当会派の活動に対して、ご理解とご支援をよろしくお願ひ申し上げます。

◆ご意見はこちらへお願いします。

お寄せいただいたご意見・ご感想は、今後の会派活動や政策立案の参考にさせていただきます。

郵便	〒770-8570 (住所不要) 徳島県議会 新風とくしま 宛
メール	shinpuuminsyu@angel.ocn.ne.jp
ファクシミリ	088-621-2813
H P	https://shinpu.eek.jp/

活動報告書兼領収書等添付票

項目	広聴広報費
整理番号	5

① 年月日	令和3年3月19日						
② 内容	会派ホームページの更新作業・整理に係る出張講習料						
※議員が開催する会議（県政報告会等）の場合、開催通知（案内文）及び会議次第を添付すること							
③ 政務活動以外の活動 (議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
④ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物	発送 物写 し
	広聴広報費	5,200	10/10	5,200	会派ホームページの更新作業・整理に係る出張講習料		
	事務費	220	10/10	220	上記に係る振込手数料		
		合計	5,420		5,420		

(注) 専ら来賓や後援会長挨拶ばかりで、議員自らによる県政報告や参加者との意見交換等がないものについては、政務活動とはみなされません。

(注) 印刷費を計上している場合は、当該印刷費に係る成果物を添付すること。

(注) 郵送費を計上している場合は、支払の内容欄に発送数及び発送内容を記載の上、発送物の写しを提出すること。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の用途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	
<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 後援会主催の報告会等ではない	
<input checked="" type="checkbox"/> 参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食（公職選舉法の制限を超える飲食）の提供はない	
<input checked="" type="checkbox"/> 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	
<input checked="" type="checkbox"/> 郵送費を計上している場合は、発送数及び発送内容が記載されており、発送物の写しが提出されている	



(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

あわきん
キャッシュサービス ご利用明細票

ご利用いただき
ありがとうございます。 阿波銀行

年月日	加盟店番号	機種番号	銀行番号
030319	104020031		
店舗番号	口座番号	支店番号	
09	現金扱		
お取引内容	現金預入	お取引金額	
お振込		¥5,420	
お取引時刻	お取引後残高		
09:21	おつり	¥0	

当行本支店宛

受取人 アイス カウカウ様
依頼人 トクシマケンキ ガイ シンブ ウ様
振込日 03-03-19
振込金額 ¥5,200
振込手数料 ¥220
モバイルバンキング
あわきんネット
0319005

印紙料申告納付
付につき徳島
税務署承認済

詳しくは、裏面をご覧ください!!

參考樣式 7

活動報告書兼領收書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1-1

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選舉活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充分に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

4月分



2020年04月分
県庁

領收証

No. 1- 15-0226-000

新風とくしま 様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日2020年4月21日



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所
〒770-0943
徳島市中昭和町2丁目55番1
TEL: 088-653-1849

5月分



2020年05月分
県庁

領收証

No. M-1- 15-0226-000

新風とくしま 様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日2020年5月21日



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所
〒770-0943
徳島市中昭和町2丁目55番1
TEL: 088-653-1849

6月分



2020年06月分
県庁

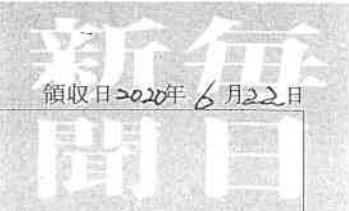
領收証

No. M-1- 15-0226-000

新風とくしま 様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日2020年6月22日



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所
〒770-0943
徳島市中昭和町2丁目55番1
TEL: 088-653-1849

參考樣式 7

活動報告書兼領收書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1-2

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

7月分



2020年07月分

県庁

領收証

No. M-1-15-0226-000

新風とくしま様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日 2020年 7月 21日



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所
〒770-0943
徳島市中昭和町2丁目55番1
TEL: 088-653-1849

8月分



2020年08月分

県庁

領收証

No. M-1-15-0226-000

新風とくしま様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日 2020年 8月 27日



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所
〒770-0943
徳島市中昭和町2丁目55番1
TEL: 088-653-1849

9月分



2020年09月分

県庁

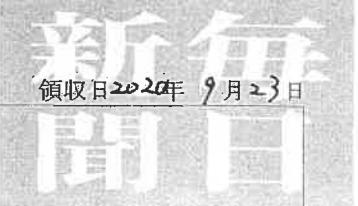
領收証

No. M-1-15-0226-000

新風とくしま様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日 2020年 9月 23日



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所
〒770-0943
徳島市中昭和町2丁目55番1
TEL: 088-653-1849

参考様式 7

活動報告書兼領收書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1-3

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違なければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

令和2年10月



2020年10月分

県庁

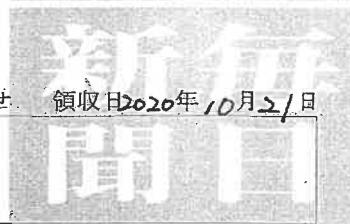
領收証

No. M-1- 15-0226-000

新風とくしま様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計	¥ 3,093	

お知らせ 領収日2020年10月21日



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所

〒770-0943

徳島市中昭和町2丁目55番1

TEL: 088-653-1849

令和2年11月



2020年11月分

県庁

領收証

No. M-1-N15-0226-000



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所

〒770-0943

徳島市中昭和町2丁目55番1

TEL: 088-653-1849

令和2年12月

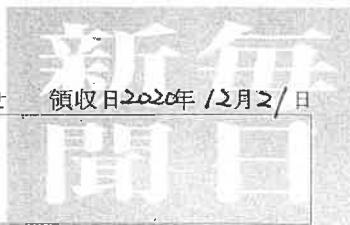


2020年12月分

県庁

領收証

No. M-1- 15-0226-000



毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所

〒770-0943

徳島市中昭和町2丁目55番1

TEL: 088-653-1849

參考樣式 7

活動報告書兼領收書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1-4

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、犬衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

令和3年1月



2021年01月分

県庁

領收証

No. 1- 15-0226-000

新風とくしま様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日2021年 1月 22日

毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所

〒770-0943

徳島市中昭和町2丁目55番1

TEL: 088-653-1849

令和3年2月



2021年02月分

県庁

領收証

No. M 1- 15-0226-000

新風とくしま様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日2021年 2月 22日

毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所

〒770-0943

徳島市中昭和町2丁目55番1

TEL: 088-653-1849

令和3年3月



2021年03月分

県庁

領收証

No. 1- 15-0226-000

新風とくしま様

銘柄	部	金額
毎日新聞	1	3,093
合計		¥ 3,093

お知らせ 領収日2021年 3月 22日

毎度ご購読有難うございます。
上記の通り領収致しました。



毎日新聞徳島東部販売所

〒770-0943

徳島市中昭和町2丁目55番1

TEL: 088-653-1849

參考樣式 7

活動報告書兼領收書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2-1

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

4月分

新風とくしま

様

新聞・雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数
1
金額
3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

3,497 円

2020 年 4 月分

上記の金額をしきにいたしました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会

〒779-3121

徳島市国府町和田字居

内144

TEL 088-642-9901

收 4/27 者

5月分

新風とくしま

様

新聞・雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数
1
金額
3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

3,497 円

2020 年 5 月分

上記の金額をしきにいたしました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会

〒779-3121

徳島市国府町和田字居

内144

TEL 088-642-9901

收 5/25 者

6月分

新風とくしま

様

新聞・雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数
1
金額
3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

領 収 書

3,497 円

2020 年 6 月分

上記の金額をしきにいたしました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会

〒779-3121

徳島市国府町和田字居

内144

TEL 088-642-9901

收 6/29 投 者

參考樣式 7

活動報告書兼領收書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2-2

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で□を記入すること）	会派使用欄
<input checked="" type="checkbox"/> 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査
<input checked="" type="checkbox"/> 充當に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

7月分

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

新風とくしま 様 領収書

新聞雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数 1 金額 3,497

3,497 円

2020年 7月分

上記の金額をしきにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901
受取日 7/29 振者

8月分

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

新風とくしま 様 領収書

新聞雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数 1 金額 3,497

3,497 円

2020年 8月分

上記の金額をしきにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901
受取日 8/26 振者

9月分

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

新風とくしま 様 領収書

新聞雑誌名
日刊「しんぶん赤旗」

部数 1 金額 3,497

3,497 円

2020年 9月分

上記の金額をしきにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党徳島地区委員会
〒779-3121
徳島市国府町和田字居
内144

TEL 088-642-9901
受取日 9/28 振者